

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
1-(1)-①	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	①〇グループホーム整備の基本的方向については、障害者計画の数値目標、利用待機者調査、高齢化等による在宅からグループホームへの移行等、地域での必要性などを踏まえ、順次支援を行い、引き続き、量的拡充を図ります。 〇特に、強度行動障害のある人、精神障害や身体障害のある人のためのグループホームの整備など、社会情勢に即応した整備に努めます。 〇グループホームの新規開設支援、運営の安定化及び人材の確保に資するためにグループホームに対して、運営等に関する費用の補助や障害者グループホーム等支援ワーカーによる新規開設相談を実施します。 〇また、障害のある人の中には共同住居より単身での生活をしたいというニーズがあり、それに応えるため、新たに創設された、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、引き続き周知に努めます。	・1箇所のグループホームに対して整備補助を行い、量的拡充を図りました。 ・グループホームの運営費補助や利用者に対する家賃補助、グループホーム等支援ワーカーによる新規開設相談(年間846件)等により質的な充実を図りました。 ・サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、周知に努めました。	・一層の地域移行を図るため、グループホームに対して整備補助を行うとともに、グループホーム等支援ワーカーの配置等により質的な充実を図ります。 ・引き続き、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、グループホームの連絡協議会等を通じて周知に努めます。	
1-(1)-②	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	② 地域資源を活用した整備として、既存の戸建住宅の空き家等をグループホームとして活用する場合の建築基準法等の規制については、利用者の安全のために必要な防火対策や避難対策の確保も踏まえて対応する必要があります。 これについては、国での検討動向を注視しながら、必要な防火安全対策等を確保しつつ、過度に厳格な規制とならないよう、引き続き、国へ要望します。	・国庫補助事業を活用し、グループホームのスプリンクラー整備の補助を行いました。 ・グループホーム等が地域における居住施策であることを考慮し、建築基準法等の基準について、関東甲信ブロック民生主管部局長会議等を通じて、その設置促進が阻害されることのないよう、弾力的な運用等について国へ要望しました。	・引き続き、グループホームの建築基準法等の規制について、国の動向を注視しながら、過度に厳格な規制とならないよう、必要に応じて国へ要望します。 ・国庫補助事業を活用し、グループホーム等に対するスプリンクラー整備の支援を行います。	
1-(1)-③	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	③〇サービスの質の向上を図るため、利用者への家賃補助やサービス管理責任者、世話人などへの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者に対する運営相談支援を行います。 〇また、利用者の高齢化や障害の重度化などに対応した生活支援員の増員などの手厚い人員配置を行なうグループホームに対して、実態に即した報酬体系となるよう、加算制度の拡充などを国へ要望します。 〇あわせて、グループホーム利用者が地域生活支援事業等により、より充実した生活を送れるよう市町村などに働きかけます。	・利用者への家賃補助やサービス管理責任者、世話人などへの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者との運営相談支援を行いました。(グループホーム等支援ワーカーの支援者数、世話人等延べ404人、設置者等延べ3,514人) ・グループホームについて、重度障害者等への支援に必要な生活支援員の確保等のため、更なる報酬(加算含む)の拡充を図るよう、国へ要望しました。	・グループホームに係るサービスの質の向上のため、家賃補助や研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる運営相談支援を行います。 ・引き続き、グループホームに係る加算制度の拡充などについて、国へ要望します。	
1-(1)-④	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害者福祉推進課	④〇障害のある人の地域生活についての近隣住民の正しい理解が得られるよう、地域の行政、権利擁護団体、不動産業団体等との協力のもと県民への啓発に努めます。 〇また、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(以下「障害者条例」という。)の相談支援等により、個別事案の解決にあたります。	・広域専門指導員等による障害者条例の周知・啓発活動を1,368件行いました。 ・障害を理由とした差別と思われる相談が76件あり、広域専門指導員を中心に事案解決に取り組みました。	・第七次千葉県障害者計画に従い、今後も障害者条例のみならず、障害者差別解消法と併せた啓発・広報活動に取り組みます。 ・今後も市町村をはじめとした関係機関と連携を図り、事案解決のための体制整備に努めます。	
1-(1)-⑤	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	⑤〇市町村における地域生活支援拠点等の整備を促進するため、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例(優良事例)の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど、継続的な支援を行います。 〇拠点等の整備に当たって、新たに施設整備等を行う必要がある場合には、社会福祉施設等施設整備費補助金の活用を検討します。 〇地域生活支援拠点の制度について周知するとともに、地域移行の可能な人への支援の在り方などを検討し、相談支援事業や障害者グループホーム等支援ワーカー事業を活用して、施設待機者等を踏まえ、これまで以上に地域に移行できるよう取り組みます。	・地域生活支援拠点を予定している施設2箇所に対し、施設整備補助を行いました。 ・障害者グループホーム等支援事業を活用し、入居希望者や入居を支援する機関(計画相談支援事業所・市町村等)に対する支援を行い、地域移行の推進を図りました。(入居希望者への支援:延べ2,740回、入居支援者への支援:延べ1,536回) ・市町村や事業者に対する支援や、設置を検討している市町村の相談に対応するなど、設置の促進に努めました。	・国庫補助事業を活用して、地域の社会資源となる地域生活支援拠点等の整備を引き続き行います。 ・引き続き、障害者グループホーム等支援事業を活用し、入居希望者や支援機関への支援を行い、地域移行の促進を図ります。 ・地域生活支援拠点の設置促進に係る市町村会議の開催等により、全ての市町村における設置を促進していくとともに、機能の充実等に向けて協議を行うよう促しています。	1-4 地域生活支援拠点等が整備されている圏域の数
1-(1)-⑥	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	⑥〇平成32年度末の施設入所者数については、平成28年度末時点の施設入所者数と施設待機者等の地域の実情や、県立施設のあり方の見直しを踏まえ4,471人とし、グループホーム等での対応が困難な人のニーズに障害者支援施設(入所施設)が対応します。 〇なお、今後とも、待機者や重度化・高齢化の状況について、千葉県総合支援協議会や市町村等の意見を聞きながら地域の実態把握に努めるとともに、地域での生活を継続することが困難となった場合に、障害者支援施設等が利用できるよう、情報の提供や体制づくりについて、関係者の理解を得ながら検討します。	・令和2年度末の施設入所者数の目標を踏まえつつ、千葉県総合支援協議会や市町村等の意見を聴きながら地域の実態把握に努めました。	・令和5年度末の施設入所者数の目標を踏まえつつ、引き続き千葉県総合支援協議会や市町村等の意見を聴きながら地域の実態把握に努めます。	1-2 施設入所者の地域生活への移行者数 1-3 施設入所者数
1-(2)-①	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(2)日中活動の場の充実	障害福祉事業課	①〇様々な障害のある人のニーズに応じた日中活動の場の充実のため、限られた社会資源を有効に活用するとともに、個々の特性やニーズに応じて利用可能な日中活動の場の整備を促進します。 〇また、利用ニーズが多いものの社会資源の少ない医療的ケアができる生活介護などの日中活動の場や、利用者の体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる短期入所事業所など、量的・質的拡充に努めます。	・重症心身障害者を受け入れることができる短期入所事業所2箇所と、日中活動の場2箇所の整備補助を行いました。	・引き続き、限られた社会資源を有効に活用を図るとともに、日中活動の場の整備補助等により、量的・質的拡充に努めます。 ・医療的ケアができる生活介護などの日中活動の場や、利用者の体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる短期入所事業所など、量的・質的拡充に努めます。	1-7 短期入所事業者数
1-(2)-②	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(2)日中活動の場の充実	障害福祉事業課	②〇特別支援学校に通う重症心身障害の状態にある子どもや肢体不自由のある子ども、特別支援学校に通う障害のある子どもの放課後等デイサービスなどの日中活動の場の整備を促進します。 〇特別支援学校の再編等に伴い、通学先が変わる子どもたちが、放課後等に利用できる場が確保されるよう、教育委員会や関係市町村等と連携し、整備を促進します。	・放課後デイサービス1箇所に対し、整備補助を行いました。 ・新たに放課後等デイサービス事業所89箇所の開設がありました。	・引き続き、家族等のニーズに応えるため、放課後等デイサービス事業所の整備補助等により、量的拡充に努めます。 ・引き続き、放課後等デイサービス事業所の指定にあたっての指導や運営指導を行います。	
1-(2)-③	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(2)日中活動の場の充実	障害福祉事業課	③〇市町村が実施する地域活動支援センターの充実を図るため、地域の特性に応じた支援ができるよう、国に対して必要な財源の確保を引き続き要望します。 〇また、地域活動支援センターの実態把握を踏まえ、障害のある人が特性に応じた支援を受けられるよう、実施主体である市町村と協議しながら、県独自の補助制度の見直しを検討し、地域活動支援センターの充実に向けた支援を行います。	・地域活動支援センターに関する財源確保について、関東甲信越地区障害福祉主管課長会議等を通じて、国に対して要望を行いました。 ・地域活動支援センターに関する県単独補助として、重度障害者等の支援、一般就労支援、家賃及び送迎に対する補助を行いました。	・引き続き、地域活動支援センターに関する財源確保について要望を行います。 ・地域活動支援センターに係る補助を継続するとともに、ニーズに見合った補助制度の見直しについて検討します。	1-5 地域活動支援センター所在市町村
1-(3)-①	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害福祉事業課	①〇引き続き、ホームヘルパー等に対する各種研修を行うことにより、支援の質の向上に取り組むとともに、利用者のニーズに応えられる十分なサービス量の確保に努めます。 〇新たに創設された自立生活援助の適正なサービスの確保と円滑な利用の推進に努めます。 〇重度訪問介護については、対象者が拡大されたことから、サービス利用状況や障害のある人のニーズを十分把握した上で、市町村の支給決定を尊重した国庫負担とすることなどの必要な見直しを図りたいと要望します。	・ホームヘルパー等に対し、各種研修を実施しました。 ①重度訪問介護従業者養成研修 養成人数84人、研修回数23回 ②同行援護従業者養成研修 養成人数339人、研修回数32回 ③強度行動障害支援者養成研修 養成人数741人、研修回数18回 ④移動介護従業者養成研修 養成人数23人、研修回数2回	・引き続き、同様の研修を実施し、ホームヘルパー等の支援の質の向上に努め、利用者のニーズに応えられるサービス量の確保に努めます。 ・自立生活援助の設置が進むよう事業者等への周知に努めるとともに、適切な報酬上の評価について国へ要望します。 ・引き続き、市町村の負担を軽減するため、国へ要望します。	

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
1-(3)-②	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害者福祉推進課 障害福祉事業課	②○障害のある人が、引き続き、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするとともにその生活の質的向上を図るために、県として市町村間の意思疎通支援事業や移動支援事業の円滑な相互利用や事業の充実に向けて助言・支援等を行います。 ○そのために移動支援従業者の資質の向上、コミュニケーション手段の確保等、社会参加促進のためのサービスの充実を図ります。	・移動介護従事者の資質向上のため、移動介護従業者養成研修を実施しました。 (養成人数23人、研修回数2回) ・市町村の地域生活支援事業については、市町村からの照会に対する助言を行うとともに、県内の実施状況の把握に努めました。	・引き続き、同様の研修を実施し、移動介護従事者の資質向上に努めます。 ・引き続き、意思疎通支援事業や移動支援事業について県内の実施状況の把握に努めるとともに、調査情報を市町村へ共有する等、市町村間の連携に資するような情報提供に努めます。	
1-(3)-③	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害者福祉推進課	③ 経済的自立や地域生活に必要な所得保障の観点から、障害基礎年金や諸手当の支給水準等の必要な見直しを国に要望していきます。	・障害のある人の所得保障については、必要な施策について検討を行い、障害基礎年金の増額、住居手当の創設、年金受給前の対策などの措置を講ずるよう、関東甲信越地区障害福祉主管課長会議等を通じ、4回国に要望しました。	・引き続き各種の機会を通じ、障害のある人の所得保障について、国に対して要望していきます。	
1-(3)-④	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害者福祉推進課 障害福祉事業課	④○重度の視覚障害のある人などの外出する機会を確保するため、同行援護事業従事者の資質の向上に努めるとともに、盲導犬・介助犬等の育成、中途で視覚障害となつた人の歩行訓練やコミュニケーション訓練、視覚障害のある人のための教養・文化講座など、適切な実施に努めます。 ○また、引き続き介護する家族等のニーズに応えるため、短期入所事業所の整備を促進します。	・同行援護事業従事者の資質の向上のため、同行援護従業者養成研修を実施しました。 (養成人数339人、研修回数32回) ・短期入所事業所2箇所に整備補助を行いました。 【盲導犬等の育成】 ・盲導犬2頭及び介助犬2頭を育成・給付しました。 【中途視覚障害者向けの訓練】 ・「中途視覚障害者自立更生支援事業」として、歩行訓練等を344回実施しました。 【教養・文化講座】 教養講座を8回、点字教室を7回開催しました。	・引き続き、同様の研修を実施し、同行援護従業者の資質の向上に努めます。 ・引き続き、介護する家族等のニーズに応えるため、短期入所事業所の整備を促進します。 ・今後とも引き続き事業の適切な実施に努めます。	
1-(3)-⑤	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害者福祉推進課 障害福祉事業課 健康福祉指導課	⑤ 障害者虐待防止法や障害者差別解消法、成年後見制度などの周知に努めるとともに、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について情報提供するなど、当事者団体や家族会、それらを支える支援者などの活動に資するような支援をします。	・広域専門指導員等による障害者条例の周知・啓発活動を1,368件行いました。 ・成年後見制度の利用の促進を図るため、千葉県社会福祉協議会を通じて、市町村、市町村社会福祉協議会、県民に対して、制度を周知するための講演会等を実施しました。 ・障害者虐待防止のパンフレットを市町村や希望のあった機関、研修などの機会等に配付し、周知を図りました。	・今後も第七次千葉県障害者計画に従い、障害者条例のみならず、障害者差別解消法と併せた啓発・広報活動に取り組みます。 ・成年後見制度の利用が促進されるよう、引き続き、制度の周知を行います。 ・引き続き、ポスター・パンフレット、シールによる啓発を行い、障害者虐待防止法の周知に努めます。	
1-(3)-⑥	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	健康福祉指導課	⑥ 障害のある人が地域で自立した生活を続けることができるよう、日常生活を送るうえで不安を抱える障害のある人に対して、日常生活自立支援事業による福祉サービスの利用の援助や金銭管理等の支援を行います。	・千葉県社会福祉協議会への支援を通じ、令和3年3月末現在、1,628人の方が各市町村社会福祉協議会が提供する日常生活自立支援事業を利用しています。	・利用者が安心して日常生活自立支援事業を利用できるよう、引き続き事業の安定的な運営の支援に努めます。	1-6 日常生活自立支援事業利用者数
1-(3)-⑦	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	健康福祉指導課	⑦ 「生活困窮者自立支援法」に基づく支援として、ひきこもりや障害のある人を含む生活困窮者からの就労その他の自立に関する相談を受け、抱えている課題を評価・分析し、そのニーズに応じた自立支援計画を策定の上、必要な支援に結びつける自立相談支援事業や離職等により住宅を失った生活困窮者等に対し就職活動を支えるため、家賃費用を給付する住居確保給付金などを通じて地域全体での取組を行っていきます。	・県が所管する町村部の自立相談支援機関において、940件の相談があり、うち194件の自立支援計画を策定し、就労支援や住居確保給付金の支給等を行いました。また、町村部全域で就労準備支援事業を実施し、27人にに対し日常生活自立や就労自立等に向けた訓練を実施するとともに、印旛及び長生園域において先行して家計改善支援事業に取り組み、48人に対し家計管理や滞納解消等に係る支援を行いました。	・前年度と同様、自立相談支援機関による相談や就労支援、住居確保給付金の支給等を行うとともに、就労準備支援事業については引き続き県が所管する町村部全域で実施します。また、家計改善支援事業については、本年度から町村部全域において家計管理や滞納解消等に係る支援を行います。	
1-(4)-①	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(4)重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	障害福祉事業課	①○県内各地域での強度行動障害のある人への支援体制の構築に向け、「強度行動障害のある方への支援体制構築事業」や「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」の成果や課題を踏まえ、支援のあり方等について、引き続き、検討を進めるとともに、その成果、研修効果の県全域への普及を図ります。 ○市町村における地域生活支援拠点等の整備を促進するため、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例(優良事例)の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど継続的な支援を行っていきます。拠点等の整備に当たって、新たに施設整備等を行う必要がある場合には、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用します。 ○地域生活支援拠点の制度について周知するとともに、地域移行の可能な人への支援のあり方などを検討し、相談支援事業や障害者グループホーム等支援ワーカー事業を活用して、施設待機者等を踏まえ、これまで以上に地域に移行できるよう取り組みます。 ○あわせて、「強度行動障害県単加算事業」を引き続き実施し、受け入れを行う施設のケアの質の向上を図り症状の軽減を支援するとともに、既存のグループホームが強度行動障害のある人を受け入れるための改修等の経費に対して、補助対象の拡大を検討します。 ○また、医療的ケアが必要な障害のある人や子どもが在宅で医療や福祉サービスを受けられるよう、訪問看護師の育成研修やコーディネーターとしての相談支援専門員の育成を図ります。 ○なお、市町村の地域生活支援事業において、利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業ができるよう市町村に働きかけを行います。	・障害者グループホーム等支援事業を活用し、入居希望者や入居を支援する機関(計画相談支援事業所・市町村等)に対する支援を行い、地域移行の推進を図りました。 (入居希望者への支援:延べ2,740回、入居支援者への支援:延べ1,536回) ・新型コロナ感染症の影響により医療的ケア児を支援するコーディネーター研修は未実施となりました。 ・市町村や事業者に対し、地域生活支援拠点等に係る情報提供等を行いました。また、関係資料の配布や、設置を検討している市町村の相談に対応するなど、設置の促進に努めました。 ・引き続き、市町村の地域生活支援事業について、県内の状況把握に努めるとともに、各市町村の実施事例の共有等を図ります。	・引き続き、障害者グループホーム等支援事業を活用し、入居希望者や支援機関への支援を行い、地域移行の促進を図ります。 ・医療的ケアが必要な障害のある人や子どもが在宅で医療や福祉サービスを受けられるよう、訪問看護師の育成研修やコーディネーターとしての相談支援専門員の育成を図ります。 ・地域生活支援拠点の設置促進に係る市町村会議の開催等により、全ての市町村における設置を促進していくとともに、機能の充実等に向け協議を行なうよう促しています。 ・引き続き、市町村の地域生活支援事業について、県内の状況把握に努めるとともに、各市町村の実施事例の共有等を図ります。	1-8「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」受講者数
1-(4)-②	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(4)重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	障害福祉事業課	②○重症心身障害の状態にある人(子どもを含む)の支援の充実を図るために、在宅で生活している重症心身障害の状態にある人を受け入れることが可能な短期入所事業所をはじめ、生活介護等の日中活動の場の整備を引き続き促します。 ○重度・重複障害のある人の地域生活の継続を支援するために、「強度行動障害短期入所特別支援事業」を引き続き実施し、家族等の負担の軽減に努めます。	・重症心身障害者を受け入れができる短期入所事業所3箇所に対し、補助を行いました。 ・強度行動障害者を受け入れができる短期入所事業所2箇所に対し、補助を行いました。	・補助事業を引き続き実施し、家族等の負担の軽減に努めます。	
1-(4)-③	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(4)重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	障害福祉事業課	③ 福祉型障害児入所施設に入所している18歳以上の障害のある人については、支援主体となる市町村、障害児入所施設、児童相談所による地域移行等連絡調整会議を早期に開催することにより、入所者の特性に応じてグループホーム、障害者支援施設等への円滑な移行を図ります。なお、移行に伴うグループホームの整備については、関係法人等への働きかけや対応について検討します。	・1箇所のグループホームに対して整備補助を行いました。 ・福祉型障害児入所施設に入所している障害児について、地域移行等連絡調整会議を開催し、将来の支援について検討しました。 ・「障害児施設等の入所児童における地域移行支援ガイドライン」を改訂し、市町村・児童相談所に配布しました。	・引き続き、グループホームの整備補助等により、量的拡充に努めます。 ・引き続き、福祉型障害児入所施設に入所している障害児に地域移行等連絡調整会議を開催し、入所者の特性に応じた障害者支援施設等への移行を図ります。	
1-(5)-①	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(5)入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉事業課	① 地域で生活する障害のある人に対する在宅支援の拠点(地域交流・避難拠点等)として、入所施設の機能の積極的な活用を図るとともに、引き続き、重度の障害を持つ人や医療的ケアが必要な人の施設入所支援、短期入所等のニーズの受け皿として入所施設(障害者支援施設)は重要な役割を担っています。施設の一層の小規模化、個室化、バリアフリー化や高齢化に対応した改修等を支援し、安全・安心な住まいの場を確保するよう努めます。	・入所施設の居室の個室化や非常用自家発電設備の設置に対して整備補助を行いました。	・国庫補助制度を活用して、入所施設の改修等の支援に努めます。	

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
1-(5)-②	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(5)入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉事業課	②〇障害のある人の地域生活支援の推進のための地域生活支援拠点等の整備により、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する障害のある人に対する支援等に努めます。以下により、地域連携の体制づくりを推進します。 （ア）地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談 （イ）一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供 （ウ）ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け体制の確保 （エ）人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備 （オ）コーディネーターの配置等による地域の体制づくり	・地域生活支援拠点を予定している施設2箇所に対し、施設整備補助を行いました。 ・市町村や事業者に対し、地域生活支援拠点等に係る情報提供等を行いました。また、関係資料の配布や、設置を検討している市町村の相談に対応するなど、設置の促進に努めました。	・引き続き、国庫補助制度を活用して地域生活支援拠点の整備等について補助を行い、量的・質的拡充に努めます。 ・地域生活支援拠点の設置促進に係る市町村会議の開催等により、全ての市町村における設置を促進していくとともに、機能の充実等に向けて協議を行うよう促していく。	
1-(5)-③	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(5)入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉事業課	③〇障害程度の重い人や、医療的ケアを必要とするなど入所による支援が必要となる人のサービス提供に不足が生じないよう、グループホーム等での生活が可能な人については、障害者支援施設(入所施設)からの地域移行を推進します。 〇また、医療的ケアが必要な障害程度の重い人等を受入れる短期入所事業所の拡充に努めます。 〇あわせて、地域での支援が困難な障害のある人に対しては、障害者支援施設(入所施設)の果たす役割が引き続き重要であることに留意しつつ、障害者支援施設(入所施設)の有する人的資源や機能を地域生活の支援に活用することで、地域移行が可能となる環境づくりを推進します。	・1箇所のグループホームに対して整備補助を行い、量的拡充を図りました。 ・医療的ケアが必要な障害程度の重い人等を受入れる短期入所事業所(3箇所)に対して運営費補助を行いました。	・引き続き、グループホームや短期入所事業所の整備補助を行い、量的拡充に努めます。	1-9 指定障害者支援施設の必要定員総数
1-(5)-④	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(5)入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉事業課	④〇強度行動障害のある人に対する支援については、「強度行動障害のある方への支援体制構築事業」及び「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」の成果や課題、また、千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園の利用者の地域移行に向けた取組状況を踏まえ、「強度行動障害のある方への支援のあり方検討会」において、障害者支援施設(入所施設)で支援が必要な人や支援のあり方についての考え方、障害者支援施設(入所施設)のバックアップ機能の向上について引き続き検討します。 〇また、千葉県袖ヶ浦福祉センターと民間施設等との連携強化、研修の受講促進や充実により人材育成を進め、民間法人により、県内各地で強度行動障害のある人への支援を実施する体制の構築を図ります。	・障害福祉分野の有識者や民間施設関係者等と協議を重ねた結果、重度の強度行動障害のある方が各地域で必要な支援を受けられる新たな支援システムを構築しました。 ・「袖ヶ浦福祉センター利用者受入等支援事業」の実施により、センター利用者の受け入れを行うグループホーム創設に対し、県単車乗せ補助を行うとともに、支援員の追加配置などの支援を行いました。	・県が強度行動障害支援の有識者、民間施設等により構成する「暮らしの場支援会議」を運営し、責任をもって、支援の対象となる方を一人ひとりの意向に沿った暮らしの場へつなぎます。 ・引き続き、「袖ヶ浦福祉センター利用者受入等支援事業」を実施し、受け入れを行う施設等を支援します。	
1-(6)-①	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(6)県立施設のあり方	障害福祉事業課	①〇千葉県袖ヶ浦福祉センター ①〇平成29年度までのセンター及び事業団の見直しの取組について、「見直し進捗管理委員会」が評価した最終報告(答申)を踏まえ、引き続き見直しに取り組むとともに、平成30年度からの指定管理において、事業団から提案のあった事業計画の取組が着実に実施され、支援の質の向上が図られるよう、県や外部有識者による重層的なチェックを行い、千葉県袖ヶ浦福祉センターが県立施設としての機能・役割を果たせるよう、適正な運営の確保に努めます。 〇また、今後の中長期的な千葉県袖ヶ浦福祉センターのあり方について、見直し進捗管理委員会の最終報告(答申)及び「千葉県県有建物長寿命化計画」を踏まえ、運営形態や施設整備等について検討します。	・障害福祉分野の有識者や民間施設関係者等と協議を重ねた結果、重度の強度行動障害のある方が各地域で必要な支援を受けられる新たな支援システムを構築することにより、県立施設としての役割を終息し、センターの利用者全員の移行を行った上で、令和4年度末までに廃止する方針を公表しました。 ・県では、各地域の民間事業者の協力のもと、県全体として強度行動障害者を支える支援システムを構築し、入所者の地域移行を推進しました。(54名→44名)	・各地域の民間事業者の協力のもと、センターの利用者全員の移行を行い、令和4年度末までに廃止を目指します。	1-11 千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園の入所者数
1-(6)-②	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(6)県立施設のあり方	障害福祉事業課	② 強度行動障害のある方への支援については、現在、県内の民間施設等において、支援に取り組んでいる施設等もある状況を踏まえ、強度行動障害のある方に対する支援を適切に実施するため、支援に携わる職員を対象とした体系的な研修を実施し、高度な知識と支援スキルを持った人材の養成に取り組むとともに、グループホーム等の受け皿の整備促進を図り、県内各地域における強度行動障害のある方の受け入れ体制を強化します。	・「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を実施し、県内施設及び生活介護事業所の支援員等14名が受講しました。 ・検討会議の意見を受け、重度の強度行動障害のある方が各地域で必要な支援を受けられる新たな支援システムを構築しました。	・当該研修の修了者の活用については市町村に働きかけを行い、地域支援体制の整備を図るとともに、県内施設等の支援の質の向上を図るため、令和元年度からは事業所等の依頼に応じ、研修修了者を行動障害者支援センターとして派遣し、指導・助言を行います。	
1-(6)-③	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(6)県立施設のあり方	障害福祉事業課	③〇県内各地域において民間法人による強度行動障害のある方への支援体制が構築されつつある中で、・更生園については、県立施設として、強度行動障害の支援に係るノウハウを支援関係者に対して情報発信するなど、強度行動障害支援等拠点としての機能・役割を果たします。 〇また、きめ細かなケアを進め、個々の利用者に合った暮らしを確保するため、定員規模の半減(50人程度)を目指すとする第三者検証委員会の答申に沿って、利用者の民間施設や地域への移行を推進します。 〇今後も引き続き、見直し進捗管理委員会からの中間意見の指摘を踏まえ、重要な事項での改善や支援水準の向上が県立施設として求められるレベルに本計画の終了時点(平成32年度末)までに到達できるよう、更生園の見直しに取り組みます。 〇養育園については、県立施設として、強度行動障害などの支援が困難な障害のある子どもを受け入れるとともに、被虐待児童のシェルター機能(セーフティネット機能)や保護者と利用者、地域をつなげる相談・療育支援などの機能・役割を果たします。	・障害福祉分野の有識者や民間施設関係者等と協議を重ねた結果、重度の強度行動障害のある方が各地域で必要な支援を受けられる新たな支援システムを構築することにより、県立施設としての役割を終息し、センターの利用者全員の移行を行った上で、令和4年度末までに廃止する方針を公表しました。 ・また、センターの利用者の移行が進み、令和2年度末時点での更生園の利用者は44名、養育園の利用者は13名となっています。	・各地域の民間事業者の協力のもと、センターの利用者全員の移行を行い、令和4年度末までに廃止を目指します。	
1-(6)-①	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(6)県立施設のあり方	障害福祉事業課	①〇千葉県千葉リハビリテーションセンター ①〇千葉県千葉リハビリテーションセンターは、引き続き、県立施設として、重症心身障害の状態にある人(子どもを含む)、また脊髄損傷、高次脳機能障害等の重度の障害のある人に対し、民間施設では対応が難しい高度な医療的ケアから、リハビリテーション、社会復帰に向けた就労支援等の福祉的支援に至るまでの総合的な機能を担います。 〇また、県内の民間リハビリテーション施設に対して技術的な助言や医師の派遣等の支援を行うなど、中核的センターとしての役割も担います。	・令和2年度の利用者の状況は、リハ医療施設延べ33,803人、愛育園延べ41,940人、更生園延べ14,251人、児童発達支援センター延べ1,984人でした。 ・社会福祉施設等に対する技術的援助として医師を延べ256人、理学療法士等を延べ76人、看護師を延べ31人、その他専門職員を延べ30人派遣し、指導を行いました。	・引き続き、民間の医療機関等では対応できない高度な医学的リハビリテーションから福祉を利用した社会復帰に至るまでの総合リハビリテーション機能を担っていきます。また、県内リハビリテーション体制の中核的センターの役割として地域の医療機関等に技術的援助を行います。	
1-(6)-②	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(6)県立施設のあり方	障害福祉事業課	② 千葉県千葉リハビリテーションセンターが、こうした県立施設としての機能・役割を果たし、増加する県民ニーズにこたえるためには、高度な医療的ケアが必要な利用者のための医療機能や個々の障害の状態に対応したリハビリテーション機能の充実などが求められます。このため、施設の整備方針について関係機関や有識者等の意見を聞きながら検討を行い、県民からの高いニーズに対応できる施設の整備に取り組みます。	・平成29年11月に「千葉県県有建物長寿命化計画」が策定され、センターは令和4年度までに建替えの着手を目指す施設に位置付けられ、令和元年度に施設整備に係る基本計画に基づき、施設の建築・電気設備・基本設備の基本設計業務に着手しました。 ・併せて、医療機器・情報システム整備等の運営基本計画の策定業務にも着手しました。	・引き続き、施設の建築・電気設備・基本設備の基本設計を進め、その後実施設計業務にも着手します。 ・併せて、医療機器・情報システム整備等の運営基本計画の策定業務も引き続き進めています。	
1-(6)-③	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(6)県立施設のあり方	障害福祉事業課	③ 平成33年度以降の指定管理者制度の運用について、透明性・公平性の確保の観点のほか、民間施設では対応困難なサービスを、安定かつ効果的に実施できるかといった観点から、総合的に検討します。	・千葉県千葉リハビリセンターにおける令和3年度からの指定管理について、指定期間を令和7年度末までの5年間に決定するとともに、健康福祉部指定管理者(候補者)選定委員会での選定及び外部有識者の意見聴取を経て、社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団を管理者に指定しました。	・今後の選定方法や指定期間などについて県のガイドラインを踏まえながら改めて検討を行います。	

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
2-(1)-①	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	① 精神科病院等に入院中の人に対して、医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種と、相談支援専門員や介護支援専門員等の地域の関係者が連携し、退院し地域生活を送る当事者からの体験談を聞く機会や、入院中の人が地域の障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所等に向き、活動や入居の体験や見学を行う等、退院意欲を持ってもらえるような取組みを支援します。 ○また、住み慣れた地域への退院支援や、退院後の医療を継続できる体制づくりの促進に努めます。	・地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の促進に係る検討を進めました。	・引き続き、地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の促進に係る検討を進めます。	2-1 1年以上長期入院患者数 2-2 65歳未満の1年以上長期入院患者数 2-3 3ヶ月時点の早期退院率(%) 2-4 6ヶ月時点の早期退院率(%) 2-5 1年時点の退院率(%) 2-6 地域の精神保健医療体制の基盤整備量(利用者数)
2-(1)-②	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害福祉事業課	② ピアソーターの養成に努めるとともに、ピアソーターが積極的に活動できるよう、その役割や活動内容の周知に努めます。	・地域包括ケアシステムの協議の場等を通して、ピアソーターが活躍する場の創出・拡大について検討を進めました。	・地域包括ケアシステムの協議の場等を通して、ピアソーターが活躍する場の創出・拡大について検討を進めます。	2-10 地域移行・地域生活支援事業の実ピアソーター活動箇所数(見込箇所数)
2-(1)-③	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害福祉事業課	③ ピアソーターの活動の場の拡大を目指し、養成したピアソーターが就労へと繋がるよう関係機関等に対するピアサポートの普及や環境づくりに努めます。また、ピアソーター同士の研鑽や交流の場づくりを支援します。	・地域包括ケアシステムの協議の場等を通して、ピアソーターが活躍する場の創出・拡大について検討を進めました。	・引き続き、地域包括ケアシステムの協議の場等を通して、ピアソーターが活躍する場の創出・拡大について検討を進めました。	
2-(1)-④	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	④ 「地域移行・地域定着協力病院」を今後より増やすなどの仕組みづくりについて検討します。	・25病院のうち、17病院については、令和2年3月31日に認定期間が満了となるため、更新のお知らせをし、17病院から応募があつたため、令和2年4月1日付けで認定(更新)しました。	・引き続き、精神障害者の地域移行・地域定着に協力的な病院を認定していきます。	2-9 地域移行・定着協力病院の指定数
2-(1)-⑤	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑤ 家族への支援については、家族が抱える課題等を共有できる機会の場や、それぞれのニーズに合った支援体制づくりの促進に努めます。また、家族会等の関係者と連携し、必要なサービスについて情報提供します。	・地域包括ケアシステムにおける協議の場などを通して、ピアソーターの活用などを含め、地域の課題やニーズに応じた精神障害者の家族支援に係る取組を推進しました。	・引き続き、地域包括ケアシステムにおける協議の場などを通して、ピアソーターの活用などを含め、地域の課題やニーズに応じた精神障害者の家族支援に係る取組を推進します。	
2-(1)-⑥	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課 障害福祉事業課	⑥ 地域移行支援型ホームの活用については、今後の国や県内の地域移行の実情を踏まえて、本県の対応を検討します。	・地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用し、精神障害のある人の住まいの確保支援の体制整備に努めました。	・引き続き、地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用し、精神障害のある人の住まいの確保支援の体制整備に努めていきます。	
2-(1)-⑦	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課 障害福祉事業課	⑦ ○グループホーム整備については、地域での必要性などを踏まえ、順次支援を行い、引き続き、量的拡充を図ります。精神障害ある人のためのグループホームの整備など、社会情勢に即応した整備に努めます。 ○また、共同居住より単身での生活をしたいというニーズがあり、それに応えるため、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、引き続き周知に努めるとともに、病状の悪化時等に利用できるクライスハウスについては、利用ニーズを把握し、整備の必要性について関係機関と協議します。	・地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用し、精神障害のある人の住まいの確保支援の体制整備に係る検討を進めました。 ・1箇所のグループホームに対して整備補助を行い、量的拡充を図りました。 ・グループホームの運営費補助や利用者に対する家賃補助、グループホーム等支援ワーカーによる新規開設相談(年間846件)等により質的な充実を図りました。 ・サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、周知に努めました。	・引き続き、地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用し、精神障害のある人の住まいの確保支援の体制整備に係る検討を進めます。 ・一層の地域移行を図るために、グループホームに対して整備補助を行います。 ・引き続き、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、グループホームの連絡協議会等を通じて周知に努めます。	
2-(1)-⑧	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	住宅課	⑧ 公営住宅において障害のある人の利用促進に向けた、優先入居制度を継続していきます。	・公営住宅において障害者世帯を一般世帯より優先入居する措置を講じました。	・公営住宅において障害のある人の利用促進に向けた、優先入居制度を継続します。	
2-(1)-⑨	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	住宅課	⑨ ○民間賃貸住宅への円滑な入居については、障害者等の住まい探しの相談に応じる不動産仲介業者や、障害者等の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、県ホームページ等で情報提供を行います。 ○また、引き続き、関係機関等と連携を図りながら、障害のある人の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する協議等を行います。	・不動産仲介業者(千葉県あんしん賃貸住宅協力店)の登録、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を行い、ホームページ等で情報提供を行いました。	・引き続き、千葉県あんしん賃貸支援事業の推進及び住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録促進に努めます。 ・関係機関と連携を図りながら、必要な協議等を行います。	8-16障害者等の住宅確保要配慮者向け住宅登録戸数 8-18居住支援協議会を自ら設立し、又はこれに参画する市町村の割合
2-(1)-⑩	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害福祉事業課	⑩ ホームヘルパー等に対する各種研修を継続することにより、支援の質の向上に取り組むとともに、利用者のニーズに応えられる十分なサービス量の確保に努めます。	・精神障害者ホームヘルパー養成研修を実施しました。(養成人数4人、研修回数1回)	・引き続き、同様の研修を実施し、ホームヘルパー等の資質の向上に努めます。	
2-(1)-⑪	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害福祉事業課 産業人材課	⑪ 就労定着を図るため、就労定着支援事業の実施事業所の実施体制と人材の確保・育成などの支援方法について関係機関と協議しながら検討を進めます。 ○また、障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の一層の拡充とともに、就労定着支援事業の実施事業所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関による就職後の定着支援体制の充実を促進します。	・就労定着支援促進事業により、関係機関のコーディネートを通じて、定着支援の在り方や情報共有方法について検討する機会が増加しました。 ・当該事業により、千葉県内の障害者就業・生活支援センターや障害者雇用企業から課題の抽出等を行なうことができました。障害者雇用事業所における好事例を集めた取組事例集を作成しました。 ・各障害者就業・生活支援センターにおいて、職場訪問や在職者交流会など就職後の職場定着支援を実施しました。	・就労定着支援促進事業により、関係機関のコーディネートを通じて、定着支援の在り方や情報共有方法について検討する機会が増加しました。 ・当該事業により、千葉県内の障害者就業・生活支援センターや障害者雇用企業から課題の抽出等を行なうことができました。 ・障害者雇用事業所における好事例集を、法定雇用率未達成企業等に配布するなどにより、さまざまな機会を捉えて障害者の雇用促進を働きかけます。 ・引き続き、障害者就業・生活支援センターなどの支援機関による定着支援の充実に努めます。	
2-(1)-⑫	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑫ 地域生活の継続のため、多職種のアウトリーチや、訪問看護による支援体制の拡充に努めます。	・地域生活の継続支援を目的として、精神保健福祉センターの多職種チームによるアウトリーチを実施しました。(令和2年度アウトリーチ件数延23件)	・引き続き、地域生活支援のためのアウトリーチを実施していきます。	
2-(1)-⑬	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑬ 地域包括ケアシステムを構築するため、障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置し、保健・医療・福祉関係者・訪問看護事業者・当事者・家族等との重層的な連携による支援体制を構築します。また、全市町村に協議の場を設置するよう努めます。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置しました。(市町村における協議の場はについては、調査中。)	・引き続き、全市町村に協議の場を設置するよう努めます。	2-1 圏域毎の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 2-2 市町村毎の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
2-(1)-⑭	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑯ 障害保健福祉圏域ごとの協議の場において、地域の課題等を共有化するとともに、包括ケアシステムの構築状況、評価を行い、地域に必要な基盤整備について検討します。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において、障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置し、地域の課題やニーズに応じて、包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業を実施しました。	・引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において、障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置し、地域の課題やニーズに応じて、包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業を実施します。	
2-(1)-⑮	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑯ 入院患者の高齢化が進んでいるため、高齢の入院患者の地域移行について、障害保健福祉圏域ごとの協議の場において対策を検討します。	・長期入院患者に対する退院支援についての検討を進めるとともに、圏域ごとに協議の場の設置を進めました。	・引き続き、長期入院患者に対する退院支援についての検討を進めるとともに、圏域ごとに協議の場の設置を進めます。	
2-(1)-⑯	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑯ 精神障害者の地域移行及び地域包括ケアシステムの構築についての理解促進のため、病院・障害福祉サービス事業所等の地域移行関係職員に対して、研修を実施します。	・地域移行や退院支援についての研修を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築について関係者に対しての普及啓発を行いました。	・引き続き、地域移行や退院支援についての研修を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築について関係者に対しての普及啓発を行います。	
2-(1)-⑰	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑰ 精神障害のある人の実情や地域移行について理解を広げるため、心のふれあいフェスティバルや心の健康フェア等、精神障害のある人と地域の人人がふれあう機会を提供し、関係団体と連携した普及啓発に努めます。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、通常の心のふれあいフェスティバル及び心の健康フェア開催を中止しました。 ・心の健康フェアについては、講演会の内容を後日収録し、Youtubuチャンネルに掲載しました。	・今後も、心のふれあいフェスティバルや心の健康フェア等を実施し、普及啓発に努めます。	
2-(1)-⑱	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑰ 子どもたちに対し、精神障害についての理解促進及び精神疾患の早期発見につなげるため、学校におけるメンタルヘルス教育の推進に向けて、教育機関への働きかけを行います。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、精神障害についての理解促進及び精神疾患の早期発見につなげるため、学校におけるメンタルヘルス教育の推進に向けて、教育機関への働きかけを行いました。	・引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、精神障害についての理解促進及び精神疾患の早期発見につなげるため、学校におけるメンタルヘルス教育の推進に向けて、教育機関への働きかけを行います。	
2-(1)-⑲	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑲ 重度心身障害者(児)医療費助成制度については、精神障害者を含めた、全国統一の公費負担医療制度を創設するよう、国に要望していきます。	・令和2年度も、市町村に対し、補助を行いました。 ・他県と連携して国への要望を実施しました。 ・本県の制度において、令和2年8月から精神障害者への対象拡大を実施しました。	・今年度も、市町村に対し、補助を行います。 ・他県と連携して国への要望を実施します。	
2-(1)-⑳	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑳ 措置入院者及び医療保護入院者の退院後の支援については、国の動向を踏まえ、本県の必要な取り組みについて検討します。	・退院支援状況の確認とマニュアルの運用状況確認のため、複数回の会議を開催した。この会議における協議を踏まえ、円滑な運用のため、マニュアルの改訂を行いました。	・引き続き、円滑な退院後支援が行えるよう、マニュアルの運用状況を定期的に確認し、必要な改訂を進めます。	
2-(2)-①	2精神障害のある人の地域生活の推進	(2)精神科救急医療体制の充実	障害者福祉推進課	① 関係機関との更なる連携や輪番体制への参画病院の拡大を図ることなどにより、空床の確保を推進します。	・地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の促進に係る検討を進めました。	・引き続き、地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の促進に係る検討を進めます。	
2-(2)-②	2精神障害のある人の地域生活の推進	(2)精神科救急医療体制の充実	障害者福祉推進課	② 身体合併症を有する患者については、各圏域において、夜間休日を含め24時間・365日の救急対応が可能になるよう、精神科を有する総合病院の機能強化や、一般の科との連携体制をとつて、対応可能となる病院を拡充できるよう働きかけます。	・地域包括ケアシステムの協議の場等を通して、ビアソポーターが活躍する場の創出・拡大について検討を進めました。	・地域包括ケアシステムの協議の場等を通して、ビアソポーターが活躍する場の創出・拡大について検討を進めます。	2-1精神科救急基幹病院数 2-2精神科救急身体合併症に対応できる施設数
3-(1)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課 健康福祉政策課	① 障害者条例に基づく広域専門指導員・地域相談員による地域に根差した周知啓発活動や各種広報媒体の使用、人権啓発に関する講演会・研修会の開催を通じ、障害のある人への理解の促進及び障害のある人に対する差別の解消に努めます。 ○また、障害者条例による各種施策の展開により、各種障害に対する正しい理解や偏見の解消に取り組みます。	・広域専門指導員による障害者条例等の周知・啓発活動を年間1,368件行いました。 ・千葉県人権ユニバーサル事業において、身体障害者と健常者のふれあいをテーマにしたポスター及び動画の作製及び配布を行いました。(ポスター送付数:約600枚所、動画再生回数:150回超え) ・ちは人権出前講座・人権問題講師紹介事業(人権全般 14回) ・人権啓発DVDの貸出し(人権全般 62件) ・「障害のある人をテーマに含むDVDを1本、購入しました。(題名「シェアしてみたらわかったこと」)	・第七次千葉県障害者計画に従い、障害者条例のみならず、障害者差別解消法と併せて啓発・広報活動に取り組みます。 ・人権啓発指導者養成講座や人権問題講演会等の実施にあたっては、更に多くの方に興味を持って受講していただけるよう、周知方法等を工夫します。 ・ちは人権出前講座・人権問題講師紹介事業や人権啓発DVDの貸出しについては、より多くの活用を図るために、引き続き、事業の周知を図ります。	3-1共生社会という考え方を知っている県民の割合 3-2障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に関する周知啓発活動の回数
3-(1)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	② パンフレットや「マンガでわかる障害者差別解消法」の配付等を通して、障害者条例と併せ、障害者差別解消法についても周知・啓発を図るとともに、障害のある人に接することの多い福祉関係者へのより一層の周知・啓発を行っていきます。	・新規採用職員研修において、マンガでわかる障害者差別解消法等の周知媒体を用いて、同法を周知しました。 ・広域専門指導員等が、マンガでわかる障害者差別解消法を用いて啓発活動を行い、同法の周知を行いました。	・第七次千葉県障害者計画に従い、マンガでわかる障害者差別解消法等の周知媒体を用いて、より一層の周知・啓発に努めています。	
3-(1)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	開催準備課 事前キャンプ・大会競技支援課 障害者福祉推進課 教育政策課	③ ○パラスポーツフェスタちは・パラスポーツフォーラムなどの障害者スポーツの体験会、障害者アシートとの交流を通じて障害のある人との交流を図り、多くの人を巻き込みながら、障害のある人への理解促進を図ります。 ○また、東京2020パラリンピック競技大会に向けた一連の取組を、開催後もそのレガシーとして受け継ぐことができるよう推進していきます。	・「パラスポーツフェスタ2020」において、障害者スポーツ交流大会を開催し、障害のある人との相互理解を促進するとともに、障害者スポーツの認知度向上を図りました。 ・第13回2020年東京オリンピック・パラリンピックCHIBA推進会議において、パリアフリー化の促進等を含めた「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた千葉県戦略」に基づく、これまでのオール千葉での取組について報告しました。 ・「千葉県オリンピック・パラリンピックを活用した教育取組方針」のパリアフリープロジェクトに取り組んだ推進校は、47校でした。取組例としては、パラリンピック競技体験やパラリンピアンによる講演会、国際パラリンピック公認教材「imPOSSIBLE」を活用した授業実践や、障害者体験・高齢者体験を行いました。	・「パラスポーツフェスタ2021」において、障害者スポーツ交流大会を開催します。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピックCHIBA推進会議において情報共有を図るなど、引き続き東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、オール千葉での取組を推進します。 ・令和3年度、引き続きオリンピック・パラリンピック教育推進校65校を指定し、「取組方針」に基づいた取り組みを行っていきます。	
3-(1)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	県民生活・文化課	④ 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた都市ボランティアの確保・育成の取組を進めるなかで、障害のある人が安心してボランティアに参加できるよう、関係団体と連携し、障害のある人への理解に関する研修の実施などを通じて、障害のある人も共にボランティア活動に参加できる体制を整備します。	・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催延期により、研修等も延期になりました。	・エリア別研修等を通じて、障害のある人への理解を深めています。	
3-(1)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	⑤ 実際に差別が起こっている事案では、「これは差別にあたる」という自覚がないまま差別行為を行ってしまうというケースも見られるため、広域専門指導員による活動で蓄積した差別に関する報告書をホームページに掲載するなど啓発を行います。	・令和元年度の広域専門指導員の活動内容を報告書にまとめ、県ホームページに掲載しました。	・今後も広域専門指導員の活動で蓄積した差別に関する報告書を作成を通して啓発を行います。	

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
3-(1)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	⑥ 障害のある人への差別の背景にある制度や慣習などの問題について、障害者条例に基づく推進会議で議論し、改善を図ります。また、より専門的な分野に関しては、分野別会議をもって対応します。	・推進会議の提案による行政職員の行うべき配慮を示した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を県、関係機関、市町村及び民間事業者等へ周知・啓発を行いました。	・引き続き情報保障ガイドラインの周知を進めて研修を実施し、県のほかに市町村・民間事業者においても配慮の実践が行われるよう協力を求めていきます。 ・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」を開催し、今後の方針等を協議します。	
3-(1)-⑦	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	⑦ 「障害のある人に優しい取組を応援する仕組み」により、障害のある人への理解を広げるために頑張っている取組を紹介します。	・障害のある人への理解を広げるために頑張っている取組を県のホームページに掲載し、紹介しております。	・オリンピック・パラリンピック開催を契機として、障害のある人のスポーツ、文化、芸術にフォーカスした取組について、推進会議等を利用し、発信していきます。	
3-(2)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	健康福祉指導課	① 福祉教育への取組等を進める学校を引き続き年20校程度福祉教育推進校として指定し、その活動を支援します。その際、福祉教育をより効果的に推進するため、同じ地区的福祉教育推進校と(福)千葉県社会福祉協議会が指定する福祉教育推進団体が連携・協働する「パッケージ指定」により、地域の社会資源や人材を活用した福祉教育プログラムの協議・連携・企画・実践を行い、福祉教育を推進します。	令和2年度指定校 小学校10校、中学校7校、高等学校6校 新型コロナウイルス感染症防止対策のため福祉教育研修大会を中心し、代えて冊子を作成し配布した。	例年20校程度、福祉教育推進指定校を指定し、地域で一体となった取組を行っています。	
3-(2)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	健康福祉指導課	② 福祉教育関係者を対象に福祉教育推進養成研修を開催し、福祉教育に関する必要な知識・技能を身につけるとともに、学校や地域における福祉教育の普及・活性化を目指します。	・福祉教育推進員養成研修 実施日 8/6 (Zoom), 12/7~2/6 (オンライン) 修了者 0名 (新型コロナウイルス感染症の影響による)	本養成研修は、指定を受けた福祉教育推進校及び福祉教育推進団体が必要な知識・技能を身につけるとともに、他の学校や地域に福祉教育を広める人材を育てる目的で開催しています。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により十分に研修を実施できなかったため、実施方法等を検討し、指定を受けた学校や団体の方々に受講していただこう取り組んでいきます。	3-3福祉教育推進員養成研修の修了者数の数(人)
3-(2)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	特別支援教育課	③ 特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を通して、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒がお互いの個性を尊重し合い、思いやりの心を育て、共に社会を作るための豊かな人間性の育成を目指します。	・各学校において、交流及び共同学習(居住地校交流・学校間交流)を継続して学校の教育活動に位置付けるとともに、県立特別支援学校全校に整備した障害者スポーツ用具の活用し、スポーツとおして障害者理解が図れるよう周知しました。	・引き続き、交流及び共同学習を計画的に実施し、障害者スポーツ振興事業により、地域における障害者理解を更に促進していきます。	
3-(2)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	児童生徒課	④ 学校における授業等に資するよう、引き続き、幼・認定こども園・小・中・義務教育学校・高等学校の管理職や人権教育担当者に対し、障害者理解に関する研修を実施します。	・新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令等を受け、予定していた研修の期日・方法を変更して開催し、関係する法令および合理的配慮の実際について周知しました。	・引き続き、各種協議会、研修会等の機会を捉え、法令および合理的配慮の実際について周知し、障害者に対する理解が深まるよう努めます。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況に柔軟に対応し、各種協議会、研修会等を、場合によってはオンラインや書面開催にて実施します。	
3-(2)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	障害者福祉推進課	⑤ 障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会において、障害者差別解消法の啓発を図り、千葉県社会福祉協議会等と連携し、福祉教育を推進するための方策について検討を行います。	・千葉県社会福祉協議会が作成した「福祉教育プログラム集」について、障害者条例や障害者差別解消法の啓発活動の際に、併せて周知を行いました	・今後も千葉県社会福祉協議会等と連携し、福祉教育の推進に努めています。	
3-(3)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	① 虐待を防止し、早期発見するために、市町村や障害者支援施設等に虐待防止アドバイザーを派遣し、地域における関係者に理解を求め、権利擁護に係る体制の整備を図ります。また、虐待を発生させないための取組等について助言を行います。	・市町村や障害者福祉施設等からの申請内容に応じて5人のアドバイザーを派遣し、虐待に対する適切な対応や予防ができるよう助言を行いました。派遣人数については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設へのアドバイザーの派遣が困難となつたため、減少しました。	・オンラインによるアドバイザーの派遣など、実施方法の見直しを行い、市町村や障害者福祉施設等に対し虐待防止アドバイザーの積極的な活用を働きかけます。	3-4虐待防止アドバイザー派遣数
3-(3)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	② 虐待が発生した場合においては、障害者虐待防止法の対応スキームに即して、迅速な対応に努めます。その際には、市町村や警察、労働局とも適宜連携を図り、適確な対応を行います。虐待を受けた人が複数の市町村にまたがる場合や、県外の場合などには、必要な調整・協力を行います。	・虐待の防止・早期発見のため、市町村担当職員や支援機関等を対象として虐待防止研修を実施し、担当職員や支援者の意識向上に努めました。 ・警察との連携会議については、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催を中止しました。	・引き続き、関係機関と適宜連携を取りつつ、障害者虐待への迅速な対応に努めます。	
3-(3)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	③ 家族等の養護者に対する支援の一環として、県民向けの講演会を開催し、虐待防止や権利擁護への理解促進、啓発を行います。また、当事者等により実施される権利擁護のための取組を支援します。	・県民向けの講演会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止しました。 ・県ホームページの障害者虐待に係る内容を充実させ、障害者虐待の早期発見及び通報義務を周知しました。	・引き続き、講演会を開催することにより、虐待防止への理解促進、啓発を行います。	
3-(3)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	④ 障害者支援施設等に配置される虐待防止責任者(虐待防止マネージャー)に対する研修を実施し、施設内部における研修の実施を支援します。また、各施設における権利擁護に関する意識の醸造や虐待の発生しにくい環境づくりを支援するため、施設の管理職に対する研修も実施します。	・施設等の虐待防止責任者(マネージャー)及び施設等の管理職に対し、オンラインで研修を1回実施しました。また、市町村職員に対してはオンライン及び対面により2回研修を実施し、障害者虐待の未然防止・早期発見に取り組みました。	・引き続き、研修の開催を通して障害者虐待の未然防止・早期発見に取り組みます。	
3-(3)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	⑤ 改正障害者雇用促進法が施行されたことを踏まえ、労働局と連携を図り、障害者差別の視点を踏まえつつ、障害のある人を雇う事業所の使用者向けに虐待防止・権利擁護に関する研修を実施します。	・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実施を中止しました。	・引き続き、労働局と連携を図り、研修の開催を通して障害者虐待の未然防止・早期発見に取り組みます。	
3-(3)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	⑥ 虐待の通報や届出を受け付ける市町村によって対応に差異が生じないよう、新たに虐待防止業務を行うこととなった市町村職員に対し、虐待防止・権利擁護に関する研修を実施するとともに、適宜情報交換を行うことで、虐待防止に関する受付体制の確保・充実に努めます。	・市町村との連携に資するため、市町村虐待防止連絡会を2回開催し、各市町村の障害者虐待対応について情報交換を行いました。	・引き続き、研修の開催を通して障害者虐待の未然防止・早期発見に取り組みます。	
3-(3)-⑦	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	健康福祉指導課	⑦ 成年後見を必要とする人本人の状態や生活状況に十分配慮した適切な支援の下に成年後見制度の利用が促進されるよう、市町村や成年後見業務を担う関係機関へ実態調査を行い、市町村の地域における体制づくりに対する支援策の検討を行います	・市町村における成年後見制度の利用に関する地域連携ネットワーク構築を促進するための体制整備に向け、弁護士や社会福祉士などをアドバイザーとして市町村等に派遣するとともに、家庭裁判所、市町村や市町村社会福祉協議会等が出席し、取組事例の共有や意見交換等を行う県域会議を開催した。	・引き続き、アドバイザーの派遣や会議の開催等により、市町村における成年後見制度の利用に関する地域連携ネットワーク構築の促進を図ります。	

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
3-(3)-⑧	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	健康福祉指導課	⑧ 成年後見制度への正しい理解が広まるよう、本人や、家族・市町村・市町村社会福祉協議会など支援者の立場それぞれに応じた研修を引き続き行います。	・成年後見制度の正しい理解や利用の促進を図るため、千葉県社会福祉協議会を通じて、市町村、市町村社会福祉協議会、県民に対して、研修会や制度を周知するための講演会等を実施しました。	・成年後見制度の正しい理解や利用の促進が図られるよう、引き続き、研修会の開催や制度の周知を行います。	
3-(3)-⑨	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課	⑨ 策定した職員対応要領の適切な運営に努めるとともに、県職員による障害を理由とする差別を防ぎ、合理的配慮を確実に行うため、県職員に対する研修を実施します。	・新規採用職員研修において障害者差別解消法並びに対応要領を周知しました。 ・令和2年11月5日に知事部局、企業局、病院局の管理職員向けの研修会を開催しました。	・今後も千葉県職員が適切な合理的配慮を行うことができるよう、必要な研修等を実施します。	
3-(3)-⑩	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課	⑩ 障害のある人にとって最も身近な行政機関である市町村において、その職員による障害を理由とした差別が生じないよう、まだ職員対応要領を策定していない県内市町村に対し、職員対応要領の策定を呼びかけます。	・対応要領については、会議等の場において、策定を依頼し、適宜情報提供を行いました。令和3年4月時点で県内47市町村で対応要領を策定しています。 ・市町村に対しては適宜情報提供を行い、令和3年4月時点で県内44市町村が地域協議会を設置しています。	・第七次千葉県障害者計画に従い、県内の各市町村において対応要領が策定され、地域協議会が設置されるよう今後も情報提供をすることにより支援を行っていきます。	3-5 職員対応要領を策定した市町村数
3-(4)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課	① 広域専門指導員や地域相談員の存在について、障害者差別解消法の施行に合わせ、同法や障害者条例との周知とともに、関係機関や県民への広報に努めます。	・広域専門指導員等による障害者条例の周知・啓発活動を1,368件行いました。 ・「マンガでわかる障害者差別解消法」を用いて、関係機関等への周知啓発を行いました。	・第七次千葉県障害者計画に従い、今後も障害者条例のみならず、障害者差別解消法と併せた啓発・広報活動に取り組みます。	
3-(4)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課	② 障害者差別について、どのような分野の相談があっても適切な相談対応ができるよう、様々な分野の地域相談員の確保に努めます。また、地域相談員や広域専門指導員に対する研修の実施等により、障害者条例に基づく相談体制の充実を図ります。	・広域専門指導員の技術向上を目的とした連絡調整会議を年間8回開催しました。	・さまざまな分野の相談に対し、適切な対応ができるよう、様々な分野の地域相談員の確保に努めます。 ・広域専門指導員等の研修の充実を図ってまいります。	3-6全分野※の地域相談員が委嘱されている箇所数 3-7障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数
3-(4)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	③ 障害のある人の当事者団体や家族会等との連携の下、市町村における自立支援協議会等への相談支援アドバイザーの派遣を通じて、相談支援活動の充実を図り、障害の種別や当事者の必要に応じた相談支援体制の整備を図ります。	・緊急事態宣言の発出等により市町村等の研修の多くが中止されたことから、ZOOM形式で実施した研修会に対する1回の派遣に留まりました。	・感染症拡大防止対策に配慮しつつ、相談支援アドバイザー制度の活用促進による相談支援体制の充実を図ります。	
3-(4)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	④ 相談支援事業に従事する職員へ障害者虐待対応の知識並びに技術の習得までの権利擁護の内容を含んだ研修を実施します。	・相談支援事業に従事する職員に対して、相談支援従事者初任者研修において障害者虐待に関する研修を実施しました。	・引き続き、障害者虐待に関する研修を行い、虐待の未然防止に努めます。	
3-(4)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課	⑤ 障害者差別解消支援地域協議会が各市町村に設置されるよう、情報提供を行い支援します。また、設置された地域協議会の事務局となる市町村職員を対象とした情報交換会を実施するなど、地域協議会の活性化を図ります。	・障害者差別解消支援地域協議会が設置されるよう市町村に情報提供を行いました。 ・令和3年4月時点で県内44市町村が地域協議会を設置しています。	・障害者差別解消法における地域協議会との一体的な活用も期待できることから、今後も県内市町村に働きかけを行っていきます。	
3-(4)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑥ 相談支援の現場等において、意思決定支援が具体的に行われるための考え方などが書かれた意思決定支援ガイドラインを相談支援従事者研修などにおいて配付し、周知啓発を図ります。また、他の研修においてもその活用について検討を行います。	・相談支援従事者研修において、意思決定支援の重要性及び方法を学べるよう講義・演習を行いました。	・引き続き、ワーキングチームや講師陣との協働のもと、研修効果が向上するための工夫を加えながら、研修を実施します。	
3-(5)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材育成	障害者福祉推進課	① ○手話通訳者については、養成研修事業を着実に実施するとともに、募集人員等の拡大を図っていきます。手話通訳技術のみならず、聴覚障害者の歴史・文化を理解し、社会情勢に応じた通訳が実施できるよう手話通訳者の養成に努めます。併せて、現任の手話通訳者に対しても、今後、派遣依頼の増加により、通訳内容が多岐にわたり、より専門性の高い内容について通訳を求められる場合が出てくることから、様々な場面に対応できるよう、研修の実施等により技術向上を図ります。 ○また、要約筆記者についても養成研修事業を着実に実施していきます。	・手話通訳者の養成については、レベル別の養成講座を実施しましたが、最終課程の修了者は22名でした。 ・要約筆記者についてもレベル別の養成講座を実施した結果、最終課程の修了者は6名でした。	・今後も引き続き、手話通訳者・要約筆記者の養成に取り組んでいきます。	3-8手話通訳者・要約筆記者実養成講習終了見込者数 3-10手話通訳者・要約筆記者派遣実利用見込件数
3-(5)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材育成	障害者福祉推進課	② 手話通訳者養成研修に資するため、手話通訳者養成のための指導者育成を引き続き実施します。	・指導者育成のため、手話通訳者及び手話奉仕員の講師養成研修を実施しました。	・今後も引き続き、手話通訳・要約筆記の指導者養成に努めます。	
3-(5)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材育成	障害者福祉推進課	③ 盲ろう者向け通訳・介助員については、養成研修事業の内容の充実と受講募集の周知を図ります。	・盲ろう者向け通訳介助員の養成については、養成研修の周知を行った結果、定員に達する14名の受講があり、うち修了者は13名でした。	・今後も引き続き、盲ろう者向け通訳・介助員の養成に取り組んでいきます。	3-9盲ろう者向け通訳・介助員養成講習終了見込者数 3-11盲ろう者向け通訳・介助員派遣実利用見込件数
3-(5)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材育成	障害者福祉推進課	④ 点訳・朗読奉仕員については、養成研修事業の内容の充実と受講募集の周知を図ります。	・点訳奉仕員については29名、朗読奉仕員については32名の受講があり、うち修了者はそれぞれ27名、22名でした。	・今後とも周知に取り組むほか、より多くの受講者に課程を修了していただけるよう引き続き内容の充実に努めています。	3-12点字・朗読奉仕員の養成人数と研修回数
3-(5)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材育成	障害者福祉推進課	⑤ 失語症者の意思疎通支援について、関係機関と検討していきます。	・失語者向け意思疎通支援者育成のため、県言語聴覚士会へ委託し、養成研修を実施しました。	・引き続き、養成研修の充実を図り、失語症の理解がさらに広がるよう取り組みます。	
3-(6)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発の促進	障害者福祉推進課	① 情報コミュニケーションを支援するため、意思疎通支援事業の強化を図っています。手話言語等条例第11条に記載されているように、手話通訳者、要約筆記者等の派遣体制の整備及び充実に努めます。	・手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を実施した結果、合わせて191件の利用がありました。	・今後も手話通訳者・要約筆記者等の派遣体制の整備及び充実に努めます。	

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
3-(6)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発の促進	障害者福祉推進課	② 手話言語等条例等の周知を図るため、チラシやDVDなどの資料を用い、広く県民への周知啓発に努めます。特に県内の中学・高校に対しては、手話等に関するDVDを全ての学校に配付し、手話を学ぶ環境を整えます。	・市町村等に手話学習冊子等の配布を行いました。	今後も手話言語条例等の普及啓発に努めます。	
3-(6)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発の促進	障害者福祉推進課	③ 手話が県民に身近なものとなるように、簡単な手話が掲載された学習用冊子を作成・配布し、県民への浸透を図ります。	・市町村等に手話学習冊子等の配布を行いました。	今後も、手話が県民にとって身近なものになるように広報を継続します。	
3-(6)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発の促進	障害者福祉推進課	④ 県民が手話等を学ぶ機会を確保するため、県のホームページにおいて、手話を学ぶサークル等の情報を紹介し、学習機会の確保に努めるとともに、県の職員が手話等を学習するための研修を実施します。	・令和2年度も県職員向け手話講習会を開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、中止としました。	今後も手話に関する情報発信や、県職員への講習を継続します。	
3-(6)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発の促進	障害者福祉推進課	⑤ 地域によって手話通訳者や要約筆記者の派遣に差異がないよう市町村へ働きかけを行うとともに、広域的な派遣を円滑に実施できるよう、市町村相互間の連絡調整体制を整備します。	・手話通訳者、要約筆記者の派遣に関する市町村からの問い合わせに対しては、可能な限り地域ごとの差異が出ないようにすることを念頭に対応しました。	今後も市町村への働きかけを行うとともに、市町村相互間の連絡調整体制を整備します。	
3-(6)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発の促進	障害者福祉推進課	⑥ 障害特性に合ったコミュニケーション支援するためにヒアリンググループ等のコミュニケーションを支える機器の設置を行政機関等の関係機関に働きかけ、コミュニケーション支援の普及と、それが使える地域の環境づくりを目指します。	・コミュニケーション支援の普及のため、ヒアリンググループの庁内向け貸し出しを実施しました。	今後もヒアリンググループの貸し出しを継続するとともに、コミュニケーションを支える機器の設置を行政機関等に働きかけます。	
3-(6)-⑦	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発の促進	障害者福祉推進課	⑦ 視覚障害のある人向けのパソコン教室について、点字広報紙等により周知を図り利用者の増加を努めるとともに、ITサポートセンターについても、点字県民だより等の広報紙を用い、引き続き登録者を増やす等により、障害のある人の情報通信技術の利用・活用の拡大を図ります。	・音声読み上げに対応している県ホームページ及び受託事業者のホームページにおいて周知を行いました。	今後とも同様の方法で周知に取り組んでいきます。	
3-(6)-⑧	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発の促進	危機管理課	⑧ 災害時の情報伝達については、避難所における防災行政無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等複数の手段を組み合わせ、障害の区分等に配慮した手段を用いることとします。○また、避難場所への避難や避難所での情報コミュニケーション支援の取組など、災害時の対応について市町村の取組を促します。	・九都県市合同防災訓練(実動訓練)において、共催市が主体となって実施する避難所運営訓練の中で要配慮者(障害者等)に配慮した実施を想定していましたが、新型コロナウイルスの影響で本訓練が規模縮小となつたため、実施に至りませんでした。	今和3年度も引き続き、各種防災訓練のなかで、障害者等に配慮した避難所運営等が実施できるよう、市町村の取組を促していきます。	
3-(6)-⑨	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発の促進	障害者福祉推進課	⑨ 聴覚障害者・視覚障害者情報提供施設の安定した運営のために、現在行っている運営費の助成を継続し、施設機能の整備、充実を図ります。	・聴覚障害者・視覚障害者情報提供施設の安定した運営のために、運営費の助成を行いました。	今後も、国の要綱に基づきながら助成を継続します。	
3-(6)-⑩	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発の促進	障害者福祉推進課	⑩ 視覚障害、聴覚障害等、各種障害のある人に対し、行政の職員などが障害のある人と情報のやりとりをする際にどのような配慮を行うべきか示すため定めた「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」が幅広く活用されるよう、市町村をはじめとした関係機関や民間事業者への周知に努め、必要な配慮を行うよう働きかけます。	・障害者差別解消法における市町村職員研修において、情報保障ガイドラインを配布し、障害のある人に対する配慮について働きかけを行いました。	・情報保障ガイドラインの周知を進めて研修を実施し、県のほかに市町村・民間事業者においても配慮の実践が行われるよう協力を求めています。	
3-(6)-⑪	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発の促進	障害者福祉推進課	⑪ 放送事業者が放映する番組において、字幕番組、手話番組等障害特性に配慮した情報提供の一層の充実がなされるよう、国に働き掛けます。	・県内の放送事業者に対して、障害者差別解消法及び障害者条例を周知し、差別の解消に向けた協力を依頼しました。 ・国の施策に対して、「聴覚や視覚に障害のある人に対する緊急災害時や選挙の際の情報保障」を要望しました。	・引き続き「障害のある人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」の場において、障害のある人に対するより一層の配慮が必要であることを周知します。 ・第七次千葉県障害者計画に従い、障害者差別解消法の趣旨である共生社会実現のため、啓発・広報活動等の必要な取組を行っていきます。	
3-(6)-⑫	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発の促進	市町村課	⑫ 視覚障害のある人に選挙権の行使に必要な情報を提供するため、引き続き選挙公報の点認版や音認版を作成・配布します。また、障害特性に配慮した投票所のバリアフリー化のほか、不在者投票の適切な実施の促進により、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。	・千葉県知事選挙において、選挙公報の点認版や音声版を作成・配布しました。 ・また、投票所における障害者への便宜供与に努めるほか、不在者投票制度や代理投票制度についても、市町村の協力を得て、対象者に周知が図られるよう努めました。	今和3年執行予定の衆議院議員総選挙においても、引き続き選挙公報の点認版や音声版を作成・配布します。 ・また、引き続き投票所のバリアフリー化や投票所における障害者への便宜供与が図られるよう、市町村に依頼します。	
3-(6)-⑬	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発の促進	報道広報課	⑬ 障害の有無に関わらず、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、「千葉県ホームページウェブアクセシビリティ方針」に基づき、ホームページにおけるアクセシビリティの向上に努めます。	・所属から公開承認を依頼された個々のページに対し、適切なウェブアクセシビリティ対応が施されているか審査を行いました。 ・ウェブアクセシビリティ方針の取組状況を確認するため、適合試験(定量的比較及びmiCheckerによる検証)を実施しました。	・適合試験結果及びウェブアクセシビリティ方針に基づき、ホームページにおけるアクセシビリティのさらなる向上に努めます。 ・改正JIS規格へ対応する(高齢者や障害者等への対応の強化)。※次回改正に合わせ修正を行います。(現時点で内容未定:前回改正2016年)	
4-(1)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課 児童家庭課	① 障害の早期発見や早期支援につなげるために重要である乳幼児健診の精度の向上や、継続支援の充実及びライフステージを通じて一貫した支援が受けられるように、保護者の了解を得た上で関係機関が健診結果等の情報を共有し活用することや、ライフソポートファイルの導入や一層の活用について、市町村に働きかけるとともに、事業の実施状況や効果についても検証を行っていきます。	・母子保健担当者会議は資料送付のみとなつたため、例年お知らせしている、国立精神・神経医療研究センターで実施される研修について情報提供を行うことはできませんでした。 ・発達障害児の早期発見、家族支援に関する研修会を実施しました。 ・新たに4市でライフソポートファイルを導入しました。	・引き続き、母子保健担当者会議等において、健診機会を活用した早期発見の取り組み強化をお願いしてまいります。 ・今後も、市町村の要望を確認しながら、研修会等により職員の資質向上を図ってまいります。 ・ライフソポートファイルの全市町村導入に向け、市町村に働きかけます。	4-6ライフソポートファイルの実施市町村数
4-(1)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	② 国の児童発達支援ガイドラインを参考にして、知的障害、視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等、障害特性に応じた療育支援のあり方にについての検討を行います。	・療育支援コーディネーター等の参加による事例検討会の開催を計画したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を見合わせました。	・療育支援コーディネーター等の参加による事例検討会が2年間できていないため、開催に向けて取り組んでいきます。	
4-(1)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	③ 保護者や学校をはじめとする様々な関係者との連携や障害のある子どもの健全な育成を図る役割が期待される放課後等デイサービスについては、障害種別、障害特性や発達段階等に応じた支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応するため、障害のある子ども等に対する支援の経験を有する者等の配置を求めるとともに、サービス提供や運営体制等に関する事業所による自己評価及び保護者による評価の実施等により、事業所の支援の質の向上を図ります。	・放課後等デイサービス事業所に対し、サービス提供や運営体制等に関する自己評価等の実施を求めました。	・放課後等デイサービス事業所に対し、障害のある子ども等に対する支援の経験を有する者等の配置やサービス提供や運営体制等に関する自己評価の公表を求め、実施状況を確認します。	4-4放課後等デイサービス事業所数

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
4-(1)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	④ 保育所等訪問支援の実施により、障害のある子どもの地域社会への参加・包融を推進するとともに、児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各園域に1カ所以上設置するよう、市町村に働きかけます。また、市町村等から、児童発達支援センターの設置に当たっての課題に関する意見を聞きながら、支援のあり方について検討します。	・保育所等訪問支援事業所は25事業所の増加となり、児童発達支援センターは未設置の市町村に1箇所の新規開設がありました。	・児童発達支援センターの開設の相談等ありますが、引き続き未設置の市町村に働きかけていきます。	4-1児童発達支援センター数 4-2児童発達支援事業所数 4-3医療型児童発達支援事業所数 4-5保育所等訪問支援事業所数
4-(2)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	① 障害のある子どもが、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活し、また、家族のレスバイトや緊急時に対応できるよう、短期入所事業所を拡充し、在宅支援の環境整備に努めます。 また、強度行動障害のある子どもを受け入れる短期入所事業所の拡充が図られるよう検討します。	・福祉型短期入所事業所の新規指定を行い、拡充を図りました。 ・強度行動障害のある子ども等を受け入れる短期入所事業所(2箇所)に対して運営費補助を行いました。	・引き続き、運営費補助事業等を活用し、強度行動障害のある子どもを受け入れる事業所等、短期入所事業所の拡充に努めます。	4-7短期入所事業所数(障害のある子どもを受け入れる事業所)
4-(2)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	② ホームヘルプ、訪問看護など、在宅生活を支える訪問系サービスの充実が図られるように、また、比較的軽度な障害の子どもでもニーズに沿ったサービスが受けられるよう、市町村に働きかけます。	・障害児等療育支援事業により訪問による相談及び療育指導を実施しました。	・引き続き障害児等療育支援事業を実施します。	4-8居宅介護事業所数(障害のある子どもを受け入れる事業所)
4-(2)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課 健康福祉政策課	③ 在宅医療機関等が、医療的ケアを必要とする子ども等にも対応できるよう、医師、看護師等医療関係者の一層のスキルアップに取り組みます。	・在宅医養成研修については、新型コロナウイルスの感染状況を勘案し、医療従事者を集める研修はクラスターが発生する危険性が高いことから、2年度の事業は中止しました。	・在宅医養成研修については、新型コロナウイルスの感染状況を勘案し、オンラインによるウェブ研修等の感染拡大防止策を踏まえて実施します。	
4-(2)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	④ 発達障害のある子ども等が可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう、千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等に対し研修等を行うとともに、地域支援マネージャーの配置などを含めた地域支援機能の強化等について、発達障害者支援地域協議会において検討を行います。	・千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等に対し研修等を行い、必要に応じて講師派遣を行いました。 ・市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応を行う「発達障害者地域支援マネージャー」を配置し、地域支援機能の強化に努めました。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、発達障害者支援地域協議会を開催ができませんでした。	・今後も市町村・事業所等に対し、人材養成を目的とした研修等を行っています。 ・引き続き、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村・事業所の支援・助言を行い、地域支援機能の強化に努めます。 ・令和3年度は、感染対策を講じたうえで発達障害者支援地域協議会を開催できるよう努め、発達障害のある方の地域支援機能の強化等について、協議会での検討を行います。	
4-(2)-⑤	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	⑤ 発達障害やその疑いのある子どもの保護者を対象とした子どもとの接し方や育て方についてのペアレントトレーニングを実施する地域自立支援協議会や児童発達支援センター等に対し、千葉県発達障害者支援センター(CAS)が支援することにより、親の療育技術の向上やストレスの軽減等を図ります。	・2箇所の地域支援機関等においてペアレントトレーニングを行い、16人の参加者がありました。 ・また、2箇所の地域支援機関等においてペアレントプログラムを行い、11人の参加者がありました。	・引き続き、ペアレントトレーニング及びペアレントプログラムの開催に協力し、発達が気になる子どもの子育てサポートに努めています。	
4-(2)-⑥	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	⑥ 早期診断、適切な治療や訓練、相談支援を実施する障害児等療育支援事業を推進し、障害のある子どもやその家族の福祉の向上を図ります。	・令和元年度より5箇所少ない55箇所の事業所等に委託し、事業を実施しました。	・引き続き、障害児等療育支援事業を推進します。	
4-(3)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	① 障害のある人や障害のある子どもを受け入れる通所・入所施設の有する機能を活用し、在宅の障害のある子どもや障害の可能性のある子どもを支援するとともに、保育所、幼稚園等の職員に対し、療育に関する技術指導を行うため、障害児等療育支援事業を推進します。また、発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回等を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害のある子どもの保護者に対し、障害の早期発見、早期対応のための助言等の支援を行う巡回支援専門員整備事業の実施について、市町村に働きかけます。	・令和元年度より5箇所少ない55箇所の事業所等に委託し、事業を実施しました。	・引き続き、障害児等療育支援事業を推進します。	4-9障害児等療育支援事業実施見込み箇所数
4-(3)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	② 在宅の障害のある子どもに対して各々の特性に応じた療育支援を提供できるよう、医療・保健・福祉・教育関連機関の連携を調整する療育支援コーディネーターについて、地域生活支援事業を活用して市町村に配置するよう促します。 ○また、複数の市町村が園域単位で配置する場合は助成額を上乗せするなど、広域での活動を促します。さらに、情報交換等のため、関係市町村等も含めた療育支援コーディネーター連絡協議会を開催します。	・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、療育支援コーディネーター連絡協議会の開催を見合わせました。	・療育支援コーディネーターの設置について、市町村に働きかけるとともに、情報交換等のため、関係市町村等も含めた療育支援コーディネーター連絡会議を開催します。	4-10療育支援コーディネーターの配置人数
4-(3)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	③ ○発達障害やその疑いのある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう、発達障害のある子どもを育てた経験のある親が世代が偏らないように留意しながらペアレントメントとして登録し、発達障害者支援センター(CAS)と連携して、親の会などの場で相談・助言を行います。 ○また、ペアレントメントに対してのフォローアップ研修会の開催や家族とペアレントメントを結び付けるペアレントメントコーディネーターの配置に努め、発達障害のある子どもを持つ親への支援を実施します。	・ペアレントメントを派遣し、発達障害を子を持つ母親等の相談に応対しました。 ・ペアレントメントコーディネーター配置事業で個別相談又はグループ相談を実施し、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の構築を図りました。	・引き続き、発達障害児等の親が安心して子育てできるよう、発達障害児の子育て経験を活かして相談・助言を行うペアレントメントによる相談会の開催やペアレントメントコーディネーターの配置を行います。	
4-(3)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	④ 相談支援専門員、療育支援コーディネーターや児童発達支援センターの職員を対象として、教育機関等との連携も含めた、障害児支援に関する総合的なコーディネートやアセスメントに関する知識や技術を向上させるための研修を検討します。	・心身障害児の通園施設職員に対し療育指導方法の向上を目的とした研修会を開催することを予定していましたが、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、開催は見送りました。	・新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、心身障害児の通園施設職員に対し、障害児支援に関する知識や技術を向上させるための研修を実施する方向で調整します。	
4-(4)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	① ○医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、県全域及び各園域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等の連携を図るために協議の場を設置します。 ○また、各市町村において、同様の協議の場が設置されるよう、市町村に働きかけます。	・2市1園域にアドバイザーを派遣し、地域の社会資源や課題の把握及び関係機関の連携等の具体的な取組みを促し、当該地域での取組み結果等を取りまとめ、各市町村にモデル事例として周知しました。	・令和2年度に実施したモデル化の取組みを詳しく周知するとともに、市町村や園域で協議の場の設置・活性化されるよう働きかけていきます。	4-11医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数 4-15障害児入所施設数 4-16福祉型障害児入所施設入所定員 4-17医療型障害児入所施設入所定員

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
4-(4)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	② 発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、身近な地域において一定水準の診療や対応が可能となるよう、かかりつけ医等の養成のあり方について検討します。	・市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応を行ひ「発達障害地域支援マネージャー」を配置し、しば医療などに掲載されている発達障害に係る医療機関情報について現状と齟齬がないか確認し、最新の発達障害に係る医療機関情報として、千葉県発達障害者支援センターのホームページに掲載しました。(掲載を許可された医療機関のみ)	・引き続き、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、医療機関との連携に取り組みます。 ・医療機関との連携等について発達障害者支援地域協議会等で検討します。	
4-(4)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	③○重症心身障害の状態にある子どもが身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1箇所以上確保するよう、市町村に働きかけます。 ○また、市町村等から、重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に当たっての課題に関する意見を聞きながら、支援のあり方について検討します。	・新型コロナ感染症の影響により市町村担当者会議を開催できなかつたため市町村に働きかけができませんでした。	・主に重症心身障害者の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1箇所以上確保するよう、市町村に働きかけ、併せて、課題等の意見を聞きながら、支援の在り方を検討します。	4-12主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数 4-13主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数
4-(4)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	④ 医療的ケアが必要な子どもが在宅で医療や福祉のサービスを受けられるよう、訪問看護師の育成研修を行うほか、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターの育成研修を実施します。	・医療的ケア児等コーディネーター養成研修はコロナ感染症の影響により未実施。 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターが22名配置されました。	・引き続き、医療的ケア児等の支援をコーディネートする人材を養成する研修を実施します。 ・また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置について市町村に働きかけます。	4-14医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
4-(4)-⑤	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	⑤ 重症心身障害や医療的ケアが必要な子ども等の支援に関して、ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図ります。 また、医療型障害児入所施設や強度行動障害のある子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の役割や施設が設置されていない地域における在宅支援のあり方について検討します。	・千葉県医療的ケア児等支援地域協議会等において、在宅支援の在り方について検討しました。	・引き続き、千葉県医療的ケア児等支援地域協議会等において、在宅支援のあり方等について検討します。	
4-(4)-⑥	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	⑥ 重症心身障害の状態にある子ども等が入所する千葉県千葉リハビリテーションセンターについて、「千葉県県有建物長寿命化計画」を踏まえ、今後、関係機関や有識者等の意見を聞きながら、県民ニーズに対応できる施設の整備に取り組みます。	・令和元年度に策定した基本計画に基づき、基本設計業務に着手するとともに、運営上の課題を整理し、解決を図る基本運営計画の策定に着手しました。 ・現センター敷地において地質調査を実施しました。	・前年度に引き続いて基本設計業務及び基本運営計画の策定業務を行うとともに、基本設計に基づいて設計意図をより詳細に明確化し成果図書を作成するために必要な実施設計業務に着手します。	
4-(4)-⑦	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	⑦ 在宅の強度行動障害のある子どもの支援については、短期入所事業所などの利用により家族の負担をやわらげ、相談支援専門員が身近な地域の医療、保健、福祉、教育等関係機関の連携を調整し、さらに千葉県発達障害者支援センター(CAS)や「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」で育成した人材の活用等の地域支援体制のあり方について検討します。	・強度行動障害者(児)を受入れた短期入所事業所及び看護師を配置した短期入所事業所に県独自の補助金を交付することにより、身近な地域において重症心身障害者等が利用できる場の確保を図りました。 ・相談支援専門員による関係機関との連携調整が推進されるよう、相談支援従事者現任研修において、多機関連携をテーマにした研修を実施しました。	・引き続き、看護師を配置した短期入所事業所に補助金を交付することにより、重症心身障害者等が利用できる場の確保に努めます。 ・引き続き、ワーキングチームや講師陣との協働のもと、研修効果が向上するための工夫を加えながら、研修を実施します。	
4-(4)-⑧	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	子育て支援課 障害福祉事業課	⑧ 障害のある子どもが円滑に保育利用できるようにするため「子どもが障害を有する場合」「優先利用」の対象として保育利用の基準等の位置づけについて検討・運用されるよう、市町村に対し周知を図ります。	・市町村担当者会議(書面開催)で、資料配布により周知した。	・市町村担当者が参加する会議の場で周知の周知を図る。 ・市町村担当者が参加する会議が書面開催となった場合は、資料を配布することにより周知を図る。	
4-(5)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	① 障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関の円滑な連携を確かなものとするネットワークの構築を図るとともに、その活用と支援体制の充実に努めます。	・障害のある児童生徒の就学後の一貫した支援を図るために、専門家から意見聴取や助言を得る機会を設け、関係機関と連携した教育相談と支援体制を構築しました。	・引き続き、関係機関と連携した教育相談と支援体制の構築とさらなる連携を図っていきます。	
4-(5)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	② 幼稚園等において、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど適切な就学の支援を行います。また、関係機関のネットワークを活用しながら、きめ細かな就学相談、就学事務に努めます。	・特別支援教育コーディネーター研修会はWEBで、公立の幼稚園・幼保連携認定こども園特別支援教育コーディネーター研修会は資料配付にて実施しました。発達障害についてや、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用について説明、理解の推進と周知しました。	・特別支援教育コーディネーターとしての経験が浅い職員もいるため、特別支援教育コーディネーター研修会や公立の幼稚園・幼保連携認定こども園特別支援教育コーディネーター研修会、総合教育センター主催の特別支援教育に関する研修等において、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用に関する研修を継続し、理解の促進を図ります。	4-18幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている児童等の割合 4-19幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合
4-(5)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	③ 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、通常の学級、「通級による指導」、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある「多様な学びの場」の整備と、一人一人の子どもがその力を発揮できる取組の充実を図ります。また、特別支援学校による「通級による指導」の機能の拡大を図り、一人一人の教育的ニーズに応じた支援が地域で受けられるように努めます。	・進級時や、進学の際に個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用を推進し、研修等を通じて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある多様な学びの場の充実を図りました。	・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用を更に進めるとともに、各園・学校教職員の研修を推進し、多様な学びの場の充実を図りました。また、特別支援学校による「通級による指導」の機能が充実し、「通級による指導」の実施校のさらなる拡大を図ります。	
4-(5)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	④ 特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子どもたちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めています。	・各学校において、交流及び共同学習(居住地校交流・学校間交流)を継続して学校の教育活動に位置付けました。また、特別支援学校を拠点とした障害者スポーツ振興事業により、近隣の小中高等学校及び地域へ障害者スポーツの体験会、用具の貸出しや出前授業を行いました。	・引き続き、交流及び共同学習を計画的に実施し、障害者スポーツ振興事業を活用し、地域における障害のある子どもたちの理解、啓発を図ります。	
4-(5)-⑤	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑤ 一人一人の障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、その合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実を図ります。	・公立幼稚園・幼保連携認定こども園の特別支援教育コーディネーター研修会と高等学校コーディネーター連絡会において、合理的配慮の提供について理解を深めました。 ・各学校等で保護者に対し、合理的配慮の提供について保護者に対しての情報提供を行いました。	・引き続き、各学校等の特別支援教育コーディネーター研修会において合理的配慮についての研修を行い、理解を深めています。また、各学校等で保護者に対し、合理的配慮の提供について保護者に対しての情報提供を行います。合理的配慮事例集の活用を推進していきます。	

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
4-(5)-⑥	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑥ 特別支援アドバイザーや特別支援教育支援員の配置による小・中学校や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校に専門性の高い外部人材を配置し、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組みます。	・特別支援アドバイザーを配置しました。また、今年度は新たに4月限定期定派遣も継続し、特別支援学級新担任や通級指導教室新担当、特別支援教育の経験年数の浅い担任が対象です。発達障害を含む障害のある児童生徒への指導・支援の在り方などについて、助言・援助を行いました。 また、高等学校の全日制に支援員の配置や専門家チームの派遣を行いました。	引き続き特別支援アドバイザーを配置します。令和2年度に実施した4月限定期定派遣も継続し、特別支援学級新担任や通級指導教室新担当、特別支援教育の経験年数の浅い担任を対象に発達障害を含む障害のある児童生徒への指導・支援の在り方などについて、助言・援助を行います。 高等学校の全日制に支援員の配置や専門家チームの派遣により、支援を充実を図ります。	4-20特別支援教育に関する教員研修受講率 4-21特別支援教育に関する校内委員会の設置率 4-23特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率 4-24特別支援学校のセンター的機能を主として担当する分掌組織の設置率
4-(5)-⑦	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑦ 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校等と保健・医療・福祉などの関係機関との連携の充実を図るとともに、不適応の個別のケースについて、利用する児童発達支援や放課後等デイサービスと情報を共有し、専門性が高い相談機関や児童発達支援センターなど関係機関と連携して解決を図ります。	一人一人の教育ニーズに応じた支援の充実を図るため、県立特別支援学校的センター的機能の活用、特別支援アドバイザーの派遣、高等学校における特別支援教育支援員の配置や専門家チームの派遣等を実施しました。	引き続き、県立特別支援学校的センター的機能の充実を図ることや、特別支援アドバイザーパ派遣、高等学校における特別支援教育支援員の配置や専門家チーム派遣等を進め、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。	
4-(5)-⑧	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑧ 障害のある児童生徒の情報活用能力を育成するため、教育用コンピュータの整備・更新を進めます。また、学習効果を高める観点からICTを活用した遠隔教育について、指導方法の開発や教育効果等の調査研究を実施し、障害の特性に応じた指導の充実やICTを活用した教育の普及促進を図ります。	・情報教育連絡協議会を2回開催(第1回については紙面開催)し、学習活動におけるICT機器の活用推進を図りました。	情報教育連絡会等を活用し、ICT機器を活用した授業の推進を図ります。 各特別支援学校へのICT機器の配備を推進します。	
4-(5)-⑨	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑨ 幼稚園、小・中学校及び高等学校等における個別の教育支援計画の作成と活用を一層進めるとともに、学校における特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図り、また、コーディネーターとして複数の教員を指名できるように努めるなど、校内支援体制の充実を図ります。	・公立の幼稚園・幼保連携型認定こども園特別支援教育コーディネーター研修会や、市町村教育委員会就学事務担当者研修会において、健康福祉部障害福祉事業課と連携し、トライアングルプロジェクトを踏まえた家庭・教育・福祉との連携について理解を図りました。	今年度も、各種研修会において、健康福祉部障害福祉事業課と連携し、トライアングルプロジェクトを踏まえた家庭・教育・福祉との連携について理解の促進を図ります。	4-22特別支援教育コーディネーターの指名率
4-(5)-⑩	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	児童生徒課	⑩ いじめ問題や不登校については、学校や家庭、教育委員会と児童相談所等の関係機関との連携や、千葉県子どもと親のサポートセンターや千葉県総合教育センターなどの相談機関との連携により支援の充実を図ります。	・発達障害の可能性がある児童生徒や合理的配慮をする児童生徒への対応を含め、いじめ問題や不登校等の課題を抱える児童生徒への対応について、教職員を対象に、複数の学校種の情報共有を踏まえた「生徒指導推進研究協議会」や「いじめ問題対策総合研修会(いじめ防止対策研修及び自殺予防対策研修会)」等を計画したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止しました。 ・子どもと親のサポートセンターや関係機関等と連携し、研修の充実や「不登校児童生徒支援チーム」を活用した取組の充実に努めました。	・発達障害の可能性がある児童生徒や合理的配慮をする児童生徒を含め、生徒指導上の諸課題を抱える児童生徒への学校の対応力向上のため、関係機関等の専門的知見の活用を促進するとともに、教職員等の研修会の充実に努めます。	
4-(5)-⑪	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑪ 特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒に対し、安全で確実な支援ができるよう、担当する教員及び特別非常勤講師(看護師)への研修を充実します。また、強度行動障害、精神疾患、高次脳機能障害、その他様々な事情で学習や生活に著しい困難を抱える児童生徒への適切な支援の充実を図ります。また、特別支援学校への通学が困難な児童・生徒に対して、訪問教育の充実に努めます。	・安全で確実な医療的ケアの実施に向け、看護師研修及び医療的ケア基本研修を実施しました。また、特別非常勤講師配置事業により、児童生徒の障害の重度・重複化に対する専門性の向上を図りました。特に看護師研修会では、緊急時対応や医療機器の扱い等について、実技研修を充実しました。	引き続き、医療的ケアが必要な児童生徒に対しての、安全で確実な医療的ケアの実施に向け、医療的ケア基本研修及び看護師研修を実施します。また、特別非常勤講師配置事業を実施し、看護師並びに教員等の専門性向上を目指します。特に、人工呼吸器、排痰補助装置等、高度な医療機器に関する専門性を身に付けることができるよう研修内容を工夫します。	
4-(5)-⑫	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	学習指導課	⑫ 障害のある生徒の県立高等学校の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意します。	・「障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する」よう、入学者選抜実施要項に記載するとともに、校長会議、教頭・副校長会議でその旨を周知しました。 ・入学者選抜の実施にあたり、「特別配慮」を申請により実施しました。	・令和2年度と同様の取組を続けます。「障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する」とことを、入学者選抜実施要項に記載するとともに、校長会議、教頭・副校長会議でその旨を周知します。 ・入学者選抜の実施にあたり、「特別配慮」を申請により実施することとします。	
4-(5)-⑬	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	教育施設課 特別支援教育課	⑬ 特別支援学校の過密の状況、児童生徒数の動向などを踏まえ、「第2次県立特別支援学校整備計画」等により、計画的に整備を進めています。	・市原特別支援学校教室棟増築の共用を開始しました。また、柏特別支援学校高等部分離による新設校工事、及び桜が丘特別支援学校教室増築工事を行いました。 ・昨年度に引き続き、通学用スクールバスについて、道路状況や児童生徒の居住地、運行時間などを総合的に検討・運行し、さらに通学の利便性を高めるとともに、新型コロナウイルス感染症リスクの低減を図るために、小型バスを追加配置し、乗車人員を分散させ乗車率を下げる取組を行いました。	「第2次県立特別支援学校整備計画」(平成29年10月策定)に基づき、引き続き計画的に整備を進めています。 ・通学用スクールバスについて、道路状況や児童生徒の居住地、運行時間等を総合的に検討・運行し、さらに通学の利便性を高めるとともに、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減を図るために、小型バスを追加配置し、乗車人員を分散させ、乗車率を下げる取組を行っています。	
4-(5)-⑭	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑭ 高等学校や特別支援学校の卒業後の進路について、適切なアセスメントに基づく個別の移行支援計画の作成と活用を図り、障害者就業・生活支援センターをはじめとする福祉や医療、高等教育、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実を図ります。	・進路指導主事及び就労支援コーディネーター連絡協議会を年3回開催し、障害者就業・生活支援センター等との連携を図りました。 ※新型コロナウイルス感染症の影響で、特別支援学校教員企業研修及び企業と特別支援学校をつなぐセミナーは中止となりました。	感染症等に対応した他機関との連携や地域資源の活用について検討し、充実を図ります。 ・卒業後の生活を見据えた指導や就労支援等に係る教員の資質向上を図ります。	
4-(5)-⑮	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑮ 「多様な学びの場」を実現していくために、全ての教員に特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上が求められるとともに、特別支援学校では特別支援教育のセンター的機能を發揮するための教員の専門性が必要なことから、特別支援学校教諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実を図ります。	・特別支援学校教育課程協議会を実施し、学習指導要領の方向性を再確認することで、各校の教育課程編成の充実を図りました。指導訪問を行い、学習指導要領について説明を行いました。また教育課題の調査研究を行う研究指定校を指定し、研究成果を周知しました。	引き続き、特別支援学校教育課程協議会等の機会を通じて、学習指導要領を踏まえた教育課程の編成について周知を行っています。また教育課題の調査研究を行う研究指定校の指定も行っていきます。	

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
4-(5)-⑯	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課 子育て支援課	⑯ 幼稚園、小・中学校及び高等学校等において、通常の学級担任をはじめ全教職員の障害の理解促進、障害等へのアセスメントや学校・学級経営、関係機関との連携などのマネジメント能力の向上、障害のある児童生徒への対応など、特別な教育的ニーズに応じた指導力を高めるため、研修の充実を図るとともに、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等においても障害児保育に関する研修の充実を図ります。	・幼稚園等の特別支援教育コーディネーター研修会は、総合教育センターの幼児教育アドバイザーが作成した資料を配付し、「支援を必要とする園児の理解と指導」について理解を深めることができました。 ・特別支援アドバイザーを配置し、派遣を進めてきました。	・幼稚園等の特別支援教育コーディネーター研修会は、総合教育センターの幼児教育アドバイザーを講師として実施し、障害のある児童への対応や支援についての理解を促進します。	
4-(5)-⑰	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	障害福祉事業課	⑰ 特別支援学校等への通学に関する移動支援について、国における検討状況をみながら、福祉施策と教育施策との連携のあり方を検討します。	・通学における移動支援の主体の明確化や、自宅からスクールバス乗降場所までの移動支援に対する支援などについて、国へ要望しました。	・引き続き、通学における移動支援の主体の明確化や、自宅からスクールバス乗降場所までの移動支援に対する支援などについて、国へ要望します。	
5-(1)-①	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	①○計画相談支援においては、相談支援専門員による利用者のニーズの抽出や継続的かつ定期的なモニタリングの実施などが重要であり、サービス等利用計画が適切に作成・運用されるよう取り組みます。 ○また、相談支援専門員一人が対応できる適正な利用者の数などを踏まえた十分な配置ができるよう、国に対して報酬の見直し等の措置を講じるよう強く求めます。	・市町村が行う自立支援給付支給事務等に関する技術的助言を行ったための実地調査については、新型コロナウイルス感染拡大と緊急事態宣言の発令に伴い、実施を見送りました。 ・平成30年度報酬改定による効果が低調であることから、国に対し、基本報酬額等について必要な改善を図るよう要望しました。	・引き続き、市町村に対して技術的助言を行います。 ・引き続き、令和3年度報酬改定の効果を確認しながら、国に対し、十分な財政措置を講じるよう求めます。	5-1計画相談支援従事者数
5-(1)-②	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	② 入所・入院している障害のある人やその家族のニーズに沿った情報提供ができるよう、地域移行支援の利用を促進するとともに、「自立生活援助」などの新たなサービスを活用した支援を推進します。	・自立生活援助の利用が推進されるように、相談支援従事者の養成研修等の場を通じて制度の周知に努めました。	・自立生活援助の設置が進むよう周知に努めるとともに、事業実態に見合った報酬体系となるよう国へ要望します。	
5-(1)-③	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	③ 各市町村協議会が、地域共生社会の実現に向けて関係機関と連携し、地域の実情に合った相談支援体制を構築できるよう、相談支援アドバイザーの派遣による助言や研修会の開催等により支援します。	・緊急事態宣言の発出等により市町村等の研修の多くが中止されたことから、ZOOM形式で実施した研修会に対する1回の派遣に留まりました。	・感染症拡大防止対策に配慮しつつ、相談支援アドバイザー制度の活用促進による相談支援体制の充実を図ります。	5-4千葉県相談支援アドバイザー派遣事業
5-(1)-④	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	④ 基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援、相談支援事業所に対する助言や人材育成、関係機関の連携などの中核的な役割と、計画相談支援事業所、委託相談支援事業所の役割分担について、市町村と連携した研修会等の開催により情報共有を図り、市町村における設置を支援します。 ○また、国に対しては基幹相談支援センターの運営に十分な財源の確保を要望します。	・設置に向けて、先進事例の共有や情報提供、個別事業の相談対応等、市町村へ継続的な働きかけを行うとともに、財政的措置について国に要望しました。 ・主任相談支援専門員研修については、新型コロナウイルス感染拡大と緊急事態宣言の発令に伴い、実施を見送りました。	・引き続き、設置に向けて、先進事例の共有や情報交換等により市町村へ継続的な働きかけを行うとともに、財政的措置について国に要望します。 ・感染症対策に配慮しながら、主任相談支援専門員研修を実施し、地域における相談支援の中核的な役割を担うことができる人材を養成します。	5-2特定相談支援事業所所在市町村数 5-3一般相談支援事業所所在市町村数 5-5基幹相談支援センター設置市町村数
5-(1)-⑤	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑤ 介護支援専門員を対象とする障害福祉サービスに関する研修の実施、市町村における地域包括支援センターと相談支援事業所との併設や連携、基幹相談支援センターの設置促進による機能強化などを含め、地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の充実に取り組みます。	・相談支援専門員による関係機関との連携調整が推進されるよう、相談支援従事者現任研修において、多機関連携をテーマにした研修を実施しました。	・引き続き、関係機関の連携が進むよう研修会の実施形態等について検討を進めます。	
5-(1)-⑥	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑥ 障害のある人の権利擁護を推進するため、意思決定支援ガイドラインを踏まえた利用者本位の支援、計画相談に係るモニタリングの機会を活用した虐待の早期発見と市町村との連携的重要性について、相談支援事業所に対する周知を図ります。	・相談支援従事者研修において意思決定支援や、モニタリングの機会等を活用した虐待の早期発見について説明し、周知啓発を図りました。	・引き続き、ワーキングチームや講師陣との協働のもと、研修効果が向上するための工夫を加えながら、研修を実施します。	
5-(1)-⑦	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑦ 意思疎通支援事業(市町村地域生活支援事業)の活用など、当事者団体や専門機関等と協力して、視覚障害、聴覚障害、音声機能障害、言語機能障害のある人、盲ろう者、失語症者などコミュニケーションに障害のある人が相談支援を受けやすくなるための環境づくりに取り組みます。	・意思疎通支援事業の促進のため、市町村へ国庫補助に係る特別支援事業の協議を促し、3市より協議があり、行政機関への手話通訳者の設置等が行われました。	・引き続き、国庫補助に係る特別支援事業の協議を促し、行政機関での手話通訳者の設置等を推進します。	
5-(1)-⑧	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑧ 発達障害のある人が可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等のバックアップや専門性の高い人材の養成を目的とした研修等を行うとともに、地域支援マネージャーの配置などを含めた地域支援機能の強化等について、発達障害者支援地域協議会において検討を行います。	・千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等に対し研修を行い、必要に応じて講師派遣を行いました。 ・市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応を行ひ発達障害地域支援マネージャーを配置し、地域支援機能の強化に努めました。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、発達障害者支援地域協議会の開催ができませんでした。	・今後も市町村・事業所等に対し、人材養成を目的とした研修等を行ってきます。 ・引き続き、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村・事業所の支援・助言を行い、地域支援機能の強化に努めます。 ・令和3年度は、感染対策を講じたうえで発達障害者支援地域協議会を開催できるよう努め、発達障害のある方の地域支援機能の強化等について、協議会での検討を行います。	5-6発達障害者支援センター相談件数(地域相談支援機関での相談を含む) 5-7発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの助言件数 5-8発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの研修、啓発件数 5-9発達障害者支援地域協議会の開催回数
5-(1)-⑨	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉推進課	⑨ 高次脳機能障害及びその関連障害のある人に対しては、3か所の支援拠点機関を中心に、高次脳機能障害に対する理解の普及・啓発を図るとともに、早期に専門的な相談支援に繋がるよう地域におけるネットワークの拡大・強化に取り組みます。	・千葉リハビリテーションセンター、地域支援拠点拠点2カ所の設置とあわせ、東総エリアの支援拠点機関を新たに指定し、支援コーディネーターを中心として機能回復・社会復帰に向けた訓練や相談支援ができるよう、体制整備を進めました。	・引き続き、支援拠点機関を中心に、相談支援の充実や関係機関との連携を強化し、高次脳機能障害に対する理解の普及・啓発を図り、地域におけるネットワークの拡大・強化に取り組みます。	
5-(1)-⑩	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑩ 様々な要因により地域社会や家族から孤立し、相談支援機関やサービスの利用に繋がっていない障害のある人や障害が疑われる人、複合的な課題を抱える人等に対する理解の普及や相談支援について、市町村、中核地域生活支援センター及び関係機関の連携支援に取り組みます。	・相談支援専門員による関係機関との連携調整が推進されるよう、相談支援従事者現任研修において、多機関連携をテーマにした研修を実施しました。	・引き続き、ワーキングチームや講師陣との協働のもと、研修効果が向上するための工夫を加えながら、研修を実施します。	
5-(1)-⑪	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	健康福祉指導課	⑪ 矯正施設に入所する障害のある人が、出所後に必要な福祉サービスを受けられるよう、地域生活定着支援センターと相談支援事業所との連携支援に取り組みます。	・地域の福祉関係機関と連携し、地域生活定着支援センター開設後これまでに、障害のある人を含む対象者286人(2年度新規25人)の支援に取り組みました。	・矯正施設を出所した障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、引き続き地域生活定着支援センターの安定的な運営に努めます。	
5-(1)-⑫	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑫ 障害のある人の経験や能力を活かすとともに社会参加を促進するため、ピアサポート者が支援者へとキャリアアップできるよう研修を実施するとともに、就労へ繋がるよう関係機関に対するピアサポートの普及や環境づくりに努めます。	・ピアサポート専門員養成研修を修了した者が雇用に繋がるよう、求人情報検索・求人紹介等に係る案内をホームページに掲載しました。	・引き続き、ピアサポートの養成に努めるとともに、会議等を通じ、その役割や活動内容の周知、普及啓発に努めます。	

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
5-(2)-①	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	① 国の研修体系の見直しを踏まえ、相談支援専門員等の育成ビジョンを明確にしたうえで、各研修を体系的に整理することにより、受講者の目的意識を高め、研修効果の一層の向上を図ります。また、研修を効率的に実施するため、企画・運営の外部団体への委託等について検討します。	・国の指導者養成研修修了者等からなり、研修の企画・実施体制を検討するワーキングチームにおいて、コロナ禍における研修の実施方法につき協議するとともに、研修のアウトソーシングに係る意見をいただき、これを踏まえて検討を行いました。	コロナ禍における研修の実施方法につき検討を進めるとともに、相談支援専門部会及びワーキングチームを中心に検討を行い、相談支援専門員等の養成研修の内容や実施体制の見直しを進め、研修効果の一層の向上を図ります。	
5-(2)-②	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	② 障害のある人のニーズの多様化に対応するとともに、意思決定支援ガイドライン等を踏まえた利用者本位の相談支援が行われるよう、地域共生社会の実現に向けたソーシャルワークの担い手として、相談支援専門員等の資質の向上に取り組みます。	・相談支援従事者研修において、意思決定支援の重要性及び方法を学べるよう講義・演習を行いました。 ・相談支援専門員がソーシャルワークの担い手であることを踏まえ、法定外のものも含めた様々な社会資源を活用する支援を検討できるよう、相談支援従事者研修において、講義・演習を行いました。	引き続き、ワーキングチームや講師陣との協働のもと、研修効果が向上するための工夫を加えながら、研修を実施します。	5-10計画相談支援従事者数 (再掲) 5-11相談支援専門員の養成数 5-12相談支援専門コース別研修事業
5-(2)-③	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	③ 相談支援専門員と介護支援専門員とが相互に連携し、共通の理解のもとで高齢期の障害のある人の支援に当たれるよう、介護支援専門員に対する研修の機会を確保し、両方の資格を有する人材の拡大に努めます。	・相談支援従事者初任者研修において、介護支援専門員についても受講対象に含めて実施しました。	相談支援従事者初任者研修において、介護支援専門員の受講にも対応できるよう、研修の実施方法等について検討を進めます。	
5-(2)-④	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	④ 地域において安定的に相談支援体制を維持していくことのできる財源を確保することができるよう、国に対して報酬制度の見直し等十分な財政措置を講じよう求めます。	・平成30年度報酬改定による効果が低調であることから、国に対し、基本報酬額等について必要な改善を図るよう要望しました。	・引き続き、令和3年度報酬改定の効果を確認しながら、国に対し、十分な財政措置を講じよう求めます。	
5-(3)-①	5障害のある人の相談支援体制の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	① 地域における医療・福祉資源に関する情報を、市町村や地域相談支援機関に提供・周知することにより、医療的ケアを要する障害のある子ども等が適切な支援に繋げやすくなります。	・千葉県医療的ケア児等支援地域協議会等において、在宅支援の在り方について検討しました。	引き続き、千葉県医療的ケア児等支援地域協議会等において、在宅支援のあり方等について検討します。	
5-(3)-②	5障害のある人の相談支援体制の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	② 医療的ケアを要する障害のある子ども等への相談支援に従事する相談支援専門員のスキルアップのため、関連分野の支援を調整するコーディネーターとしての育成研修を実施します。	・医療的ケア児等の支援をコーディネートする人材を養成する研修については、新型コロナウイルス感染拡大と緊急事態宣言の発令に伴い、実施を見送りました。	引き続き、医療的ケア児等の支援をコーディネートする人材を養成する研修を実施します。	5-13医療的ケアの必要な子ども等への相談支援研修の受講者数
5-(3)-③	5障害のある人の相談支援体制の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	③ 障害の可能性が見込まれる子どもが適切な療育に繋がるよう、相談支援専門員と児童発達支援センターや障害児療育等支援事業関係者、子ども・子育て支援事業における利用者支援専門員、特別支援教育コーディネーターなどとの発達段階に応じた連携について、関係機関に働きかけます。	・相談支援専門員による関係機関との連携調整が推進されるよう、相談支援従事者現任研修において、多機関連携をテーマにした研修を実施しました。	引き続き、ワーキングチームや講師陣との協働のもと、研修効果が向上するための工夫を加えながら、研修を実施します。	
5-(3)-④	5障害のある人の相談支援体制の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	④ 発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、身近な地域において一定水準の診療や対応が可能となるよう、かかりつけ医等の養成のあり方について検討します。	・市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応を行う「発達障害地域支援マネージャー」を配置し、しば医療などに掲載されている発達障害に係る医療機関情報について現状と齟齬がないか確認し、最新の発達障害に係る医療機関情報として、医療機関の同意を得て千葉県発達障害者支援センターのホームページに掲載しました。	引き続き、発達障害者地域支援マネジャーを配置し、医療機関との連携に取り組みます。 医療機関との連携等について発達障害者支援地域協議会等で検討します。	
6-(1)-①	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課 産業人材課	① 企業や公的機関、地域における、精神障害や発達障害等、障害の特性に応じた就労支援の充実・強化を図ります。 障害のある人の意思を尊重した働き方を実現するため、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の充実や相談支援専門員の資質向上を図るとともに、障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターなどの関係機関と連携し、適時のアセスメントができる体制の充実を図ります。 障害のある人が安心して働き続けられるよう、就労先での労働条件等の権利擁護に関して、相談支援体制の強化を図ります。	・各障害保健福祉圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターなどの支援機関や各センターに配置された企業支援員が連携し、企業等に対して障害の特性に応じた雇用管理上のアドバイスを行い、就労支援の充実・強化を図りました。	引き続き、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関の連携により、就労支援の充実・強化を図ります。	
6-(1)-②	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課	② 一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の支援体制の充実や支援員の資質向上、積極的な企業での実習や求職活動等の支援体制の強化を図ります。また、就労継続支援事業所の工賃向上計画の有効性評価や各種研修を実施するなど支援体制の強化に努めます。 特別支援学校をはじめとした教育機関、特例子会社や障害者雇用を進めている企業などと各種支援機関との連携強化を図るためにネットワークの構築を進め、就労に向けた情報の共有を進めます。	・就労を促進するための情報共有化を目的とした会議等の開催、支援者のスキル向上のための研修会等を実施し、支援機関のネットワークを強化しました。 ・就労支援A型事業所の職員を対象とした研修会を開催し、職員の資質向上をはかりました。 ・就労支援A型事業所を対象とした有効性評価訪問を実施し、支援体制の強化を行いました。	・新型コロナウイルス感染の状況に留意しつつ、引き続き一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の支援体制の充実や支援員の資質向上に努めます。 ・新型コロナウイルス感染の状況に留意しつつ、就労継続支援事業所の工賃向上計画の有効性評価や各種研修の実施を行います。	6-1福祉施設利用者の一般就労への移行実績 6-2就労移行支援事業の利用者数 6-3就労移行率が30%以上の就労移行支援事業者数の割合 6-4就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数(人) 6-9福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数 6-10福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数 6-11福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数 6-12従業員45、5人以上規模の企業で雇用される障害のある人の数 6-13従業員45、5人以上規模の企業で雇用される精神障害のある人の数
6-(1)-③	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課	③ 就労定着を図るため、就労定着支援事業の実施事業所の実施体制と人材の確保・育成などの支援方法について関係機関と協議しながら検討を進めます。また、障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の一層の拡充とともに、就労定着支援事業の実施事業所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関による就職後の定着支援体制の充実を促進します。	・障害のある人の一般就労を促進するため、障害者就業・生活支援センターにて必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、雇用の促進及び職場での定着を図りました。 ・就労定着支援事業により作成した好事例集等を活用し、さらなる支援の質の向上、連携強化に努めます。	引き続き障害者就業・生活支援センターによる支援体制の充実や支援員の資質向上に努めます。	6-5職場定着率 6-6就労定着支援の利用者

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
6-(1)-④	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(1)就労支援・定着支援の体制強化	産業人材課	④ 県立障害者高等技術専門校において、障害のある人が就職に必要な知識・技能を習得し、職業人として自立するために必要な職業訓練の充実を図ります。また、障害のある人が身近な地域で職業訓練を受講できるよう、企業や社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることで障害のある人の雇用に向けた効果的な職業訓練の機会の確保を推進します。	・県立障害者高等技術専門校6つのコース(DTP・Webデザイナー、福祉住環境・CADコース、PCビジネスコース、基礎実務コース、職域開拓コース等)において、職業人として自立するために必要な職業訓練を実施しました。 ・障害のある人が身近な地域で職業訓練を受講できるよう、企業や社会福祉法人等の多様な委託先機関を活用した7つのコースを設定し、就職に必要な知識・技能の習得を図りました。	今後も引き続き、県立障害者高等技術専門校による訓練及び多様な委託先を活用した訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることで、障害のある人の雇用に向けた効果的な職業訓練の機会の確保に努めます。	6-7障害者高等技術専門校の就職率 6-8委託訓練事業の受講者数
6-(1)-⑤	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(1)就労支援・定着支援の体制強化	総務課、管財課 障害者福祉推進課 障害福祉事業課 企業局管理部総務企画課 病院局経営管理課 教育庁企画管理部教育総務課 警察本部警務部警務課	⑤ 民間企業における雇用及び職域が拡大するよう関係機関と連携して働きかけるほか、県内公的機関における障害のある人の雇用を促進します。県庁において、障害のある職員が働きやすい職場環境の整備や職域の開拓を進めるとともに、障害者雇用促進法改正の趣旨を踏まえた雇用促進に取り組みます。また、入札参加資格の登録において、障害者雇用率達成企業に対し優遇措置を実施します。	○令和2年4月に「千葉県障害のある職員の活躍推進プラン」、「千葉県警察における障害のある職員の活躍のための推進計画」を作成し、本計画に基づき各取組を実施しました。 【計画期間】 令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間) 【主な取組】 推進体制 ・障害者雇用推進連絡調整会議を開催しました。 障害のある職員が参画する「障害者雇用推進のための職場改善チーム」の会議を開催しました。 障害のある職員を対象とした職場満足度等に関するアンケートを実施しました。 職務の選定・創出 ・配置及び担当可能な業務等を検討するため、職域調査を実施しました。 環境整備・人事管理 ・法定雇用率を上回る計画的な採用に向けて、障害のある方を対象とした千葉県職員採用選考査査の実施を検討します。 ・職場における定期的な面談等を通じた合理的配慮の提供等を行います。 ○今後も物品等の入札参加資格の登録の際、入札参加業者資格審査において、障害者雇用率達成企業に対する加点を行います。	○「千葉県障害のある職員の活躍推進プラン」、「千葉県警察における障害のある職員の活躍のための推進計画」に基づき、各取組を進めています。 【主な取組】 推進体制 ・障害者雇用推進連絡調整会議を開催します。 ・障害のある職員が参画する「障害者雇用推進のための職場改善チーム」の会議を開催します。 障害のある職員を対象としたアンケートを実施します。 職務の選定・創出 ・配置及び担当可能な業務等を検討するため、職域調査を実施します。 環境整備・人事管理 ・法定雇用率を上回る計画的な採用に向けて、障害のある方を対象とした千葉県職員採用選考査査の実施を検討します。 ・職場における定期的な面談等を通じた合理的配慮の提供等を行います。 ○今後も物品等の入札参加資格の登録の際、入札参加業者資格審査において、障害者雇用率達成企業に対する加点を行います。	6-14障害者雇用率を達成した公的機関の割合
6-(2)-①	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(2)障害者就業・生活支援センターの運営強化	障害福祉事業課 産業人材課	① 障害者就業・生活支援センターを県内全圏域(16箇所)に設置し、雇用、福祉、教育、医療等の関係機関と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業訓練の斡旋などを行い、精神障害や発達障害等、障害のある人の職業生活及び地域生活の安定と福祉の向上を図ります。また、各障害者就業・生活支援センターの取組内容について随時確認し、提供される支援の質の確保に努めます。	・障害者就業・生活支援センターを県内全圏域に設置し、雇用、福祉、教育、医療等の関係機関と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業訓練の斡旋などをを行い、障害のある人の職業生活及び地域生活の安定と福祉の向上を図りました。 センター事業の支援対象者数 11,241人 センター事業の実施箇所数 16箇所	県内16箇所に障害者就業・生活支援センターを設置し、雇用、福祉、教育、医療等の関係機関と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業訓練の斡旋などをを行い、障害のある人の職業生活及び地域生活の安定と福祉の向上を図ります。	6-15障害者就業・生活支援センター登録者の就職件数 6-16障害者就業・生活支援センター登録者のうち精神障害者の就職者の職場定着率
6-(2)-②	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(2)障害者就業・生活支援センターの運営強化	障害福祉事業課	② 就労定着支援事業の円滑な実施を図るため、就労定着支援事業の実施事業所とその他の支援機関や特別支援学校、市町村等、さらには支援員同士の横のネットワークを構築するなど、関係機関のネットワークの強化を進めます。	・全保健福祉圏域(16か所)に設置した障害者就業・生活支援センターにおいて、雇用、福祉、教育、医療等の関係機関と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業訓練の斡旋などを実施しました。	引き続き障害者就業・生活支援センターにて適切な支援を行うとともに、就労定着支援促進事業により様々な支援機関が連携した円滑な支援が行えるよう努めます。	
6-(3)-①	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(3)障害のある人を雇用する企業等への支援	障害福祉事業課 産業人材課	①○障害のある人への理解と雇用促進に取り組む企業等を応援するため、障害のある人の能力を活用する工夫や職場において合理的配慮が講じられるよう雇用管理上のアドバイスを行う企業支援員を各障害保健福祉圏域に配置します。また、障害者就業・生活支援センターや地域障害者センターなどの支援機関の役割や機能の企業側への周知を図るとともに、積極的な活用を働きかけます。 ○就労定着支援事業については、事業の実施体制や人材の確保・育成など関係機関と協議しながらその役割を明確にし、企業への周知に努めます。 法定雇用率未達成企業等を対象に雇用の受け入れ準備や定着を支援する障害者雇用サポート事業を実施するなど、障害のある人の職域開拓や、合理的配慮への対応を含めた企業等に対する継続雇用の支援を行います。	・各障害保健福祉圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターに企業支援員を配置し、企業に対して障害者の雇用管理上のアドバイス等を行いました。 ・障害者雇用サポート事業等の実施により、障害のある人の職域開拓や、合理的配慮への対応を含めた企業等に対する継続雇用の支援を行いました。	引き続き、企業支援員事業・雇用サポート事業等を実施し、障害者の雇用管理上のアドバイスや継続雇用の支援を行います。 ・就労定着支援促進事業により作成した好実例集等を活用し、さらなる支援の質の向上、連携強化に努めます。	6-17企業支援員の支援企業数 6-18従業員45.5人以上規模の企業で雇用される障害のある人の数【再掲】 6-19従業員45.5人以上規模の企業で雇用される精神障害のある人の数【再掲】
6-(3)-②	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(3)障害のある人を雇用する企業等への支援	産業人材課	② 障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働きやすい職場づくりに努めている企業等を千葉県障害者雇用優良事業所(通称「笑顔いっぱい!フレンドリーオフィス」)として認定し、その取組内容を県民に周知することで、障害のある人の雇用に対する理解と促進を図ります。認定された事業所は、ロゴマークを会社案内や名刺等に使用することができます。	・新たに5事業所を認定しました。 ・認定事業所についてホームページに掲載し、事業所における取組等について県民に周知を図りました。	引き続き、千葉県障害者雇用優良事業所(通称「笑顔いっぱい!フレンドリーオフィス」)を認定し、その取組内容を県民や県内事業所等に周知することで、障害のある人の雇用に対する理解と促進を図ります。	
6-(4)-①	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(4)支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化	障害福祉事業課	① 就労を促進するための情報共有化を目的とした会議等の開催、支援者のスキル向上のための研修会等を実施し、障害保健福祉圏域ごとにハローワーク、就労支援施設、相談支援事業所、特別支援学校、高等学校、医療機関等の地域の関係機関の連携・協力を促し就労支援ネットワークを強化します。また、関係機関の連携強化を促す仕組み作りについて検討します。	・就労を促進するための情報共有化を目的とした会議等の開催、支援者のスキル向上のための研修会等を実施し、支援機関のネットワークを強化しました。	引き続き、就労を促進するための情報共有化を目的とした会議等の開催、支援者のスキル向上のための研修会等を実施し、支援機関のネットワークを強化してまいります。	
6-(4)-②	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(4)支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化	障害福祉事業課	② 就労定着支援事業の円滑な実施を図るため、就労定着支援事業の実施事業所とその他の支援機関や特別支援学校、市町村等、さらには支援員同士の横のネットワークを構築するなど、関係機関のネットワークの強化を進めます。	・障害者就業・生活支援センターを中心として、必要な指導・助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職場での定着を図りました。	引き続き障害者就業・生活支援センターにて適切な支援を行うとともに、令和元年度から配置するコーディネーターを通じて様々な支援機関が連携した円滑な支援が行えるよう努めます。	6-20ネットワーク構築のための会議を開催した圏域数
6-(5)-①	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(5)福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進	障害福祉事業課	① 就労継続支援事業所への支援を通じ、作業内容の充実や施設外就労への取組など、福祉的就労の一層の充実を促します。就労継続支援事業所に対し、作業の種類の拡大も含めた事業内容の充実、経営改善など、福祉的就労を行う障害のある人が働く力を十分発揮できる環境づくりを通じた賃金(工賃)向上に資する支援を実施します。	・千葉県障害者就労事業振興センターを通じて研修等を実施するなど、各事業所の実態に即した支援の充実を図りました。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が強く求められる中、厚生労働省等の補助金なども活用し、障害者の働く場及び賃金(工賃)の確保を図りました。	・工賃向上計画に基づき、受注拡大や事業者の経営力強化等の取組みを推進します。 ・工賃アップを活動目的とする千葉県障害者就労事業振興センターの運営支援や、障害者優先調達法及び調達方針に基づき、官公需の一層の促進に取り組みます。	6-21就労継続支援B型事業所の平均工賃月額

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
6-(5)-②	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(5)福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進	障害福祉事業課	② 千葉県障害者就労事業振興センターを通じて、農業に取り組む障害者就労施設等に対する情報提供、6次産業化支援等を通じて、農業分野での障害者の就労支援を推進します。	・千葉県障害者就労事業振興センターを通じて農業技術支援専門家の派遣、農業技術相談、合同販売会(農福マルシェ)の開催、農機具等の寄付の仲介、農作業の仲介などを実行しました。 ・農福連携プロジェクトチームを開催し、農福連携の取組や課題の共有等を行いました。	・農福連携プロジェクトチームの設置及び運営を通じて、千葉県内の農福連携に必要な支援の検討を行います。 ・引き続き、千葉県障害者就労事業振興センターを通じて、各取り組みが必要な障害者就労施設等に周知されるよう協力し、農業分野での障害者の就労支援を推進します。	
6-(5)-③	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(5)福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進	障害福祉事業課	③ 障害者就労施設で提供できるサービスの内容が十分に周知されていないことから、千葉県障害者就労事業振興センターを通じて、障害者就労施設等が提供できるサービスや製品を県、市町村や民間部門へパンフレットなどを活用して周知するほか、同センターにおいて共同受注をするなどして、障害者就労施設等への発注の増加を促します。	・ポータルサイト「チャレンジ・インフォ・千葉」にて施設側は対応可能な物品・役務の提供を行いました。 ・優先調達の説明会の開催を予定しているましたが、新型コロナウィルスの感染拡大防止の観点から延期しました。	・引き続きポータルサイト「チャレンジ・インフォ・千葉」にて需要と供給のマッチングを図り、事業規模が大きい案件については千葉県障害者就労事業振興センターにおいて共同受注をするなどして、障害者就労施設等への発注の増加を推進します。	
6-(5)-④	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(5)福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進	障害福祉事業課	④ 官公需の更なる促進を図るため、障害者就労施設に対する地方自治法に基づく随意契約の事務処理手続きをわかり易くまとめたマニュアルの作成と周知を行い、制度の積極的な活用を促します。	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者の認定基準の周知等を行い、官公需を推進する体制を強化しました。 ・マニュアル作成に向けた調整等を行いましたが、新型コロナウィルスの感染症への対応等の優先したため、作成は翌年度に持ち越しました。	・府内に向けて障害者就労施設に発注を行わない理由の調査を行います。 ・併せて、官公需の推進に向けて、マニュアルを作成、周知します。	6-23県内官公需実績(県及び市町村)
6-(5)-⑤	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(5)福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進	障害福祉事業課	⑤ 就労継続支援A型事業所について、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上になることとした基準を満たしていない場合は、条例の規定に基づき、経営改善計画の作成を指示します。また、計画に基づく経営改善が着実に実施されるよう、千葉県障害者就労事業振興センターと連携した実地指導を行うなど、提供されるサービスの内容に課題がないか確認し、利用者に提供されるサービスの質の向上に努めます。さらに、関係機関と連携した研修や情報提供等を実施してサービスの質の向上を図ります。	・就労継続支援A型事業所の経営実態調査を行いました。 ・就労継続支援A型事業所に対して専門家の派遣を行いました。 ・就労支援A型事業所の職員を対象とした研修会を開催し、職員の資質向上をはかりました。	・千葉県障害者就労事業振興センターと連携し、各事業所に対する経営改善支援を行ってまいります。 ・生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上になることとした基準を満たしていない就労継続支援A型事業所に対して実地指導等を行います。	6-22就労継続支援A型事業所が条例の基準を満たしている割合
6-(6)-①	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(6)障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援	障害福祉事業課	① 障害のある人が働く際に、経済的自立のほか、障害のある人が自らの価値観に基づく「働き方」や「生き方」を追求し、多様な働き方の選択が尊重されるように支援を行い、安心して継続して働ける環境づくりに努めます。 ・障害のある人の相談を受ける際や、サービス等利用計画及び個別支援計画を作成する際には、支援会議やモニタリングを通じて本人の希望を丁寧に確認し、希望が実現されるよう配慮することを支援機関等に周知徹底します。	・障害者就業・生活支援センターをはじめとした支援機関等が連携して、本人が望んだ支援が提供されるとともに、安心して働ける環境づくりに取り組みました。 ・サービスの支給決定を行う市町村に対し、利用者の個々の状況を踏まえた決定を行うよう働きかけました。	・障害者就業・生活支援センターをはじめとした支援機関等が連携して、本人が望んだ支援が提供されるとともに、安心して働ける環境づくりに努めています。 ・引き続き、サービスの支給決定を行う市町村に対し、利用者の個々の状況を踏まえた決定を行うよう働きかけてまいります。	
7-(1)-①	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(1)地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課	① 発達障害のある人が可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう、千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等に対し研修を行い、必要に応じて講師派遣を行いました。 ・市町村・事業所等のバックアップや専門性の高い人材の養成を目的とした研修等を行うとともに、地域支援マネージャーの配置などを含めた地域支援機能の強化等について、発達障害者支援地域協議会において検討を行います。	・千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等に対し研修を行い、必要に応じて講師派遣を行いました。 ・市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応を行って「発達障害地域支援マネージャー」を配置し、地域支援機能の強化に努めました。 ・新型コロナウィルス感染症の影響により、発達障害者支援地域協議会の開催ができませんでした。	・今後も市町村・事業所等に対し、人材養成を目的とした研修等を行ってまいります。 ・引き続き、発達障害者支援地域協議会の開催回数見込数(再掲) 7-2発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数見込数(再掲) 7-3発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数見込数(再掲) 7-4発達障害者支援センター運営事業	
7-(1)-②	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(1)地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課	② 発達障害やその疑いのある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう、発達障害のある子どもを育てた経験のある親を世代が偏らないように留意しながら、ペアレントメンターとして登録し、発達障害者支援センター(CAS)と連携して、親の会などの場で相談・助言を行います。 ・また、ペアレントメンターに対してのフォローアップ研修会の開催や家族とペアレントメンターを結び付けるペアレントメンターコーディネーターの配置に努め、発達障害のある子どもを持つ親への支援を実施します。	・ペアレントメンターを派遣し、発達障害を子を持つ母親等の相談に応対しました。 ・ペアレントメンターコーディネーター配置事業で個別相談又はグループ相談を実施し、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の構築を図りました。	・引き続き、発達障害児等の親が安心して子育てできるよう、発達障害児の子育て経験を活かして相談・助言を行うペアレントメンターによる相談会の開催やペアレントメンターコーディネーターの配置を行います。	
7-(1)-③	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(1)地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害者福祉推進課	③ 高次脳機能障害及びその関連障害のある人に対する支援については、各支援拠点機関を中心に、高次脳機能障害に対する普及啓発を行い、早期に専門的な相談支援・訓練に繋がるようにするとともに、支援者の育成や地域連携の拡大・強化に取り組みます。また、地域生活の安定や就労定着に繋がるよう、支援の方法等について検討します	・支援コーディネーターの研鑽を行うとともに、コーディネーターを中心とした機能回復や社会復帰に向けた訓練、相談支援に取り組みました。	・引き続き、高次脳機能障害に対する普及啓発を行い、早期に専門的な相談支援や訓練につながるよう努めるとともに、地域の支援者の養成に取り組みます。	7-5高次脳支援拠点機関数
7-(2)-①	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(2)通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課	① 地域で生活する重症心身障害の状態にある人等が、専門性を備えた施設で短期入所等のサービスを利用できるようにすることは、家族等を支援するうえでも重要です。 ・事業者によるこれらのサービスの提供を促進するため、福祉型短期入所事業所に対して、国の制度にはない報酬加算を引き続き実施するなど、必要なときに十分に利用できるサービス提供体制の整備に努めるとともに、制度の拡充等を検討します。	・強度行動障害者(児)を受け入れた短期入所事業所2箇所、看護師を配置した短期入所事業所3箇所に県独自の補助金を交付することにより、身近な地域において重症心身障害者等が利用できる場の確保を図りました。	・引き続き、看護師を配置した短期入所事業所に補助金を交付することにより、重症心身障害者等が利用できる場の確保に努めます。	
7-(2)-②	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(2)通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課	② 医療的ケアが必要な障害のある人の在宅での暮らしを支援するため、市町村の支援状況の実態把握に努めるとともに、医療分野等との連携を含めた支援体制の整備等を行えるよう市町村協議会への支援に取組みます。	・医療的ケアが行える短期入所事業所の指定を行いました。	・引き続き、医療的ケアが行える短期入所事業所の拡充に努めます。	7-6医療的ケアが行える短期入所事業者数 7-9医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数(箇所)(再掲)
7-(3)-①	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	① 障害のある子どもが、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活し、また、家族のレスバイトや緊急時に対応できるよう、短期入所事業所を拡充し、在宅支援の環境整備に努めます。 ・また、強度行動障害のある子どもを受け入れる短期入所事業所の拡充が図れるよう検討します。(再掲)	・福祉型短期入所事業所の拡充を図りました。 ・強度行動障害のある子ども等を受け入れる短期入所事業所に対して運営費補助を行いました。	・引き続き、強度行動障害のある子どもを受け入れる事業所等、短期入所事業所の拡充に努めます。	
7-(3)-②	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	② ホームヘルプ、訪問看護など、在宅生活を支える訪問系サービスの充実が図られるように、また、比較的軽度な障害の子どもでもニーズに沿ったサービスが受けられるよう、市町村に働きかけます。(再掲)	・障害児等療育支援事業により訪問による相談及び療育指導を実施しました。	・引き続き、障害児等療育支援事業を実施します。	

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
7-(3)-③	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課 健康福祉政策課	③ 在宅医療機関等が、医療的ケアを必要とする子ども等にも対応できるよう、医師、看護師等医療関係者の一層のスキルアップに取り組みます。(再掲)	・在宅医養成研修については、新型コロナウイルスの感染状況を勘案し、医療従事者を集める研修はクラスターが発生する危険性が高いことから、2年度の事業は中止しました。	・在宅医養成研修については、新型コロナウイルスの感染状況を勘案し、オンラインによるウェブ研修等の感染拡大防止策を踏まえて実施します。	7-7主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数(再掲) 7-8主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数(再掲)
7-(3)-④	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	④ 発達障害のある子ども等が可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう、千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等のバックアップや専門性の高い人材の養成を目的とした研修等を行うとともに、地域支援マネージャーの配置などを含めた地域支援機能の強化等について、発達障害者支援地域協議会において検討を行います。(再掲)	・千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等に対し研修を行い、必要に応じて講師派遣を行いました。 ・市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応を行って「発達障害地域支援マネージャー」を配置し、地域支援機能の強化に努めました。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、発達障害者支援地域協議会の開催を見送りました。	・今後も市町村・事業所等に対し、人材養成を目的とした研修等を行っていきます。 ・引き続き、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村・事業所の支援・助言を行い、地域支援機能の強化に努めます。 ・令和3年度は、感染対策を講じたうえで発達障害者支援地域協議会を開催できるよう努め、発達障害のある方の地域支援機能の強化等について、協議会での検討を行います。	
7-(3)-⑤	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	⑤ 発達障害やその疑いのある子どもの保護者を対象とした子どもの接し方や育て方にについてのペアレントトレーニングを実施する地域自立支援協議会や児童発達支援センター等に対し、千葉県発達障害者支援センター(CAS)が支援することにより、親の療育技術の向上やストレスの軽減等を図ります。(再掲)	・ペアレントメンターを派遣し、発達障害を子を持つ母親等の相談に応対しました。 ・ペアレントメンターコーディネーター配置事業で個別相談又はグループ相談を実施し、家族の支援及び家族同士で支援できる体制の構築を図りました。	・引き続き、発達障害児等の親が安心して子育てできるよう、発達障害児の子育て経験を活かして相談・助言を行うペアレントメンターによる相談会の開催やペアレントメンターコーディネーターの配置を行います。	
7-(3)-⑥	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	⑥ 早期診断、適切な治療や訓練、相談支援を実施する障害児等療育支援事業を推進し、障害のある子どもや家族の福祉の向上を図ります。(再掲)	・令和元年度より5箇所少ない55箇所の事業所等に委託し、事業を実施しました。	・引き続き、障害児等療育支援事業を推進します。	7-10障害児等療育支援事業実施見込み箇所数(箇所)
7-(4)-①	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(4)重度・重複障害者等の負担軽減の推進	障害者福祉推進課	① 重度心身障害者(児)の医療費については、引き続き、市町村が実施する助成制度に対して補助を行うとともに、精神障害者を含めた全国統一の公費負担医療制度を創設するよう国へ要望しています。	・令和2年度も、市町村に対し、補助を行いました。 ・他県と連携して国への要望を実施しました。 ・本県の制度において、令和2年8月から精神障害者への対象拡大を実施しました。	・今年度も、市町村に対し、補助を行います。 ・他県と連携して国への要望を実施します。	
7-(5)-①	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(5)重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	障害福祉事業課	① 県内各地域での強度行動障害のある人への支援体制の構築に向け、「強度行動障害のある方への支援体制構築事業」や「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」の成果や課題を踏まえ、支援のあり方等について、引き続き、検討を進めるとともに、その成果、研修効果の県全域への普及を図ります。(再掲)	・「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を通年で30日以上にわたり実施し、県内の施設及び生活介護事業所の支援員等14名が受講しました。 ・平成26年度からの取組により、当該研修の修了者は109名となっています。	・当該研修の修了者の活用については市町村に働きかけを行い、地域支援体制の整備を図るとともに、県内施設等の支援の質の向上を図るため、事業所等の依頼に応じ、研修修了者を行動障害者支援サポートとして派遣し、指導・助言を行います。 ・引き続きサポートを派遣し、県内施設が抱える課題の解決に貢献します。	
7-(5)-②	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(5)重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	障害福祉事業課	② 市町村における地域生活支援拠点等の整備を促進するため、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例(優良事例)の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど継続的な支援を行っていきます。拠点等の整備に当たって、新たに施設整備等を行う必要がある場合には、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用します。(再掲)	・市町村や事業者に対し、地域生活支援拠点等に係る情報提供等を行いました。また、関係資料の配布や、設置を検討している市町村の相談に対応するなど、設置の促進に努めました。	・地域生活支援拠点の設置促進に係る市町村会議の開催等により、全ての市町村における設置を促進していくとともに、機能の充実等に向けて協議を行うよう促しています。	
7-(5)-③	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(5)重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	障害福祉事業課	③ 地域生活支援拠点の制度について周知するとともに、地域移行の可能な人への支援のあり方などを検討し、相談支援事業や障害者グループホーム等支援ワーカー事業を活用して、施設待機者等を踏まえ、これまで以上に地域に移行できるよう取り組みます。(再掲)	・障害者グループホーム等支援事業を活用し、入居希望者や入居を支援する機関(計画相談支援事業所・市町村等)に対する支援を行い、地域移行の推進を図りました。 (入居希望者への支援:延べ2,740回、入居支援者への支援:延べ1,536回)	・引き続き、障害者グループホーム等支援事業を活用し、入居希望者や支援機関への支援を行い、地域移行の促進を図ります。	
7-(5)-④	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(5)重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	障害福祉事業課	④ あわせて、「強度行動障害県単加算事業」を引き続き実施し、受け入れを行なう施設のケアの質の向上を図り症状の軽減を支援するとともに、既存のグループホームが強度行動障害のある人を受け入れるための改修等の経費に対して、補助対象の拡大を検討します。(再掲)	・「強度行動障害県単加算事業」により、強度行動障害者を受入れる障害者支援施設(入所施設)を支援しました。 ・強度行動障害のある人を地域で支援していくための必要な体制整備等の支援について国へ要望しました。	・引き続き、「強度行動障害県単加算事業」により、強度行動障害を受入れる障害者支援施設(入所施設)を支援するとともに、同事業の実施状況等を踏まえ、課題の精査等を行います。 ・強度行動障害のある人を地域で支援していくための必要な体制整備等の支援について、国への要望等を検討していきます。	7-11「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」受講者数(累計)(再掲)
7-(5)-⑤	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(5)重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	障害福祉事業課	⑤ また、医療的ケアが必要な障害のある人や子どもが在宅で医療や福祉サービスを受けられるよう、訪問看護師の育成研修やコーディネーターとしての相談支援専門員の育成を図ります。なお、市町村の地域生活支援事業において、利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業ができるよう市町村に働きかけを行います。(再掲)	・医療的ケア児等の支援をコーディネートする人材を養成する研修については、新型コロナウイルス感染拡大と緊急事態宣言の発令に伴い、実施を見送りました。	・引き続き、医療的ケア児等の支援をコーディネートする人材を養成する研修を実施します。	
7-(5)-⑥	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(5)重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	障害福祉事業課	⑥ 重症心身障害の状態にある人(子どもを含む)の支援の充実を図るために、在宅で生活している重症心身障害の状態にある人を受入れることが可能な短期入所事業所をはじめ、生活介護等の日中活動の場の整備を引き続き促進します。(再掲)	・重症心身障害のある方を受入れている事業所3箇所に対し、補助を行いました。	・引き続き、重症心身障害のある方を受け入れる事業所に対し、補助を行います。	
7-(5)-⑦	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(5)重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	障害福祉事業課	⑦ 重度・重複障害のある人の地域生活の継続を支援するため、「強度行動障害短期入所特別支援事業」を引き続き実施し、家族等の負担の軽減に努めます。(再掲)	・強度行動障害のある方を受入れる事業所2箇所に対し、補助を行いました。	・引き続き、強度行動障害のある方を受け入れる事業所に対し、補助を行います。	
7-(5)-⑧	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(5)重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	障害福祉事業課	⑧ 福祉型障害児入所施設に入所している18歳以上の障害のある人については、支援主体となる市町村、障害児入所施設、児童相談所による地域移行等連絡調整会議を早期に開催することにより、入所者の特性に応じてグループホーム、障害者支援施設等への円滑な移行を図ります。なお、移行に伴うグループホームの整備については、関係法人等への働きかけや対応について検討します。(再掲)	・1箇所のグループホームに対して整備補助を行い、量的拡充を図りました。 ・福祉型障害児入所施設に入所している障害児について、地域移行等連絡調整会議を開催し、将来の支援について検討しました。 ・「障害児施設等の入所児童における地域移行支援ガイドライン」を改訂し、市町村・児童相談所に配布しました。	・引き続き、グループホームの整備補助等により、量的拡充に努めます。 ・引き続き、福祉型障害児入所施設に入所している障害児に地域移行等連絡調整会議を開催し、入所者の特性に応じた障害者支援施設等への移行を図ります。	

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
7-(6)-①	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(6)ひきこもりに関する支援の推進	障害者福祉推進課	① ひきこもり地域支援センターにおいて、相談対応とアウトリーチ型の支援を充実とともに、地域の支援者を対象とした研修の開催や同行訪問などにより市町村等との連携強化を図ります。また、「千葉県子ども・若者育成支援協議会」等を通じて、関係機関の連携体制の構築を図ります。	・ひきこもり地域支援センターについて、ホームページを設置したことでの、ホームページからの問合せも増えました。 ・ひきこもり支援コーディネーター(相談員)との定期的なカンファレンスを実施することで、相談員の資質向上に努めました。 ・県のホームページだけでなく、市町村の相談窓口でも周知を行うことで、県民への周知を図り、相談しやすい環境づくりを図りました。	・引き続き、ひきこもり支援コーディネーター(相談員)2名体制で、適切な関係機関につなげ、精神保健の観点から対応するほか、アウトリーチ(訪問)支援を実施します。	7-12アウトリーチ型の訪問件数
7-(6)-②	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(6)ひきこもりに関する支援の推進	県民生活・文化課	②「千葉県子ども・若者総合相談センター」(愛称:ライトハウスちば)において、ひきこもりの若者やその保護者の相談(電話・面接)に対応します。	・924件のひきこもりに関する相談を受理し、必要な助言や専門支援機関の紹介を行いました。	・引き続き千葉県子ども・若者総合相談センターにおいて、電話相談、面接相談、若者を対象とした支援プログラムのほか、保護者向け勉強会等を実施します。さらに、令和3年度よりオンラインによる面接相談を新たに実施し、より広く相談を受けられるようにします。また、ひきこもりを含め子ども・若者やその家族等からの様々な相談に対応し、専門機関の紹介を行います。	
7-(6)-③	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(6)ひきこもりに関する支援の推進	障害者福祉推進課	③今後、市町村の取組みの現状把握に努めるとともに、実態の把握方法についても検討していきます。	・県内市町村に対し、ひきこもり対策についての理解を求めるとともに、ひきこもりサポートなどの活用を求めていきました。	・引き続き、県内市町村に対し、ひきこもり対策についての理解を求めるとともに、ひきこもりサポートなどの活用を求めていきます。	
7-(7)-①	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(7)矯正施設からの出所者等に対する支援の推進	健康福祉指導課 障害者福祉推進課	①矯正施設から出所する障害のある人の円滑な社会復帰が今後も促進されるよう、保護観察所等の関係機関と連携のもと、出所後に必要な福祉サービスを受けるための支援を引き続き行います。また、医療観察法の対象者に対する支援についても、保護観察所等の関係機関と連携のもと、社会復帰できるよう支援を行います。	・保護観察所等の関係機関と連携し、地域生活定着支援センター開設後これまでに、障害のある人を含む対象者286人(2年度新規25人)の支援に取り組みました。 ・保護観察所主催の会議に参加し、関係機関と連携のもと医療観察法の対象者に対する支援を行った。	・矯正施設を出した障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、引き続き地域生活定着支援センターの安定的な運営に努めます。 ・引き続き、保護観察所主催の会議等に参加し、関係機関と連携のもと医療観察法の対象者に対する支援を行っていく。	
8-(1)-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(1)人材の確保・定着	健康福祉指導課 障害福祉事業課	①〇福祉・介護人材について、障害のある人のニーズ、障害特性に応じたサービスが提供できる体制を整えるため、社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー等の人材養成に努め、必要となる人材の確保を図るとともに、資質向上に努めます。 〇障害のある人に対するホームヘルパーの人材を育成するため、ホームヘルパーとして従事するために必要な介護職員初任者研修を行う事業所を指定するとともに、障害特性に応じた介護者の養成研修及びスキルアップ研修を推進して、利用者のニーズに応えられる人材の確保に努めます。 〇また、社会福祉士及び介護福祉士について、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会では、養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付けや、平成28年度から離職した介護人材の再就職準備金の貸付け制度を創設するとともに、福祉人材センターでは、福祉施設での就職を希望する人に無料で職業を紹介する福祉人材バンク事業を引き続き実施し、人材確保に努めます。	初任者研修を行う事業者 88事業者指定 認知症介護実践研修受講修了者数 基礎研修22人 実践者研修144人 リーダー研修18人 認知症対応型サービス事業管理者等研修受講修了者数 基礎研修12人 管理者等研修104人 ユニットケア研修県内受講者数 管理者研修13人 リーダー研修81人 認知症介護指導者養成研修 受講者数 0人 喀痰吸引等指導者養成研修 受講者0人(新型コロナウイルス感染症の影響により中止) 修学資金新規貸付人数 210人 福祉人材センターの紹介・斡旋による就職者 52人 ・各種研修を実施しました。 ①重度訪問介護従業者養成研修 養成人数84人、研修回数23回 ②同行援護従業者養成研修 養成人数339人、研修回数32回 ③強度行動障害支援者養成研修 養成人数741人、研修回数18回 ④移動介護従業者養成研修 養成人数23人、研修回数2回 ⑤サービス管理責任者基礎研修 養成人数747人 研修回数1回	・引き続き同様の事業を行い、介護人材の確保・定着及び介護職員の資質の向上に取り組んでいきます。 ・引き続き、同等以上の研修を実施しホームヘルパー等の人材養成、資質向上に努めます。	8-1重度訪問介護従業者の養成(強度行動障害を除く) 8-2同行援護従業者の養成 8-3強度行動障害支援者の養成 8-4ガイドヘルパーの養成 8-5サービス管理責任者の養成(児童発達支援管理責任者を中心)
8-(1)-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(1)人材の確保・定着	健康福祉指導課	② 福祉の人材の定着・離職防止を図るため、福祉・介護人材確保定着事業(メンタルヘルスサポート事業)で行う、介護職員等の抱える業務上の悩みなどに対するアドバイザーによる相談窓口の紹介等について今後も当該事業の積極的な活用を図ります。	メンタルヘルス相談件数510件 中堅管理者向け労務研修参加者数28人	・福祉・介護人材の定着を図るため、引き続き同様の事業を実施していきます。	8-7福祉・介護人材確保対策事業の事業数
8-(1)-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(1)人材の確保・定着	健康福祉指導課	③ 地域の実情に合った福祉・介護人材の確保・定着対策を効果的に実施するため、引き続き、県・市・町村をはじめ、社会福祉施設・事業所・教育機関等で構成する「千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会」を設置するとともに、研修や合同面接会の実施への助成を行います。	・県内12地域の千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会を開催して意見交換を実施し、地域の課題等の実態把握を行うとともに、今後の施策等について検討を行いました。また、介護人材の確保・定着に向けて様々な取組を実施しました。 例) 介護人材キャリアアップ研修支援事業 30事業 1,452人	・引き続き同様の事業を実施し、介護人材の確保・定着に向けて様々な取組を実施していきます。	
8-(1)-④	8様々な視点から取り組むべき事項	(1)人材の確保・定着	医療整備課	④ 医師・看護職の人材の確保について、養成力の強化、県内就業への誘導、離職防止、再就業の促進を推進していきます。また、リハビリテーションに携わる医師の確保とともに、あわせて必要となるリハビリテーション専門職の就業実態などの把握に努めます。	・医師修学資金の新規貸付者数63名 ・医師少数区域等の医療機関に対する医師派遣13.75名(常勤換算) ・看護職の離職率は、平成30年12.8%⇒令和元年14.3%となりました。 ・国の「医療従事者の需給に関する検討会」における「理学療法士作業療法士需給分科会」において、理学・作業療法士の全国の供給数は、現時点において需要数を上回っており、2040年頃には供給数が需要数の約1.5倍となる結果が示されていることから、県は、引き続き理学療法士養成施設が適切な運営・教育ができるよう、指導を行います。	・医師修学資金の新規貸付者の枠数(63名)を継続します。 ・医師少数区域等の医療機関に対する医師派遣(枠数17名)を実施します。 ・引き続き、医師確保対策事業を推進してまいります。 ・院内保育所への支援、ナースセンター事業等により看護職員の人材確保に係る取り組みを行います。 ・引き続き理学療法士養成施設が適切な運営・教育ができるよう、指導を行います。	8-6医師及び看護師の確保定着
8-(1)-⑤	8様々な視点から取り組むべき事項	(1)人材の確保・定着	健康づくり支援課	⑤ 地域リハビリテーションを推進するため、リハビリテーション専門職等を対象に、多様な関係機関の調整ができる人材の育成を引き続き実施します。	・県リハビリテーション支援センターにおいて、実務者研修会を実施するとともに、地域リハビリテーション広域支援センターにおいて、各種研修会を実施し、地域リハビリテーションに係る人材の育成に取り組みました。	・引き続き、県リハビリテーション支援センターと連携し、地域における適切なリハビリテーションを提供するためのコーディネーターを有する人材の育成に取り組みます。	
8-(1)-⑥	8様々な視点から取り組むべき事項	(1)人材の確保・定着	障害福祉事業課	⑥ 福祉・介護人材の確保・定着のため、職員等の処遇改善について、事業所の運営実態を踏まえた検証を行い、所要の措置を講ずるよう国へ要望していきます。	・処遇改善加算について、恒久的な制度として整備するとともに、対象職種拡大や非算定サービスの撤廃等、現行制度を拡充することを国へ要望しました。 ・また、障害福祉分野における地域の実情に応じた人材の確保・定着対策を支援できるよう、国に対し必要な財源の確保を要望しました。	・引き続き、現行制度の改善や必要な財源の確保を国へ要望します。	

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
8-(2)-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(2)高齢期に向けた支援	障害福祉事業課 高齢者福祉課	①〇高齢期の障害のある人が、障害の特性に応じサービスを円滑に利用できるよう、共生型サービス事業所の設置促進に努めます。 〇また、在宅診療を支えるかかりつけ医や、介護サービス計画を作成する介護支援専門員と、障害福祉サービスの利用計画を作成する相談支援専門員との連携を強化するため、障害福祉と高齢者福祉の垣根を越えたトータルサポート体制づくりや適切な医療サービスを提供できる体制づくりなどに取り組みます。	・共生型サービス事業所の指定を行いました。 ・相談支援専門員による関係機関との連携調整が推進されるよう、相談支援従事者現任研修において、多機関連携をテーマにした研修を実施しました。	・引き続き、共生型サービス事業所の設置促進に努めます。 ・引き続き、ワーキングチームや講師陣との協働のもと、研修効果が向上するための工夫を加えながら、研修を実施します。	
8-(2)-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(2)高齢期に向けた支援	障害福祉事業課 障害者福祉推進課	② 国に対して、高齢期の障害のある人が住みやすい住宅等の研究を行うこと、居宅のバリアフリー工事に対する補助制度の創設及び高齢期の障害特性に合わせた設備基準の設定など、各種の機会を通じて提案・要望活動を行います。	・高齢化に伴い必要となる支援のあり方について、必要な対策を講ずるよう国へ要望しました。	・引き続き、国の動向を注視しながら、必要に応じて国へ要望します。	
8-(2)-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(2)高齢期に向けた支援	障害福祉事業課 高齢者福祉課	③ 障害のある人が高齢期を迎えると、医療的ケアや日中活動のニーズも若年層とは大きく異なることから、グループホームの住まいとしての機能やサービス提供のあり方について検討します。また、障害のある人が高齢期を迎えても、引き続き同一の事業所でサービスを受けられるよう、共生型サービス事業所の増加に向けた普及啓発に努めます。	・介護保険サービス事業所を対象とした参集による集団指導は中止となりましたが、資料をホームページに掲載し、共生型サービスの内容の周知しました。 ・障害のある人の高齢化・重度化に対応できる地域生活支援拠点2箇所の整備について補助を行いました。	・引き続き、共生型サービス事業所の増加に向けた普及啓発に努めます。 ・引き続き、国庫補助制度を活用して地域生活支援拠点の整備について補助を行い、量的・質的拡充に努めます。	
8-(2)-④	8様々な視点から取り組むべき事項	(2)高齢期に向けた支援	障害福祉事業課	④ 医療機関との連携強化や入所施設のバックアップ機能の活用を図ります。その他、高齢期を迎えた障害のある人の抱える、健康の維持や意欲の向上などの課題について、県として対応すべきことを整理し、検討していきます。	・千葉県の実情を踏まえた入所施設のあり方について、関係者の意見を伺いながら検討を行いました。	・障害者の高齢化・重度化を踏まえた入所施設の活用について、関係者の意見を伺いながら検討します。	
8-(2)-⑤	8様々な視点から取り組むべき事項	(2)高齢期に向けた支援	障害福祉事業課	⑤ 重症心身障害者入所施設の整備について、地元市町村とともに実態調査をして支援を検討します。	・国庫補助を活用した整備について、県内の事業者に対して要望調査を行いました。	・施設整備の要望があった際には、国庫補助制度を活用した整備を検討します。	
8-(3)-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害福祉事業課	① 発達障害の診断や治療ができる専門病院や専門医師の確保に努めます。	・発達障害の診断や治療に携わる医師等の専門職の養成・確保に向けた施策や最新の知見を普及するよう国へ要望しました。	・医療機関との連携について、発達障害者支援地域協議会で検討します。 ・発達障害者地域支援マネジャーを配置し、医療機関に発達障害に係る研修を実施できるよう取り組みます。	
8-(3)-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害福祉事業課	② 地域の訪問看護事業所と居宅介護(ホームヘルプ)事業所、医療機関、福祉施設・事業所等及び県・市町村等の相談窓口との連携を図り、医療的ケアが必要な障害児(者)が安心して在宅で暮らしていくことができるよう支援の方策を検討します。	・医療的ケア児等の支援をコーディネートする人材を養成する研修については、新型コロナウイルス感染拡大と緊急事態宣言の発令に伴い、実施を見送りました。	・引き続き、医療的ケア児等の支援をコーディネートする人材を養成する研修を実施します。	
8-(3)-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害福祉事業課	③ 医療法人の空きベットを活用したショートステイ事業の推進について、市町村や医師会等の関係機関を通じて制度の周知を図るとともに、事業実施を働きかけ、地域の医療機関でのショートステイ事業を推進します。また、国所管の医療法人が、運営する医療機関における同様の取り組みについても、国に働きかけます。	・一般社団法人千葉県老人保健施設協会を通じて、介護老人施設に対して医療型短期入所事業の制度説明等を実施し、また、意向調査を行いました。	・医療法人の空きベットを活用したショートステイ事業の推進について、市町村や医師会等の関係機関を通じて制度の周知を図ります。	
8-(3)-④	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課	④ 医療費負担の軽減として、身体障害のある人に対する更生医療費の給付、精神障害のある人に対する通院医療費の給付、身体障害のある子どもに対する育成医療費の給付を引き続き行います。また、「重度心身障害者(児)医療給付改善事業」については、平成27年8月から現物給付化を実施しており、引き続き制度の円滑な運用に努めます。	・令和2年度も更生医療等について給付を行いました。	・引き続き更生医療等の適切な給付を行います。	
8-(3)-⑤	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課	⑤ 障害のある人と医療関係者が円滑にコミュニケーションをとり、障害のある人が適切な医療を受けられるようにサポートするため、既往症、投薬、コミュニケーションのとり方等を記載した「受診サポート手帳」の普及を図るとともに、医療機関と障害のある人の団体との連携体制づくりをサポートします。	・「受診サポート手帳」を各市町村や特別支援学校・特別支援学級の児童・生徒に配布しました。 ・「受診サポートセミナー」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止としました。	・引き続き、「受診サポート手帳」の作成・配布と、「受診サポートセミナー」の開催等を通じた普及に努めます。	
8-(3)-⑥	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	疾病対策課	⑥ 〇難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、各市町村、社会・福祉関係者において、病状の変化や進行、福祉ニーズ等に配慮して実施されるよう理解と協力の促進を図ります。市町村と連携し、難病患者等のニーズを踏まえた障害福祉サービスの利用促進を図るとともに、国の難病患者等に対する制度改革を踏まえた相談支援機能の充実・強化を図ります。 〇難病患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応した相談や支援ができるよう、引き続き地域難病相談支援センターや難病療連携拠点病院・協力病院等との連携を推進し、地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援や患者・家族間の交流の促進、難病への理解促進等に取り組みます。また、保健所において、保健師による訪問相談、医師、看護師、理学療法士等による医療相談や訪問指導等を引き続き、実施します。	・総合難病相談支援センター及び県内8か所の地域難病相談支援センターを拠点として、難病患者等の就労支援や療養上の相談支援事業を実施した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点等から見合わせた事業もあったが、オンライン等を活用するなど工夫してビデオサポート事業などを実施しました。 ・保健所においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点等から見合わせた事業もあったが、保健師等による個別相談を実施しました。	・新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮しながら、オンライン等を活用するなど工夫して必要な支援等が実施できるよう取り組みます。	
8-(3)-⑦	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	疾病対策課	⑦ 難病患者に対し、総合的な支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。	・県内14医療機関を拠点とし、在宅難病患者が一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に、一時入院をすることが可能な病床を確保しました。	・令和3年度は県内14医療機関を拠点として、在宅難病患者が一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に、一時入院をすることが可能な病床を引き続き確保し、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。	
8-(3)-⑧	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	疾病対策課	⑧ 難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るために、医療費助成を行います。	・令和3年3月末の認定患者数は39,589人であり、対象患者の医療費に対する公費助成を実施しました。	・難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るために、引き続き医療費助成を行います。	
8-(3)-⑨	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	疾病対策課	⑨ 長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危機が及ぶ恐れがある疾病であって、療養のため多額の費用を要するものに対し、健全育成の観点から、その疾病にかかっている患児家庭の医療費の負担軽減を図るために、小児慢性特定疾患医療費の助成を行います。	・令和3年3月末の認定患者数は3,346人であり、対象患者の医療費に対する公費助成を実施しました。	・健全育成の観点から、その疾病にかかっている患児家庭の医療費の負担軽減を図るために、引き続き小児慢性特定疾患医療費の助成を行います。	

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
8-(3)-⑩	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	疾病対策課	⑩ 幼少期から慢性疾患に罹患しているため、長期にわたり療養が必要なことから、社会との接点が希薄になり、社会生活を行う上での自立が阻害されている児童等に対して、地域の実情に応じた相談支援等の充実により社会生活への自立促進を図る取組を行います。	・保健所では、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止の観点等から見合せた事業もあったが、保健師等による個別相談を実施した。 ・移行期医療支援センターでは、個別支援のほかオンラインを活用して医療従事者向け研修会等を実施した。	・新型コロナウィルス感染症の流行状況を考慮しながら、オンライン等を活用するなど工夫して必要な支援等が実施できるよう取り組みます。	
8-(3)-⑪	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	医療整備課	⑪ NICUを含む高度な周産期母子医療センターへの支援、周産期医療従事者の確保、育成に係る事業を行います。また、小児救急医療に係る知識の普及啓発、小児救急電話相談の実施、小児救急医療体制の整備に係る支援を行います。	・周産期母子医療センターに運営費に係る補助等を実施し、小児周産期医療の災害時対応に係る研修を実施しました。また、乳幼児の保護者や小児科・内科医師に対し小児救急医療に係る講習の実施、小児救急電話相談の実施及び医療施設や自治体等に小児救急医療体制に係る補助を実施しました。	・引き続き、関係施設への補助や研修、普及啓発、小児救急電話相談を実施することで、周産期医療及び小児救急医療体制の充実を図ります。	
8-(3)-⑫	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害福祉事業課	⑫ 障害のある人や障害のある子どもを受け入れる通所・入所施設の有する機能を活用し、在宅の障害のある子どもや障害の可能性のある子どもを支援とともに、保育所・幼稚園等の職員に対し、療育に関する技術指導を行うため、障害児等療育支援事業を推進します。	・令和元年度より5箇所少ない55箇所の事業所等に委託し、事業を実施しました。	・引き続き、障害児等療育支援事業を推進します。	
8-(3)-⑬	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	健康づくり支援課	⑬ 預防的リハビリテーション、急性期・回復期リハビリテーション、地域生活期リハビリテーションを患者の症状に応じて適切な時期に行っていくためには、地域の医療機関・介護保険施設・市町村等の連携を強化・推進していくことが重要であることから、連携・支援の中核となる地域リハビリテーション広域支援センターを二次保健医療圏ごとに概ね1箇所指定するとともに、広域支援センターの支援機能を補完する役割を担う「ちは地域リハ・パートナー」などとの協力を進め、保健・医療・福祉等の関係機関をつなぐ、有機的な連携体制の整備・推進を図ります。	・千葉県リハビリテーション支援センターを県内1箇所、地域リハビリテーション広域支援センターを二次保健医療圏毎に計9箇所設置しました。 ・各広域支援センターの支援機能を補完する機関として「ちは地域リハ・パートナー」を募集・指定し、各広域支援センターとの協力体制の整備に努めました。	・引き続き、千葉県リハビリテーション支援センターを県内1箇所、地域リハビリテーション広域支援センターを二次保健医療圏毎に計9箇所設置し、保健・医療・福祉等の関係機関をつなぐ、連携体制の整備・推進を図ります。 ・各広域支援センターの支援機能を補完する機関として「ちは地域リハ・パートナー」を募集・指定し、各広域支援センターとの協力体制の整備を図ります。	
8-(3)-⑭	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課	⑭ 県民への精神疾患及び心の健康に関する正しい知識の普及に取り組むため、精神保健福祉センター、健康福祉センター（保健所）、市町村、教育機関、精神医療保健福祉関係団体が相互に連携してこころの健康の保持・増進について継続して普及啓発を行うとともに、相談窓口の一層の周知を図ります。また、市町村における相談支援機能の充実を図るために、相談支援に携わる専門職員に対する研修の拡充を図るとともに、市町村職員とともに相談やアウトーチを行い、技術指導・支援を推進します。	・精神保健福祉センターや保健所（健康福祉センター）で、依存症やひきこもり、心の健康相談などに応じるとともに、市町村や施設職員などを対象とした研修を実施しました。	・引き続き、精神保健福祉センターや保健所（健康福祉センター）で、相談に応じるとともに、市町村や施設職員などを対象とした研修の充実を図ってきます。	
8-(3)-⑮	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課	⑮ 発症からできるだけ早期に精神科に受診できるよう、保健サービスや一般的な医療機関に対し、精神疾患に関する研修を開催するなど、人材育成を図ります。また、精神科医療機関との連携体制を整備します。 精神障害者が身近な地域で心身の状態に応じた良質かつ適切な医療を受けることができるよう、統合失調症、気分（感情）障害、依存症などの多様な精神疾患等ごとに応じてできる医療機関を明確にしたうえで、精神医療圏（第二次医療圏）及び県全体での協議の場を通じて、多様な精神疾患に対応できる医療連携体制の構築を図ります。	・精神科救急情報センターにより、365日24時間体制で相談に応じるとともに、必要な医療及び医療施設の紹介を引き続き行いました。また、依存症や高次脳機能障害、摂食障害、てんかん等の精神疾患等に対応するため、拠点医療機関の設置を進めるとともに、相談支援や研修の充実により、医療連携体制の構築を図りました。	・精神科救急情報センターにより、365日24時間体制で相談に応じるとともに、必要な医療及び医療施設の紹介を引き続き行います。また、依存症や高次脳機能障害、摂食障害、てんかん等の精神疾患等に対応するため、拠点医療機関の設置を進めるとともに、相談支援や研修の充実により、医療連携体制の構築を図ります。	
8-(3)-⑯	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課	⑯ 精神科医療機関及び関係機関の協力の下に、入院中心の医療から、地域での生活を支える医療体制・機能の充実に向けて取り組みます。	・地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用して、地域ごとに設置している推進会議の構成員である精神科病院の意見等を踏まえながら、精神障害者を取り巻く医療体制の構築、地域生活の支援、住まいの確保支援などの事業を進めました。	・引き続き、地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用して、精神障害者の地域での生活を支える医療体制・機能の充実に取り組みます。	
8-(3)-⑰	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害福祉事業課 健康づくり支援課	⑰ 施設や在宅の障害のある人や子どもに対し、巡回歯科診療車（ピーパー号）により定期的な歯科健診や歯科保健指導を実施する心身障害児歯科保健巡回指導事業（ピーパー号事業）を、一般社団法人千葉県歯科医師会に委託して、引き続き、実施します。 障害を持つ人の口腔ケアや摂食嚥下指導の重要性について周知するとともに、施設職員や関係者に対して研修を行うなど、資質向上に取り組みます。また、「かかりつけ歯科医」の普及を図り、障害のある人や子どもが地域で安心して歯科健診や歯科治療、歯科保健指導を受けることができる環境づくりを推進します。	・千葉県歯科医師会に委託して、障害児（者）のための摂食嚥下指導事業推進委員会を3回、障害児（者）摂食嚥下指導に関する啓発研修会を1回（参加者数：45名）、障害児（者）2施設で計5回の摂食嚥下指導を行いました。 ・今年度は、新型コロナ感染症の影響により、対面での研修会の開催が少なくなりましたが、一方、新しい形でのWEBを利用した研修会を開催し、日頃参加しにくい、遠方地域の歯科医師、医療従事者を対象とした研修を実施しました。 ・巡回歯科診療車（ピーパー号）が年間52回出動し、491人にに対し健診指導を行いました。	・引き続き、千葉県全域への摂食嚥下に関する啓発研修を行うことで、摂食嚥下障害に関する基礎知識を普及させ、摂食嚥下指導ができる保健医療関係者、施設職員、保護者、介護者の増加を図ります。 ・また、施設での指導についても継続して実施することにより、摂食嚥下障害を有する障害児（者）の口腔機能の改善及び窒息事故等の防止に向けた取組を進めています。 ・加えて、保健医療関係職種の連携を構築し、障害児（者）における摂食嚥下指導の地域包括支援システムの構築に繋げていきます。 ・引き続き、千葉県歯科医師会に委託し、障害のある人への歯科健診を実施します。	8-8障害者支援施設及び障害児入所施設での歯科健診実施率
8-(4)-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化活動に対する支援	障害者福祉推進課 体育課	① 東京パラリンピックに向けて、本県選手を一人でも多く輩出するため、障害者スポーツの競技団体の整備や、有望選手の掘り起こし、また、障害者アスリートを強化するための取組への助成等を行います。	・東京パラリンピック実施予定22競技の選手のうち、東京パラリンピックにより出場の可能性が高い、本県ゆかりの61名を強化指定選手として指定し、強化の取組へ助成を行いました。 ・障害者スポーツの認知度向上や競技人口増加を図るために、障害者スポーツ競技団体が実施する各種競技体験会等に対し支援を行い、令和2年度は13競技40日程の体験会等を開催しました。	・千葉県ゆかりの障害者アスリートに対する継続的な強化・支援を目的とした「障害者アスリート強化・支援事業」に取り組みます。 ・障害者スポーツの認知度の向上や競技人口の増加のため、障害者スポーツ競技団体が実施する各種体験会等に対して支援を行います。	
8-(4)-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化活動に対する支援	障害者福祉推進課 体育課	②〇障害のある人のスポーツ・レクリエーションの拠点施設である千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの利用を促進するため、引き続き、利用者のニーズに対応できる設備の充実等を図るほか、各種情報媒体を活用した広報活動を推進します。あわせて、周辺施設との連携等によりスポーツ・レクリエーションセンターの拠点としての機能充実を図るとともに、地域のスポーツ施設を利用しやすい環境整備に努めてまいります。 〇県立学校体育施設開放について、各開放校の課題・問題・要望等を把握し、「開放校が開放しやすく」「利用者相互が利用しやすい」環境を整備することにより開放を促進し、地域スポーツの推進に努めます。 また、県内の公共社会体育施設の整備状況や障害のある人の利用の可否等について、隔年で調査し、情報提供を行います。	・指定校として69校が県立学校体育施設開放事業を行いました。その後、特別支援学校での開放は12校でした。部活動が盛んな学校では、学校開放をする余裕がない、体育施設がバリアフリーにならない、新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点等から、開放が困難となっている現状があります。 ・障害のある人のスポーツ・レクリエーションの拠点施設である千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの利用を促進するため、引き続き、利用者のニーズに対応できる設備の充実等を図るほか、各種情報媒体を活用した広報活動を実施しました。 ・千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターのノウハウを市町村へ共有することで、障害のある人のスポーツ施設の利用促進を図ることを目的とした、障害のある人のスポーツ施設利用促進講座を開催予定でしたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から中止としました。	・本事業の県民への認知を引き続き図っていくとともに、県立学校に對しては、今後も、障害者スポーツ団体への積極的な開放を呼び掛けを行います。 ・開放校へは、説明会等において、利用団体との連携を密に取り、利用者相互が利用しやすくなるよう依頼していきます。 ・引き続き、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター利用促進を図ってまいります。	

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
8-(4)-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化活動に対する支援	障害者福祉推進課 体育課	③ (一社)千葉県障がい者スポーツ協会、障害当事者団体など関係団体との連携、障害者スポーツ指導者の養成、千葉県障害者スポーツ大会の競技種目の拡大・充実、選手への支援強化に取り組み、全国障害者スポーツ大会における本県選手団のさらなる躍進を目指します。また、千葉県障害者スポーツ大会等の障害者スポーツイベントを開催するとともに、障害のある人が幅広く参加できるよう、その内容の充実を図ります。	・パラリンピック部分で世界選手権等国際大会に出場したのは、コロナ禍の影響で、車いすテニス国枝選手1名のみでした。結果は全米オープンシングルス1位、全仏オープンダブルス2位でした。 ・東京パラリンピック日本代表内定者が6人になりました。 ・各関係団体の連携を図ったほか、障害者スポーツ指導者の養成、千葉県障害者スポーツ大会の競技種目の拡大・充実、選手への支援強化に取り組みました。なお、令和2年度の全国障害者スポーツ大会はコロナの影響を受け令和5年度に延期となりました。	・パラリンピック競技の強化支援事業を継続し、千葉県障がい者スポーツ協会等の関係機関と協力してまいります。 ・今後も、全国障害者スポーツ大会において千葉県選手が活躍できるよう、選手への支援強化に取り組んでまいります。	
8-(4)-④	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化活動に対する支援	障害者福祉推進課	④ 障害のある人が、気軽にスポーツ指導を受けることができるよう、幅広い種目の指導者の養成を図るとともに、登録している指導者から気軽に指導を受けられ、スポーツを楽しめるような仕組みづくりを検討します。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各講座は中止としました。	・今後も、障害のある人が、気軽にスポーツ指導を受けることができるよう、研修の充実に取り組んでまいります。	8-9障害者スポーツ指導員の養成者数 8-10障害者スポーツの指導者数
8-(4)-⑤	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化活動に対する支援	障害者福祉推進課 特別支援教育課	⑤ ○パラリンピック競技大会・デフリンピック競技大会・スペシャルオリンピックス世界大会等の世界的規模の障害者スポーツ大会について、表彰制度を活用すること等により、大会の周知・啓発に努め、県民の理解促進を図ります。 ○県立特別支援学校が実施している障害者スポーツを通じた交流活動の実践研究により、障害者スポーツの普及と心のバリアフリーの推進を図ります。	・特別支援学校を拠点とした障害者スポーツ振興事業において、県立特別支援学校全校に、地域への貸出しや大会等の開催に対応できるだけの障害者スポーツ用具を整備し、貸出しと併せて出前授業を行いました。また、障害者スポーツ団体と連携した教職員の障害者スポーツの研修、トップアスリートによる実技指導・講演会を行いました。	・引き続き障害者スポーツ振興事業を活用し、地域と協力して障害者スポーツ大会を開催する等、障害者スポーツを通して障害者理解を図るとともに、障害者スポーツの普及を進めます。	
8-(4)-⑥	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化活動に対する支援	特別支援教育課	⑥ 特別支援学校を積極的に活用して、障害者スポーツの進展、推進に取り組みます。障害のある人が生涯にわたってスポーツ活動を楽しむための普及・啓発を進めるとともに、障害者スポーツを通じた地域との交流を推進し、地域への障害者スポーツの振興を図ります。	・特別支援学校を拠点とした障害者スポーツ振興事業において、県立特別支援学校全校に、地域への貸出しや大会等の開催に対応できるだけの障害者スポーツ用具を整備し、貸出しと併せて出前授業を行いました。地域へ参加を呼びかけ、障害者スポーツの体験会、トップアスリートによる実技指導・講演会を行いました。	・引き続き障害者スポーツ振興事業を活用し、地域と協力して障害者スポーツ大会等を開催し、障害者スポーツを地域に根付かせるとともに、生涯に渡ってスポーツ活動を楽しむための普及・啓発を進めます。	
8-(4)-⑦	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化活動に対する支援	開催準備課 事前キャンプ・大会競技支援課	⑦ 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、公益財団法人日本財団パラリンピックサポートセンター、大学等と連携して、子どもたちがオリンピアン・パラリンピアンからオリンピック・パラリンピックの意義について学び、競技を体験する教室を実施するなど、オリンピック・パラリンピック教育を推進します。	・オリンピック教室、学校訪問を実施しました。	・オリンピック教室、学校訪問を実施します。	
8-(4)-⑧	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化活動に対する支援	障害者福祉推進課	⑧ 障害のある人との人の障害者スポーツ交流試合を実施し、障害者スポーツを広く周知します。また、市町村にコーディネーターを派遣し、スポーツ体験会や教室等を開催するとともに、貸出用競技用具の充実を図るなど、障害のある人が、地域でスポーツに親しめる環境を整備します。	・パラスポーツフェスタちは2020において千葉県障害者スポーツ交流大会を開催し、障害のある人、企業、大学が障害者スポーツを通じて交流を図りました。また、計2市町村にコーディネーターを派遣するとともに、障害者スポーツ競技用具の貸出を行い、障害のある人が、地域でスポーツに親しめる環境を整備しました。	・パラスポーツフェスタちは2020において障害者スポーツ対抗戦を実施し、障害のある人もない人も障害者スポーツを通じて交流を図ります。また、引き続競技用具の貸出を継続するとともに、市町村にコーディネーターの派遣を実施します。	
8-(4)-⑨	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化活動に対する支援	障害者福祉推進課 生涯学習課	⑨ 障害のある人が制作する芸術・文化作品や芸能を発表する場を提供するほか、障害のある人の団体が主催する発表会を共催、文化・芸術関連行事を後援し、発表機会の確保と充実に努めます。また、東京2020応援プログラムやbeyond2020プログラムの活用を促進するとともに、障害のある人が参加しやすい行事が増えるよう、広報・啓発活動に努め、障害者芸術の振興を図ります。	・「学習プログラム開発」は、実践研究を通し、「特別支援学校向けの学習プログラム」と「公民館や生涯学習センター向けの学習プログラム」を開発することができます。 ・「特別支援学校向けの学習プログラム」は、特別支援学校在学中から社会教育資源の活用について学ぶことができます。 ・関係各機関との連携を深めて、障害者や団体に向けて障害者の生涯学習講座の情報を提供する体制の構築に取り組むことができました。 ・障害者芸術文化活動支援センターの事業をより効果的に実施できるよう、支援センター設置の周知やネットワークの拡大に取り組みました。また、誰もがあらゆる地域で文化芸術活動に触れる環境の整備を目指し、障害者文化芸術活動推進計画を策定しました。	・社会教育及び生涯学習施設に向けた実践研究事業の成果である「学習プログラム」や県生涯学習センターで実践している講座を活用し、公民館等社会教育・生涯学習施設に障害者の生涯学習講座の開講支援を行い、障害者の学びの場を拡大してまいります。 ・障害者芸術文化活動支援センターの事業をより効果的に実施できるよう、引き続き、支援センター設置の周知やネットワークの拡大に取り組みます。また、障害者文化芸術活動推進計画に基づき、障害者芸術の振興を図ります。	
8-(4)-⑩	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化活動に対する支援	特別支援教育課 県民生活・文化課	⑩ 県内の特別支援学校において、児童・生徒等の情操の涵養と芸術活動への参加の機運の醸成のため、プロのオーケストラを各校に派遣し、巡回公演を開催します。	・県内特別支援学校18校において、千葉交響楽団による特別支援巡回コンサートを開催予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により14校を中止とし、4校で開催しました。	・特別支援学校巡回コンサートが、各校において2年に1回の開催となるよう計画的に進めています。 ・特別支援学校18校での公演を開催し、コンサート会場に行くのが困難な児童・生徒に優れた音楽鑑賞の機会を提供します。	
8-(4)-⑪	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化活動に対する支援	文化財課	⑪ 県立美術館・博物館について、「文化にふれ親しむ環境づくり」の取組としてどなたも使いやすいトイレの洋式化を進めます。また、観覧支援は、人によるガイダンスや展示物に触れる体験等を通じて芸術文化へ触れる機会を提供します。 なお、今後、映像番組を作成する場合は、字幕を入れるなど聴覚障害のある人への支援を検討します。	・観覧支援では、可能な限り障害のある人の要望に沿った対応を行っており、全施設で6,940名が入場しました。 ・映像番組の作成では、県立博物館HPで公開しているデジタルミュージアム(特定テーマを文字と画像で紹介・解説)において、新たに7番組を作成しました。	・障害のある人への観覧支援は、今後も継続して行っていきます。 ・デジタルミュージアムは、各施設の調査・研究の成果を基に、今後も番組の充実に努めています。	
8-(4)-⑫	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化活動に対する支援	生涯学習課	⑫ 障害の有無に関わらず、県民が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、国の動き等を見ながら生涯学習を支援するための方策を講じていきます。	・国の委託事業「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」に取り組み、各機関で実践するとともに、関係機関の連携促進を図り、企業や福祉法人、教育等の関係団体との連携を深め、次年度以降の事業への協力を得る体制を構築することができました。 ・トーンチャイムを主体に取り組み、ヘルマンハーブは主体性に任せた練習の場としました。新型コロナウイルス感染症対策を取った上で、12月に合唱に2回取り組みました。全体的に、新型コロナウイルス感染症の関係から18回予定した講座のうち9回のみの実施となりました。また、これにより外部施設等での発表の機会を設定することができませんでした。	・委託事業の成果を生かし、県事業「学校卒業後における障害者の学びの支援事業」として、公民館での講座開講支援や生涯学習講座の動画配信、情報提供等を通して県内に学びの環境を整えてまいります。	

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
8-(4)-⑬	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化活動に対する支援	生涯学習課	⑯ 障害のある人の切れ目ない学習支援のため、特別支援学校と市町村との連携を促進し、地域における障害のある人の生涯学習の場を提供する体制(公民館における障害者青年学級等)を県内に広めていきます。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響から主催事業「障害者の生涯学習フォーラム」をはじめ、各種会議、研修会が中止になり、啓発の機会は減少しましたが、実践研究事業の様子を映像を交え紹介することで、より具体的に障害者の学びについて普及・啓発することができます。 ・市町村担当者への事業の周知を通じ交流を深めるとともに、県内公民館に向けてアンケート調査を実施し、今後の取組の方向性を探ることができました。 ・学校卒業後の障害者の生涯学習支援として、余暇支援プログラムに加え、学習支援プログラムも取り入れることができましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況から予定の半分しか講座が実施できませんでした。しかし、オンライン(Zoom)も活用することができたのは一つの成果でした。 ・ボランティア募集については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、広報範囲を広げずに行いました。	・市町村関係課職員を対象とした「障害者の学び」をテーマとした研修会を開催し、事業紹介や実践研究事業等の情報を周知していきます。 ・学校卒業後の障害者の生涯学習支援として、学習講座・音楽講座・スポーツ講座、3種類の講座を実施し、学びの場と併せて受講者の今後の学びにつなげていきます。	
8-(4)-⑭	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化活動に対する支援	生涯学習課	⑰ 県立図書館において、障害のある人の読書活動・生涯学習活動の支援を推進するため、文字の大きな活字本や拡大読書器の設置、音声録音図書や活字デジタル図書の整備など読書環境の充実を図ります。	・令和2年度は大活字本の受入(34冊)、録音図書の製作(13点)、活字本のデジタル化(13点)、点訳絵本の製作(6点)を行うとともに、読書支援機器活用講座を開催し、県民への普及を図りました。 ・従来より図書館内にて対面朗読サービスを実施してきましたが、新たにオンラインによる遠隔対面朗読サービスを試行しました。	・引き続き、大活字本や録音図書などの整備を進めるとともに、講座開催など県民への普及を図っていきます。 ・オンラインを含む対面朗読サービスの実施など、読書環境の充実を図ります。	
8-(4)-⑮	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化活動に対する支援	障害者福祉推進課	⑱ 障害のある人が社会の一員として地域で役割をもって生活していくために、市町村の協力を得て、地域の清掃や自治会活動などさまざまなボランティア活動に関する情報の提供に取り組みます。	・関係機関と調整を図りました。	・引き続き、関係機関と調整を図っていきます。	
8-(5)-公-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	資産経営課 管財課 健康福祉指導課 障害者福祉推進課 建築指導課 公園緑地課 教育施設課 体育課	⑲ ○障害のある人や高齢者が、安心して快適に暮らすことができるよう、病院、公共施設等の建築物のバリアフリー化の一層の推進に向け、バリアフリー法に基づく適合審査及び認定をするとともに、支援制度の活用や建築物のバリアフリー化の普及啓発を行います。 ○また、県庁舎等の公共施設の整備に当たっては、今後もバリアフリー法や条例に基づく施設整備に努めます。 ○県立高等学校のバリアフリー化を推進するためエレベーター、多機能型トイレの整備を進めます。また、疾病や障害等により体温調整が困難な児童生徒のために、特別支援学校の工芸室などの作業実習室に空調設備を整備します。 ○また、総合スポーツセンター野球場耐震・大規模改修事業において、バリアフリー化を推進するため、障害者用観覧席・エレベーター及び多機能トイレの設置を行います。	・バリアフリー法に基づく適合審査及び認定を通じて、支援制度の活用や建築物のバリアフリー化の普及啓発を行いました。 ・障害者用駐車場について、車いす使用者が安全に使用できるよう、乗降位置の範囲を広げる等の区画線の修繕を行いました。 ・利用停止している体育館について、バリアフリー化への対応も踏まえて、整備手法の検討を始めました。 ・公園緑地課としては、障害のある人や高齢者が安全にかつ快適に利用できる施設(駐車場・トイレ)の整備を推進しました。 ・福祉のまちづくり条例の適合証の交付を受けた施設23件の公表を行いました。 ・安房合同庁舎再整備事業について、バリアフリー化を含むユニバーサルデザインの導入等を踏まえた基本構想・基本計画の策定に向けて検討を行いました。 ・夷隅合同庁舎再整備事業について、バリアフリー化を含むユニバーサルデザインの導入等を踏まえた基本構想・基本計画を策定し、同計画に基づき基本設計を完了しました。 ・山武合同庁舎再整備事業について、バリアフリー化を含むユニバーサルデザインの導入等を踏まえた基本設計に基づき、実施設計を完了しました。 ・県立高等学校の多機能型トイレについて、令和2年度は4校の実施設計を完了しました。	・バリアフリー法に基づく適合審査及び認定を通じて、引き続き普及啓発に取り組みます。 ・視覚障害者誘導ブロックについて、旧規格のブロックを現在のJIS規格のブロックへ部分的な交換を行います。 ・斤舎内のサイン点字について、老朽化に伴う修繕及び組織改正に合わせた修繕を行います。 ・引き続き、総合スポーツセンター内の他の施設も長寿化対策と併せて、バリアフリー化への対応等を踏まえた施設整備を行います。 ・引き続き、バリアフリー法、まちづくり条例および移動円滑化のため必要な特定公園施設の設置に基づいた施設の整備に努めます。 ・建築物等のバリアフリー化が普及促進されるよう、引き続き福祉のまちづくり条例の適合証を受けた施設の公表に努めます。 ・引き続き、バリアフリー化への対応等を踏まえた施設整備を行います。 ・県立高等学校の多機能型トイレについては、障害のある生徒の入学・在籍状況に応じて整備します。	8-11障害者駐車場が整備されている県立公園 8-12多機能トイレが整備されている県立公園
8-(5)-公-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	建築指導課 都市計画課	⑳ バリアフリー法やまちづくり条例に基づいて、障害のある人や高齢者等が安全かつ快適に利用できる施設の整備を促進するために、建築主等に対する指導や助言を行います。 ○商業施設や特定路外駐車場のバリアフリー化を促進するため、引き続き制度の周知・指導を行うとともに、バリアフリー基準の審査に係る情報提供や相談等に適切に対応します。	・バリアフリー法やまちづくり条例に基づいて、施設所有者等に対する指導や助言を行いました。 ・駐車場法に関する技術的助言等を各市町村へ情報提供することにより、制度の周知を図りました。	・バリアフリー法やまちづくり条例に基づいて、引き続き指導等に取り組みます。 ・特定路外駐車場における車いす使用者用駐車施設の整備促進や、適正利用のための啓発を図るため、引き続き各市町村への情報提供や相談等に適切に対応していきます。	
8-(5)-公-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	交通計画課 健康福祉指導課	㉑ 鉄道駅のエレベーターやホームドア、内方線付き点状ブロック等の整備及びバス事業者におけるノンステップバスやタクシー事業者における福祉タクシー車両の導入を促進するため、引き続き支援を行います。	・鉄道駅バリアフリー設備整備については、3駅6基(3市)のエレベーター及び3駅8線(1市)のホームドアに対し補助を行いました。 ・ノンステップバスの導入については、12台(5事業者)に対し補助を行いました。 ・福祉タクシー車両を導入するタクシー事業者に対して、車両187台の導入を支援しました。	・鉄道駅バリアフリー設備整備については、国の新たな目標「令和7年度末までに100%」の達成に向けて補助を行います。 ・ノンステップバスの導入について、国の新たな目標「令和7年度末までに80%」の達成に向けて、現行の補助制度を継続できるよう、6月補正で要します。 ・福祉タクシーの導入が促進されるよう、引き続きタクシー事業者に対する支援に努めます。	8-13主要駅エレベーター・エスカレーターの整備率 8-14乗合バス車両のノンステップバスの導入率 8-17タクシー車両のうち、福祉タクシーの導入台数 8-19一定の旅客施設のバリアフリー化段差解消
8-(5)-公-④	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	交通規制課	㉒ バリアフリー法に基づく重点整備地区内の主な生活関連経路を構成する道路を重点に、バリアフリー対応型信号機や視認性に優れた道路標識・標示等の整備を推進します。また、歩行者等の通行の安全を確保するため、歩車分離式信号機、信号灯器のLED化等の設置を推進します。	・音響信号機2基、高齢者等感応信号機2基、歩車分離式信号機19基、LED信号機2,865灯を整備したほか、視認性に優れた高輝度道路標識・標示の整備を推進しました。	・障害者等の利用実態や要望等を踏まえ、引き続き障害特性や歩行者等の通行の安全に配意した交通安全施設の整備を推進します。	
8-(5)-公-⑤	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	道路環境課 道路整備課	㉓ バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路(駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路)のうち、国から特定道路として指定された県管理道路の区間に於いて、引き続きバリアフリー化を推進していきます。また、視認性に優れた、道路標識の高輝度化を推進していきます。	・用地取得のため、交渉を実施しました。 ・東武野田線の連続立体化が完了しました。	・引き続き、用地交渉を進め、補償物件の調査等を実施しバリアフリー化の推進に努めます。 ・引き続き、バリアフリー化の推進に努めます。	
8-(5)-公-⑥	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	交通規制課	㉔ 市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)を設定して、最高速度30km/hの区域規制等の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制を図ります。	・県内2市、2か所の区域(ゾーン)を整備しました。	・交通事故発生状況や地域住民からの要望等を踏まえ、引き続き道路管理者等と連携し、新規整備や既設エリアの整備拡充を推進します。	

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
8-(5)-公-⑦	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	河川整備課	⑦ 河川施設のバリアフリー化については、地域の実情等を踏まえ地域ごとに検討します。	・特になし	・引き続き、バリアフリー化が可能な施設については取組の方向性を踏まえて対応していきます。	
8-(5)-住-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	住宅課	① 公営住宅のバリアフリー化を引き続き実施していくほか、更なる高齢社会に向けた公営住宅の整備・管理のあり方について検討を深めます。	・佐津間県営住宅において建設工事、大戸県営住宅、菊間第二県営住宅において住居改善工事を実施し、バリアフリー化仕様の県営住宅を整備しました。	・障害者計画に記載された取組の方向性及び数値目標の進捗状況を踏まえ、引き続き、バリアフリー化された住宅数の増加に取り組む予定です。	8-15県営住宅のうちバリアフリー化された住宅数
8-(5)-住-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	住宅課	② 民間住宅のバリアフリーについては、住宅リフォームに関する講習会や相談会の実施、県ホームページや市町村窓口等を通じた情報提供を行います。	・県民向けの講習会及び相談会の実施(計5回)、県ホームページ等を通じた情報提供を行いました。	・引き続き、講習会等の開催、県ホームページや市町村窓口等を通じた情報提供を行います。	
8-(5)-こ-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	障害者福祉推進課	① 「障害者条例」に基づく活動、障害当事者をはじめとする県民が主体となった取組を進めることにより、「心のバリアフリー」を一層浸透させていきます。また、障害者週間県民の日等を通じた啓発・広報活動の充実や、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の周知に努めます。また、障害者団体等が行う全県規模の大会やイベント、地域単位での行事等の開催に対して支援や助言を行います。	・推進会議の提案による行政職員の行うべき配慮を示した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を県、関係機関、市町村及び民間事業者等へ周知・啓発を行いました。	・引き続き、情報保障ガイドラインの周知を進めて研修を実施し、県のほかに市町村・民間事業者においても配慮の実践が行われるよう協力を求めていきます。	
8-(5)-こ-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	総務課	② 公共機関職員等に対する障害特性の理解促進を図るため、「心のバリアフリー」研修について、研修内容を検討して実施しています。また、バリアフリー法の趣旨を理解するとともに、各自治体等のバリアフリー事業の一助とするため、市町村職員や県職員等を対象に、バリアフリー教室を実施していきます。	・パワーアップ研修「心のバリアフリー」を令和2年10月29日に実施。障害当事者の生の声を聞き、実習を通じて「心のバリアフリー」を理解する内容。研修修了者10名。 ・新採用員研修で「障害のある人に対する配慮と差別」を動画配信方式で実施。障害者差別解消法等について理解する内容。研修修了者526名。	・令和3年度の研修は新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえて実施を検討します。 ・新採用員研修については、令和2年度と同様に「障害のある人に対する配慮と差別」を動画配信方式で実施します。	
8-(5)-こ-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	健康福祉指導課	③ 車椅子を使用している人をはじめ、障害のある人などで歩行が困難な人のために設けられている「障害者等用駐車区画」について、障害のある人もない人も、誰もが円滑に駐車場を利用できるよう、一般の駐車区画で車への乗り降りが可能な人は障害者等用駐車区画への駐車を控えるなど、利用マナーの向上に向けた啓発に努めます。	・障害者等用駐車区画の利用マナーの向上に向け、公共施設等へのポスターの掲示やチラシの配布、県ホームページ、テレビ・ラジオ・県民だよりを通じた啓発活動を行いました。また、「障害者等用駐車区画の適正利用に向けた対策事例集」を商業施設等の駐車場管理者へ配布し、県の取組への協力を求めました。	・利用マナーの向上が図られるよう、引き続き啓発活動に努めます。	
8-(5)-入-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	住宅課	① 公営住宅において障害のある人の利用促進に向けた、優先入居制度を継続していきます。	・公営住宅において障害者世帯を一般世帯より優先入居する措置を講じました。	・公営住宅において障害のある人の利用促進に向けた、優先入居制度を継続します。	
8-(5)-入-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	住宅課	② 民間賃貸住宅への円滑な入居については、障害者等の住まい探しの相談に応じる不動産仲介業者や、障害者等の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、県ホームページ等で情報提供を行います。また、引き続き、関係機関等と連携を図りながら、障害のある人の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する協議等を行います。	・不動産仲介業者(千葉県あんしん賃貸住宅協力店)の登録、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を行い、ホームページ等で情報提供を行いました。	・引き続き、千葉県あんしん賃貸支援事業の推進及び住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録促進に努めます。 ・関係機関と連携を図りながら、必要な協議等を行います。	8-16障害者等の住宅確保要配慮者向け住宅登録戸数 8-18居住支援協議会を自ら設立し、又はこれに参画する市町村の割合
8-(5)-交-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	障害者福祉推進課	① 障害のある人の快適で暮らしやすい生活環境づくりを支援するために、障害のある人に対するJR等鉄道会社の旅客運賃割引については、距離制限を撤廃し、有料道路通行料金の割引については、車両制限を撤廃するよう関係機関に求めていきます。また、精神保健福祉手帳に写真が貼付されるなどとなったことを踏まえ、JR等旅客運賃、航空旅客運賃、有料道路通行料金等の割引を広く障害者に適用するよう、各種の機会を通じて国など関係機間に働きかけていきます。	・16大都道府県障害福祉主管課長会議より、「国の施策及び予算に関する要望書」を令和2年9月に提出し、障害者による公共交通機関等の利用について要望を行いました。 ・精神障害者に対するJR等運賃の割引について、国に対し要望を行いました。	・引き続き、国への要望を行ってまいります。	
8-(6)-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	防災政策課	① 「災害における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」、「災害における避難所運営の手引き」等をもとに障害のある人などの要配慮者に係る市町村の取組を促していきます。	・避難行動要支援者名簿は県内全ての市町村で作成済となりました。 ・市町村担当者会議やヒアリングを通じ、避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の作成の促進について働きかけました。	・引き続き、市町村における避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の作成の促進について働きかけます。	8-20避難行動要支援者名簿に基づく個別計画策定着手市町村数
8-(6)-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	防災政策課 障害福祉事業課 障害者福祉推進課	② 災害時における障害のある人への支援体制について検討を行うため、市町村など関係者等との意見交換の場を設けます。 ③ バリアフリーへの対応やあらかじめ本人に適した補装具等を保管するなど障害特性に配慮した避難所の整備を市町村に働きかけることや先進的な取組みを情報提供するなど、福祉避難所の充実に努めます。 ④ また、障害のある人の防災拠点と関係市町村、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所の連携体制に努めるとともに、これらの施設等で訓練等を実施します。 ⑤ あわせて、防災拠点が未整備の圏域において施設整備の要望があった場合、防災拠点と一体的な整備にすることを条件とするなど、障害福祉サービスを運営している事業者に対して働きかけを行い、全ての障害福祉圏域に障害のある人の防災拠点の整備をすることを市町村を通じて促進します。	・市町村担当者会議やヒアリングを通じ、避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の作成の促進について働きかけました。 ・千葉県地域防災力向上総合支援補助金の活用により、市町村の避難所における要配慮者対策事業(福祉避難所での備蓄の整備等)に補助を実施しました。 ・市町村での福祉避難所の指定・協定について、「災害における避難所運営の手引き」で目標としている小学校区あたり1か所以上の割合で行われるよう働きかけました。 ・障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所において非常災害計画の作成及び訓練の実施を確認しました。	・引き続き、市町村における避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の作成の促進について働きかけます。 ・引き続き、千葉県地域防災力向上総合支援補助金により、市町村の避難所における要配慮者対策の促進を働きかけます。 ・左記の目標を達成していない市町村に対し、福祉避難所の指定・協定の促進を働きかけます。 ・引き続き、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所において、非常災害計画の作成・見直し及び訓練の実施を確認します。	
8-(6)-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	障害者福祉推進課	③ 災害時の情報伝達のための人材確保として、災害時・緊急時においても聴覚障害のある人、視覚障害のある人、盲ろう者に対して必要な支援ができるよう手話通訳者及び要約筆記者、ガイドヘルパー、盲ろう者向け通訳・介助員の講習会を開催するなど、人材養成に取り組みます。一方、災害時に手話通訳者等の支援者が対応できない場合に備え、それぞれの障害特性に応じた簡易な情報伝達方法の検討にも取り組みます。	・手話通訳者及び要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業を実施し、人材養成に取り組みました。	・今後も、引き続き人材養成に取り組んでまいります。	
8-(6)-④	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	危機管理課 障害者福祉推進課	④ 県及び市町村が実施する防災訓練においては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、手話通訳者等の支援者と専門家の連携や障害特性に応じて災害時要配慮者対象の各種訓練を今後も積極的に取り入れます。	・聴覚障害者の方にも参加していただくため、九都県市合同防災訓練(実動訓練)をはじめ、各種訓練において手話通訳者を依頼し、訓練の通訳を行なう予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により訓練が中止・規模縮小になったため、実施するに至りませんでした。	・令和3年度も、引き続き障害者の方に参加いただけるよう、手話通訳者等の配置に努めます。	
8-(6)-⑤	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	特別支援教育課	⑤ 特別支援学校では、障害のある児童生徒の障害の状態や特性等に応じた避難情報の伝達・安否確認・避難状況の把握などが行えるよう、防災計画の立案と見直しに努めます。また、福祉避難所指定を受けている13校以外の特別支援学校について、専門性を生かした地域連携を進めため、各市町の防災担当部署からの要請に応じて検討を進めます。	・児童・生徒等の障害の状態や特性に応じた安心安全な教育活動が図られるよう、安全教育の推進及び危機管理マニュアルの確認・検討を行いました。台風の教訓から特に水害に関する内容を充実させるなど、各学校の課題に合わせた改定が行われました。また、各市町村の防災担当部署と連携した訓練が実施されました。	・引き続き、障害のある児童生徒の障害の状態や特性等に応じた避難情報の伝達・安否確認・避難状況の把握などが行えるよう、防災計画の立案と見直しに努めます。また、福祉避難所指定を受けている13校以外の特別支援学校について、専門性を生かした地域連携を進めます。	

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
8-(6)-⑥	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	医療整備課 障害者福祉推進課	⑥ 大規模災害時における支援体制については、実践的な訓練の必要性があるため、引き続き防災訓練への参加や、DMAT等との合同訓練を実施していきます。また、DPATについては、より多くのチームを派遣可能とするため、体制を養成研修を継続的に開催しチーム数を増やすとともに、構成員の資質向上のためのフォローアップ研修や、災害時に迅速かつ適切に支援活動が行えるよう、消防や他の医療チームとの合同研修に参加し、体制を強化します。	・国の主催する養成研修へ医療機関職員を参加させることにより、災害時に備えた体制整備としてDMATチームの育成に努めました。 ・国の要請研修へ医療機関職員等を参加させることにより、災害時に備えた体制整備として千葉県DPATチームの育成に努めました。	・引き続き、DMATチームの育成を継続し、災害医療体制の充実・強化に努めます。 ・引き続き、DMAT等関係機関との合同訓練を実施し、災害医療体制の充実・強化に努めます。 ・引き続き、研修等を通じて職員の育成に努めるとともに、要綱等の整理を進め、DPAT体制の強化を図ります。	
8-(6)-⑦	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	健康福祉政策課 健康福祉指導課 障害福祉事業課 河川環境課	⑦ 水害、土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域土砂災害警戒危険区域内の要配慮者施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。	・避難確保計画の作成及び訓練の実施に向けて、庁内関係各課や市町村と連携し、取り組みました。 ・施設管理者向けに計画の作成に係る説明資料を作成し配付するなど、市町村が施設管理者を指導できるよう取り組みました。 ・浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所を把握するため、施設と浸水想定区域等を重ねた図と災害リスク情報を整理したデータベースを作成し、庁内関係各課や市町村へ提供しました。 ・障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所が浸水想定区域・土砂災害警戒区域内に該当するかを確認し、避難確保計画の作成及び訓練の実施状況について確認しました。 ・施設の指導監査等において、避難確保計画の策定、避難訓練の実施状況の点検を行い、指導・助言を行いました。 ・例年、社会福祉施設等の職員を対象とした研修会で災害時対応の講義、啓発資料の配布を実施していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえて未実施となりました。	・全ての対象施設が避難確保計画の作成及び訓練の実施をされるように、庁内関係各課及び市町村と連携し、支援していきます。 ・引き続き、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所が浸水想定区域・土砂災害警戒区域内に該当するか確認し、避難確保計画の作成・見直し、訓練の実施状況を確認します。 ・引き続き、施設の指導監査等の重点事項である避難確保計画の策定、避難訓練の実施状況の点検を強化し、指導・助言を行います。 ・啓発活動の継続を検討します。	
8-(6)-⑧	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	障害福祉事業課 消防課	⑧ 障害者支援施設やグループホーム等の防火安全対策等について、消防機関等と連携し適切に実施されるよう周知啓発し、スプリンクラーなどの消防設備設置について支援に努めます。	・障害者支援施設やグループホーム等の防火安全対策等について、消防本部等の関係機関と連携し、適切に実施されるよう周知啓発を実施しました。 ・障害者支援施設の新規設置の際に、障害福祉事業課から情報提供を受け、管轄消防本部に通知しました。	・引き続き、障害者支援施設等の防火、防災安全対策について、関係機関と連携し、周知啓発を行います。 ・国庫補助事業により、グループホーム等に対するスプリンクラー整備の支援を行います。	
8-(6)-⑨	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	河川整備課	⑨ 土砂災害対策施設について、要配慮者利用施設、なかでも24時間滞在型で迅速かつ緊急避難が困難と想定される収容人数が50人以上の施設や、1階建ての施設のように甚大な被害が想定される危険箇所の整備を優先して進めています。	・市原市辰巳台で、要配慮者利用施設の保全を目的に、土砂災害対策施設の整備を実施しました。 ・対策区間延長 L=341m ・対策済延長 L=338m	・引き続き、市原市辰巳台における土砂災害対策施設の整備の促進を図ります。	8-23要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率
8-(6)-⑩	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	障害者福祉推進課 地域部通信指令課	⑩ 防犯対策について、関係者への障害特性等の理解の促進を図るため、それぞれの障害特性に応じた配慮について記載した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を市役所町村役場等の公共機関だけではなく、広く民間事業者等への配付に努め、関係者の理解を促進します。「110番の日」などのイベントを通じ広く県民に「メール110番」とFAX110番の仕組みを積極的に広報します。また、聴覚障害のある人がメール110番端末による緊急通報システムの実演について、今後も継続的に実施します。	・聴覚に障害がある人などによる緊急通報手段である「FAX110番」、「メール110番」及び「110番アプリシステム」を通じた110番通報に対し、迅速・的確に対応しました。 ・「110番の日」などの各種イベントを通じ、広く県民の皆様に「FAX110番」及び「メール110番」の仕組みを広報します。また、市町村の障害福祉担当課や聴覚障害者団体などと連携し「110番アプリシステム」について周知をしていきます。 ・市町村が発行する障害のある人向けの冊子へ上記緊急通報手段に係る記事を掲載したことで、支援が必要な人々への周知をしました。(船橋市及び八千代市発行) ・推進会議の提案による行政職員の行うべき配慮を示した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を県、関係機関、市町村及び民間事業者等へ周知・啓発を行いました。	・引き続き、各種緊急通報手段を通じた110番通報に対し、迅速・的確に対応し県民生活の安全と安心の確保に向けて全力を尽します。 ・「110番の日」などの各種イベントを通じ、広く県民の皆様に「FAX110番」及び「メール110番」の仕組みを広報します。また、市町村の障害福祉担当課や聴覚障害者団体などと連携し「110番アプリシステム」について周知をしていきます。 ・令和3年1月1日から運用開始の予定である「電話リーサービス」へも適切に対応していきます。 ・引き続き、情報保障ガイドラインの周知を進めて研修を実施し、県のほかに市町村・民間事業者においても配慮の実践が行われるよう協力を求めています。	
8-(6)-⑪	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	障害福祉事業課 生活安全総務課 人身安全対策課	⑪ 警察と地域の障害者団体、施設、行政等との連携の推進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。	・不審者・防犯情報等に対して、速やかに「ちは安全・安心メール」や「Yahoo!防災速報」等を配信しました。(ちは安全・安心メール配信回数2,511回、Yahoo!防災速報配信回数16回) ・県障害者福祉推進課と各事業ごとに意見交換及び情報共有を図り、犯罪被害防止に向けた連携を推進しました。	・速やかな防犯情報等の情報発信活動に務めます。 ・各会議を通して、障害者虐待等による犯罪被害防止に向けた連携を図ります。	
8-(6)-⑫	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	障害福祉事業課 生活安全総務課 人身安全対策課	⑫ 平成28年7月に発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、障害援施設等を利用する障害のある人が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を推進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し、安全確保体制の構築を図ります。	・特別支援学校に対し、防犯講話や不審者対応訓練を実施しました。(防犯講話4回、不審者対応訓練13回) ・令和2年中(1月から12月まで)、183件の障害者虐待事案を市町村に通報しました。 ・災害時の電力確保を目的とし、国庫補助金を活用した自家発電設備の設置工事を行いました。	・引き続き、特別支援学校において防犯講話や不審者対応訓練を実施し、さらなる協力体制の構築を推進します。 ・引き続き、警察で認知した障害者虐待事案について、市町村の担当部門へ通報を行うとともに、市町村長から援助要請があった場合は、事案に応じた適切な援助を実施していきます。 ・引き続き、災害時の電力確保を目的とし、国庫補助金を活用した自家発電設備の設置工事を行います。	
8-(6)-⑬	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	消防課	⑬ 火災や事業発生時に聴覚・言語障害のある人がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、県内の消防本部におけるスマートフォン等を活用した音声によらないNet119緊急通報システムの導入を働きかけていきます。	・国から、Net119緊急通報システム導入に関する通知を受け、県内各消防本部に周知しました。	・引き続き、スマートフォン等を活用した音声によらないNet119緊急通報システムの導入を働きかけていきます。	8-21聴覚・言語機能障害者がスマートフォン等を用いて円滑に119番通報できるシステムを導入している消防本部の割合
8-(6)-⑭	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	消防課	⑭ 障害のある人からの通報への対応について、県消防学校において行う、消防職員への教育を今後も継続的に実施していきます。	・消防学校において、救急科の中で社会保障・社会福祉、Net119緊急通報システムに関する講義を行いました。	・消防学校の消防職員への教育において、障害のある人への対応等の教育を今後も継続的に実施していきます。	

第六次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

資料1-3

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標
8-(6)-⑯	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	教養課	⑯ 知的障害、視覚障害及び聴覚障害などの特性に配意した警察活動のための警察における職員教育を今後も継続的に実施していくとともに、コミュニケーション支援ボードの活用を図ります。	・聴覚障害、精神障害、知的障害及び発達障害への対応について職員に対する教養を実施しました。 ・部外講師を招き、障害者差別解消法研修を実施しました。	今後も知的障害、視覚障害、聴覚障害者等の特性に配意した警察活動のため、警察における職員教育を継続的に取り組んでいきます。	
8-(6)-⑰	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	刑事総務課	⑰ 言語によるコミュニケーション能力に困難を抱える知的障害のある人等、又は取調べ官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる人に係る事件について、供述の状況、供述以外の証拠品等を総合的に勘案しつつ、取調べの機能を損なわない範囲内で、障害の程度やコミュニケーション能力等の被疑者の特性、事案の内容、被疑者の精神的負担や供述に与える影響等を考慮したうえで、可能な限り広く録音・録画を実施します。あわせて、被害者の特性や障害に応じた取調べについて、必要な助言・指導・教養を実施します。	・被疑者の特性を勘案しつつ、適正な取調べの録音・録画に努めました。 ・障害に応じた取調べについて指導・教養を実施しました。	精神に障害を有する被疑者に係る取調べ等の録音・録画については、犯罪捜査規範に規定されたことから、同規範に則り、適正に実施します。 被害者の特性や障害に応じた取調べについて、必要な助言・指導・教養を実施します。	
8-(6)-⑱	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	くらし安全推進課 特別支援教育課 健康福祉指導課	⑱ 障害のある人を消費者被害から守るため、金銭管理、ロールプレイング方式による消費者教育や必要なときには誰かに手助けを求ることなど、自分自身を守る心構えを身に付けるカリキュラムを社会教育や学校の授業などに組み込みます。あわせて、知的障害のある人や精神障害のある人など、適切な判断をすることに困難さがある人たちに対して、日常生活自立支援事業や成年後見制度による支援を行います。 障害のある人やホームヘルパー、施設関係者等に対し、消費者センター等の相談窓口の周知、早期通報・相談の重要性についての啓発を進めます。	・若者の消費者教育を推進するため、特別支援学校等の高等部新3年生を対象に、若者向け消費者教育教材を配付するとともに、教員向けの研修会を資料配信の形で実施しました。また、消費者センター等の相談窓口を掲載したクリアファイルを作成・配付しました。 ・千葉県社会福祉協議会への支援を通じ、令和3年3月末現在、1,628人が各市町村社会福祉協議会が提供する日常生活自立支援事業を利用しています。また、成年後見制度の利用の促進が図られるよう、引き続き事業の安定的な運営の支援に努めます。また、成年後見制度の利用の促進が図られるよう、引き続き、制度の周知を行います。 ・県民に対して、制度を周知するための講演会等を実施しました。 ・各特別支援学校において、生徒の障害の状況に合わせながら、『オトナ社会へのパスポート』等の消費者教育教材を活用し、消費者教育に係る教育活動を行いました。	引き続き、県消費者センター等に寄せられる相談を踏まえて、若者に対する消費者被害防止に係る注意喚起を進め、早期通報・相談の重要性について理解を深めるなどの消費者教育を推進します。 ・利用者が安心して日常生活自立支援事業を利用できるよう、引き続き事業の安定的な運営の支援に努めます。また、成年後見制度の利用の促進が図られるよう、引き続き、制度の周知を行います。 ・社会の情勢を踏まえながら、引き続き、生徒の障害の状況に合わせた消費者教育の推進を図っていきます。	8-22日常生活自立支援事業利用者数(再掲)
8-(7)-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(7)障害のある人への理解の促進に関するマーク・標識の周知	障害者福祉推進課	① 条や市町村などの公共施設においては、障害のある人に対応した設備や取組を示すマークの掲示を進めます。また、各種のマークの県民への周知と理解の促進を図り、マークの普及に努めます。	・ストラップ型ヘルプマークを作成するとともに、各種マークの普及に努めました。	・引き続き、ストラップ型ヘルプマークを作成するとともに、各種マークの普及に努めます。	
8-(7)-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(7)障害のある人への理解の促進に関するマーク・標識の周知	障害者福祉推進課	② 平成29年に作成した「ヘルプカード」について、認知度を高めるために、市町村や関係団体と連携し、普及・啓発に努めるとともに、当事者の声を伺いながら、より利用しやすいものとなるよう検討します。	・チラシやポスター、ステッカーを作成し、ヘルプマークの普及・啓発に努めました。	・引き続き、ストラップ型ヘルプマークとヘルプカードの両方をPRできるチラシやポスター、ステッカーを作成し、普及啓発に努めます。	